福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の 一部補正について

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について,下記の箇所を 別添の通りとする。

補正箇所, 補正理由およびその内容は以下の通り。

○「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」 消防機関への専用回線を使用した通報設備の復旧に伴う変更及びホームページ への不適合情報の公表開始に伴う変更について,原規規発第1803165号及び原規規 発第1803266号にて認可された実施計画の反映を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編(1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第4章 運転管理

- ・ 原規規発第1803165号にて認可された実施計画の反映 附則
- ・ 原規規発第1803266号にて認可された実施計画の反映

第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第4章 運転管理

・ 変更無し

附則

・ 原規規発第1803266号にて認可された実施計画の反映

VI 実施計画の実施に関する理解促進

変更なし

以上

別添

第1編

(1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第4章 運転管理

第1節 通則

(構成及び定義)

第11条

第3節(第30条から第33条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

- (1) 第1項:運転上の制限
- (2) 第2項:運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項:運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置
 - ※1:運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。
 - (1) 第2項の確認を行ったところ,運転上の制限を満足していないと各GM*2が判断した場合
 - (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
 - (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各GM^{※2}が判断した場合
 - ※2:各GMが不在で運転上の制限を満足していないと判断できない場合は、当直長 が運転上の制限を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。

2. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。

)	
安全確保設備等	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設
	に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」
	を受け,本実施計画「Ⅱ.1 設計,設備について考慮すべき事項」に係る
	以下の設備等をいう。
	(1)原子炉等の監視
	(2) 残留熱の除去
	(3) 原子炉格納施設雰囲気の監視等
	(4) 不活性雰囲気の維持
	(5)燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理
	(6)電源の確保
	(7)電源喪失に対する設計上の考慮
	(8)放射性固体廃棄物の処理・保管・管理
	(9) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (10) 放射性気体廃棄物の処理・管理
	(11) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等
	(12) 作業者の被ばく線量の管理等
	(13) 緊急時対策
速やかに	第4章運転管理第3節運転上の制限において「速やかに」とは、可能な限
	り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであ
	り、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される
	措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する
	*3準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施す
	ることが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求さ
	れる措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措
	置を実施する。
直ちに	第4章運転管理第3節運転上の制限において「直ちに」とは、本実施計画
	「Ⅱ. 2 特定原子力施設の構造及び設備,工事の計画」の「異常時(臨
	界時)の評価」において想定する事象を引き起こす可能性がないと判断し
	得る,十分短い時間で実施することを意味する。
当直長	第11条、第12条、第15条及び第33条における「当直長」とは、1
	~ 4 号設備運転管理部及び水処理運転管理部の当直長をいい, 第 2 6 条,
	第26条の2, 第27条及び第40条の2における「当直長」とは、水処
	理運転管理部の当直長をいう。また、本編において上記以外の条文におけ
	る「当直長」とは、 $1\sim4$ 号設備運転管理部の当直長をいう。
1	

W. L. → → . 11 →	上房になってはもウェルット時間もずかし、しょった日に時間もず無
排水完了エリア	本編において「排水完了エリアに貯留する残水」とは,建屋に貯留する滞
に貯留する残水	留水と水位が連動しておらず、滞留水を排水可能限界レベルまで排水した
	と水処理計画GMが判断 ^{**4} したエリアの滞留水をいう。
水位安定エリア	本編において「水位安定エリアに貯留する滞留水」とは、対象とする建屋
に貯留する滞留	からの排水によって生じる限定されたエリアにおいて、その水位がその他
水	のエリアにおける建屋に貯留する滞留水と水位が連動しておらず、その水
	位が安定しており、かつ速やかに排水することが困難であると水処理計画
	GMが判断 ^{**4} したエリアの滞留水をいう。
建屋に貯留する	本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1~4号炉タービン建屋、
滞留水	1~4号炉原子炉建屋,1~4号炉廃棄物処理建屋,プロセス主建屋及び
	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし,水位安定エリアに貯
	留する滞留水及び排水完了エリアに貯留する残水と判断したエリアを除
	< ∘

※3:関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

※4:判断するまでの期間は当該滞留水を建屋に貯留する滞留水と定義し、第26条を適用する。

なお、水位の連動は当該滞留水以外の建屋に貯留する滞留水と比較する。

(運転員の確保)

第12条

1~4号設備運転管理部長及び水処理運転管理部長は、安全確保設備等の運用*1にあたり原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

- 2. 各GMは,安全確保設備等の運用にあたり,必要な知識を有する者を確保する。なお,安全確保設備等の運用に必要な知識を有する者とは,各GMが安全確保設備等の運用に 関する力量の確認を行った者をいう。
- 3. 1~4号設備運転管理部長及び水処理運転管理部長は、安全確保設備等の運用*1にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、それぞれ1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。

表12

	当直 (1~4号炉設備運転管理部)	当直 (水処理運転管理部)
1班あたりの人数	6名以上	6名以上

- 4. 1~4号設備運転管理部長及び水処理運転管理部長は、当直長又は当直副長を常時免 震重要棟に確保する。
- ※1:当直長以外の各GMが運用する業務を除く。なお、当直長は、当直長以外の各GM が業務を行うために連絡する必要があると判断した場合には、当直長以外の各GM に連絡を行う。

(巡視点検)

第13条

各GMは、安全確保設備等について、定期的に巡視又は点検を行う。

(マニュアルの作成)

第14条

各GMは、安全確保設備等について、次の各号に掲げる運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、発電所各部長以上の承認を得る。

- (1)巡視点検に関する事項
- (2) 異常時の操作に関する事項
- (3) 警報発生時の措置に関する事項
- (4) 各設備の運転操作に関する事項
- (5) 定例試験に関する事項

(引 継)

第15条

当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、運転日誌及び引継日誌を引き渡 し、運転状況を申し送る。 (地震・火災等発生時の対応)

第16条

各GMは、地震・火災が発生した場合は、次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。

- (1) 震度5弱以上の地震が観測*1された場合は、地震終了後に安全確保設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。
- (2) 安全確保設備等に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼防止に努め、鎮火後安全確保設備等の損傷の有無を確認する。
- 2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。
 - (1) 防災安全GMは,発電所から消防機関へ通報するため,専用回線を使用した通報 設備を免震重要棟緊急時対策所及び新事務本館緊急時対策室に設置する*2。
 - (2) 防災安全GMは、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとと もに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
 - (3) 防災安全GMは、初期消火活動を行うため、表16に示す化学消防自動車及び泡 消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。
 - (4) 各GMは, 第13条に定める巡視により, 火災発生の有無を確認する。
 - (5) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測*1された場合は、地震終了後発電所内*3の 火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告 する。
 - (6) 防災安全GMは,前各号に定める初期消火活動のための体制について,総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに,評価結果に基づき,より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

表16

設備	数量
化学消防自動車※4	1台**5
泡消火薬剤	1500リットル以上
(化学消防自動車保有分を含む)	

- 3. 各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、安全確保設備等に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、1~4号設備運転管理部長に報告する。1~4号設備運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。
- ※1:観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。

- ※2:専用回線,通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし, 点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。
- ※3:重要度分類指針におけるクラス1,2,3の機能を有する構築物,系統及び機器と する。
- ※4:400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。
- ※5:化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防 ポンプ自動車等をもって代用することができる。

(異常時のための措置)

第16条の2

原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として, 次の措置を講じる。

- (1) 原子炉冷却GM及び当直長は、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行う ための訓練を、1年に1回以上実施する。
- (2) 原子炉冷却GMは、表 1602-1 に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1 $_{\tau}$ 月に $_{1}$ 回点検を行う。
- (3)原子炉冷却GMは,異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め, 配備する。
- (4) 原子炉冷却GMは、表16の2-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。
- (5) 原子炉冷却GMは, (1), (3) 及び(4) に定める事項について, 当直長は, (1) に定める事項について定期的に評価を行うとともに, 評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

表16の2-1

設備	関連条文	台 数
消防車	第18条	3台

- 2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。
- (1) 使用済燃料プール冷却GMは、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。
- (2) 使用済燃料プール冷却GMは、表1602-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車及びコンクリートポンプ車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。
- (3) 使用済燃料プール冷却GMは,異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め,配備する。
- (4) 使用済燃料プール冷却GMは、表 1602-2 に示す消防車及びコンクリートポンプ車を操作するために必要な要員を確保する。
- (5) 使用済燃料プール冷却GMは、(1)、(3) 及び(4) に定める事項について定期的 に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

表16の2-2

設備	関連条文	台 数
消防車	第20条,第22条	1台**1
コンクリートポンプ車	第20条,第22条	1台

※1:使用済燃料共用プール設備と共用

- 3. 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。
- (1) 電気設備保守GMは、電気設備について異常時の措置の活動(電源車の使用)を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。
- (2) 電気設備保守GMは、表1602-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、1 $_{\mathcal{F}}$ 月に1回点検を行う。
- (3) 当直長は、表1602-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な所内共通ディーゼル発電機 *2 の動作確認を1ヶ月に1回行う。
- (4) 電気設備保守GMは, 異常時の措置の活動に必要な(2) 以外のその他資機材を定め、配備する。
- (5) 電気設備保守GMは、表1602-3に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。
- (6) 当直長は、表1602-3に示す所内共通ディーゼル発電機 *2 を操作するために必要な要員を確保する。
- (7) 電気設備保守GMは, (1), (4) 及び(5) に定める事項について定期的に評価を 行うとともに,評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

表16の2-3

設備	関連条文	台 数
電源車	第28条	2台
所内共通	空 0 0 久	1 4
ディーゼル発電機*2	第28条	1台

- ※2:「所内共通ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機A系(4号炉B系ディーゼル発電機)又は所内共通ディーゼル発電機B系(2号炉B系ディーゼル発電機)をいう。以下、第28条において同じ。
- 4. 使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。
- (1) 燃料管理GMは、使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。

- (3) 燃料管理GMは, 異常時の措置の活動に必要な(2) 以外のその他資機材を定め, 配備する。
- (4) 燃料管理GMは、表16の2-4に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。
- (5) 燃料管理GMは、(1)、(3) 及び(4) に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

表16の2-4

設備	関連条文	台 数
消防車	第21条	1台**3

※3:使用済燃料プール循環冷却設備と共用

- 5. 多核種除去設備及び増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物**4を収納した高性能容器について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。
- (1) 水処理計画GMは,多核種除去設備及び増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物** ⁴を収納した高性能容器について異常時の措置の活動を行うための訓練を,1年に1回以上実施する。
- (2) 水処理計画GMは、表1602-5に定める異常時の措置の活動を行うために必要な吸引設備を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。
- (3) 水処理計画GMは, 異常時の措置の活動に必要な(2) 以外のその他資機材を定め, 配備する。
- (4) 水処理計画GMは、表 1602-5 に示す吸引設備を操作するために必要な要員を確保する。
- (5) 水処理計画GMは、(1)、(3) 及び(4) に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
- ※4:「二次廃棄物」とは、沈殿処理生成物及び使用済吸着材をいう。以下、第40条に おいて同じ。

表16の2-5

設備	関連条文	台 数
吸引設備	第40条	1台

第2節 運転上の留意事項

(水質管理)

第17条

分析評価GMは、使用済燃料プール水の導電率(40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度)及びpHを3ヶ月に1回確認し、その結果を使用済燃料プール冷却GMに通知する。

- 2. 分析評価GMは、処理水バッファタンク水の導電率 (40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度) を3ヶ月に1回確認し、その結果を原子炉冷却GMに通知する。
- 3. 分析評価GMは, 1号炉, 2号炉及び3号炉の復水貯蔵タンク水の導電率 (40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し,その結果を原子炉冷却GMに通知する。
- 4. 使用済燃料プール冷却GMは、使用済燃料プール水の水質が表17に定める基準値の 範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。
- 5. 原子炉冷却GMは、処理水バッファタンク水並びに1号炉、2号炉及び3号炉の復水 貯蔵タンク水の水質が表17に定める基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復 するよう努める。

表17

1. 1号炉, 2号炉及び3号炉

項目		基準値
	導電率	40mS/m 以下(25℃において)
使用済燃料プール水	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下
	рН	5.6~10.0 (25℃において)
	導電率	40mS/m以下 (25℃において)
処理水バッファタ ンク水	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下
	導電率	40mS/m 以下(25℃において)
復水貯蔵タンク水	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下

2. 4号炉

項目		基準値
	導電率	40mS/m以下 (25℃において)
使用済燃料プール水	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下
	Hq	5.6~11.0 (25℃において)

第3節 運転上の制限

(原子炉注水系)

第18条

原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系*1は表18-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、常用原子炉注水系及び任意の24時間当たりの注水量増加幅に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。

- (1) 原子炉注水系の保全作業又は電源停止作業のために、計画的に常用原子炉注水系を 一時停止し、非常用原子炉注水系により注水する場合
- (2) 原子炉注水系の流量調整又は流量変更時において、オーバーシュートにより、一時 的に注水量増加幅が 1.0m³/h を超えた場合又はアンダーシュートにより、一時的に原 子炉の冷却に必要な注水量を確保できない場合
- (3) ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い,一時的に原子炉注水系を停止する場合
- (4) 運転中の原子炉注水ポンプが停止した場合において、当該原子炉注水ポンプ又は他の原子炉注水ポンプが自動起動したことにより、直ちに原子炉の冷却に必要な注水量を確保した場合
- 2. 原子炉注水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を安全管理GMに通知する。
- (2) 安全管理GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、当直長に通知する。
- (3) 当直長は、原子炉注水系を運転し、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を安全管理GMに通知する。
- (4) 当直長は、原子炉注水系の各設備について、表18-2に定める事項を確認する。
- 3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限(原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く)を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。また、安全管理GMは、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。
- ※1:原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子 炉注水系とは、常用高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注

水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)の2系列をいう。

表18-1

項目	運転上の制限
原子炉圧力容器底部温度	80℃以下**2
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向*2がないこと
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること
待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること**3
任意の24時間あたりの注水量増	1.0m³/h 以下※ ⁴
加幅	

- ※2:原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、安全管理GMが、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- ※3:1系列が動作可能であることとは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。
- ※4:以下の場合を除く。
 - ①注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合。
 - ②未臨界維持に必要なほう酸水注入後に注水量を増加させた場合。なお、至近のほう酸水注入後に実施した注水量増加を起点として、24時間以内に注水量を増加する場合は、1.0m³/h以下であっても、その都度ほう酸水を注入する。

表18-2

項目	頻度
待機中の非常用原子炉注水系1系列が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回

表18-3

条件	要求される措置**5	完了時間
A. 原子炉圧力容器底部温	A 1. 当該温度について運転上の制限を満足さ	速やかに
度又は格納容器内温度	せる措置を開始する。	
が運転上の制限を満足		
していないと判断した		
場合		
B. 常用原子炉注水系が運	B 1. 常用原子炉注水系が運転上の制限を満足	速やかに現場
転上の制限を満足しな	するように注水量を増加する又は待機中	対応を行う体
いと判断した場合	の原子炉注水ポンプを起動する。	制を整えた後
		1時間
C. 待機中の非常用原子炉	C1. 非常用原子炉注水系1系列を動作可能な	速やかに
注水系が1系列もない	状態に復旧する措置を開始する。	
場合		
D. 任意の 2 4 時間あたり	D1.任意の24時間あたりの注水量増加幅を	速やかに
の注水量増加幅が運転	制限値以内に復旧する措置を開始する。	
上の制限を満足してい		
ないと判断した場合		
E.条件Bで要求される措	E1. 原子炉への注水手段を確保し, 注水する	速やかに
置を完了時間内に達成	措置を開始する。	
できない場合		

※5:要求される措置として注水量を増加させる場合は、任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限とせず、注水量を元に戻すことを優先し、注水量の増加後に未臨界であることを確認する。

(非常用水源)

第19条

非常用水源(ろ過水タンク及び純水タンク)は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 非常用水源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 運営設備GMは、非常用水源の保有水量(タンク水位)を1ヶ月に1回確認する。
- 3. 運営設備GMは、非常用水源の水位が第1項で定める運転上の制限を満足していない と判断した場合、原子炉冷却GMに報告し、原子炉冷却GMは表19-3の措置を講じる。

表19-1

項目	運転上の制限
非常用水源	表19-2に定める保有水量(タンク水位)が確保さ
	れていること

表19-2

	ろ過水タンク1基 ^{※1}	純水タンク1基**2
保有水量 (タンク水位)	916m³ (1.9m) 以上	663m³ (4.6m) 以上

※1: ろ過水タンク1基とは No. 2 ろ過水タンクをいう。

※2:純水タンク1基とは No.1 純水タンク, No.2 純水タンクのうち, いずれか1基をいう。

表19-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足して	A1. 純水タンク1基の保有水量(タンク	速やかに
いるろ過水タンクが1基	水位) が制限値を満足していることを	
もない場合	確認する。	
	及び	
	A 2. ろ過水タンク 1 基の保有水量 (タン	速やかに
	ク水位) を制限値以内に復旧する措置	
	を開始する。	
B. 運転上の制限を満足して	B1. ろ過水タンク1基の保有水量 (タン	速やかに
いる純水タンクが1基も	ク水位) が制限値を満足していること	
ない場合	を確認する。	
	及び	
	B 2. 純水タンク1基の保有水量 (タンク	速やかに
	水位) を制限値以内に復旧する措置を	
	開始する。	

(使用済燃料プールの水位及び水温)

第20条

使用済燃料プールの水位及び水温は、表 20-1 で定める事項を運転上の制限とする。 ただし、使用済燃料プールの水温については、4 号炉を除く。

- 2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1 回確認する。なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。
- (2) 当直長は、使用済燃料プールの水温が 65^{\circ}C以下(1号炉は 60^{\circ}C以下)であることを 毎日1回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済 燃料プールの水温が 65^{\circ}C以下(1号炉は 60^{\circ}C以下)であることを評価する。
- 3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、使用済燃料プール冷却GMに報告し、使用済燃料プール冷却GMは表20-2の措置を講じる。

表20-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65℃以下(1号炉は60℃以下)

表20-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プールの	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置	速やかに
水位が運転上の制限	を開始する。	
を満足しないと判断	及び	
した場合	A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料	速やかに
	に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃	
	料は所定の場所に移動する。	
B. 使用済燃料プールの	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置	速やかに
温度が運転上の制限	を開始する。	
を満足しないと判断		
した場合		

(使用済燃料共用プールの水位及び水温)

第21条

使用済燃料共用プールの水位及び水温は、表21-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 使用済燃料共用プールの水位及び水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、使用済燃料共用プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並び に使用済燃料共用プールの水温が 65℃以下であることを毎日1回確認する。
- 3. 当直長は、使用済燃料共用プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表21-2の措置を講じる。

表 2 1-1

項目	運転上の制限
使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料共用プールの水温	65℃以下

表 2 1 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料共用プー	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する	速やかに
ルの水位が運転上の	措置を開始する。	
制限を満足しないと	及び	
判断した場合	A2. 使用済燃料共用プール内での照射された	速やかに
	燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中	
	の燃料は所定の場所に移動する。	
B. 使用済燃料共用プー	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する	速やかに
ルの水温が運転上の	措置を開始する。	
制限を満足しないと		
判断した場合		

(使用済燃料プールー次系系統の漏えい監視)

第22条

使用済燃料プールー次系系統は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 使用済燃料プール一次系系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。
- (2) 当直長は、(1) において漏えいのおそれがあると判断した場合には、使用済燃料プールー次系系統の巡視を行う。
- 3. 当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、使用済燃料プール冷却GMに報告し、使用済燃料プール冷却GMは表22-2の措置を講じる。

表 2 2-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プール	一次系系統の異常な漏えい*1がないこと
一次系系統	一次糸糸杭の英帛な棚えい… かないこと

※1:「異常な漏えい」とは、使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮(温度低下による体積の減少)によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。また、現場の巡視点検等において、隔離が不可能であり、かつ漏えい拡大防止の措置が困難と判断される漏えいが確認された場合も含む。

表 2 2 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プールー	A1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措	速やかに
次系系統が運転上の	置を開始する。	
制限を満足しないと	及び	
判断した場合	A2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏	速やかに
	えいがない状態に復旧させる措置を開始す	
	る。	

(ほう酸水注入設備)

第23条

原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表 2 3 - 1 で定める事項を 運転上の制限とする。ただし、以下の期間は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

- (1) ほう酸水の注入準備から、注入後の表 23-1 で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお、注入後は、速やかに表 23-1 で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。
- 2. ほう酸水注入設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 分析評価GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。
- (2) 当直長は、ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1、2の範囲内にあることを1 τ 月に1回確認する。
- 3. 当直長は、ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断 した場合、表23-2の措置を講じる。

表 2 3-1

項目	運転上の制限
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図23-1,2の範囲 内にあること

表 2 3 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. ほう酸水タンクの水位及び	A 1. ほう酸水タンクの水位及び温	速やかに現場
温度が図23-1,2の範囲	度を図23-1,2の範囲内に	対応を行う体
内にない場合	復旧する。	制を整えた後
		8時間
B. 条件Aで要求される措置	B1.ほう酸水の注入手段を確保す	速やかに
を完了時間内に達成できな	る措置を開始する。	
い場合		



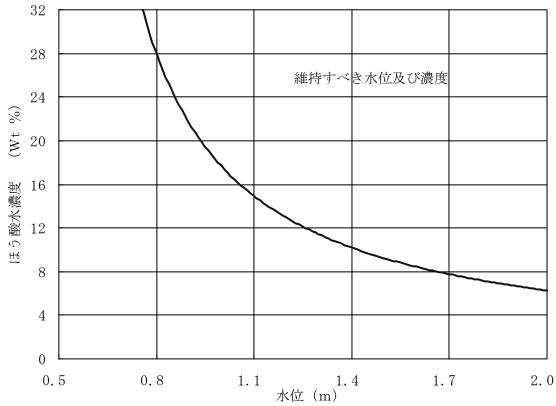
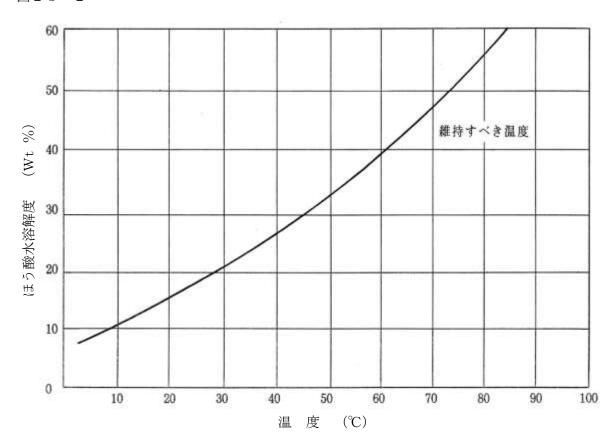


図23-2



Ⅲ-1-4-22

(未臨界監視)

第24条

原子炉の未臨界を維持するにあたって、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能 濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器は表24-1で定める事項を運転上 の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下 の場合は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器に対する運転上の制限を満足しな いとはみなさない。

- (1) 運転中の原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが停止した場合において,直ちに当該排気ファン又は他の排気ファンが自動起動したことにより,原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネル動作可能となる場合
- 2. 原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。
- (2) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作可能であることを1時間に1回確認する。
- 3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度又は原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-2の措置を講じる。

表 2 4-1

項目	運転上の制限
行业は地技徒のお針や連座	キセノン135の放射能濃度が 1Bq/cm³以下である
短半減期核種の放射能濃度	こと
原子炉格納容器ガス管理設備	1チャンネルが動作可能であること**1
の放射線検出器	

※1:動作可能であることとは、原子炉格納容器内のガスが原子炉格納容器ガス管理設備内に通気され、短半減期核種の放射能濃度が監視可能であることをいう。

表 2 4-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 短半減期核種の放射	A1.ほう酸水を注入する措置を開始す	速やかに
能濃度が運転上の制限	る。	
を満足していないと判		
断した場合		
B. 動作可能である原子	B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及	速やかに
炉格納容器ガス管理設	びモニタリングポストの空間線量率	その後
備の放射線検出器が1	を記録し、その結果を安全管理GMに	1時間に1回
チャンネルもない場合	通知する。	
	及び	
	B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射	速やかに
	線検出器を動作可能な状態に復旧す	
	る措置を開始する。	
C. 条件Bで要求される	C1.ほう酸水を注入する措置を開始す	速やかに
措置を実施中に, 未臨	る。	
界であることが確認で		
きない場合		

(格納容器内の不活性雰囲気の維持機能)

第25条

格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、窒素ガス封入設備は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。また、格納容器内の水素濃度の監視として、格納容器内水素濃度は表25-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、窒素ガス封入設備に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。

- (1) 窒素ガス封入設備の点検、電源停止等のために、計画的に窒素ガス封入設備を一時停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する場合。
- (2) 運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該窒素ガス分離装置を再起動した場合又は他の窒素ガス分離装置に切り替えた場合。なお、窒素ガス分離装置を再起動する又は他の窒素ガス分離装置に切り替えるまでの間においては、当直長は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する。
- 2. 窒素ガス封入設備及び格納容器内水素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 安全管理GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、当直長に通知する。
- (2) 当直長は、運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素 封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。
- (3) 当直長は、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。
- (4) 当直長は、表25-2に定める事項を確認する。
- (5) 安全管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表25-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内で の大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知す る。
- (6) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器 ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する*1。
- ※1:原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理 設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。
 - ①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。
 - ②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。
 - ③安全管理GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。

- ④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表 2 5 1 の格納容器内水素濃度 以下であることを確認する。
- ⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。
- 3. 当直長は、窒素ガス封入設備又は格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限 を満足していないと判断した場合、表25-3の措置を講じる。

表 2 5-1

項目	運転上の制限
	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び非常用窒素
窒素ガス封入設備	ガス分離装置(非常用窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機
	を含む)が動作可能であること
格納容器內水素濃度	2.5%以下

表 2 5 - 2

項目	頻度
非常用窒素ガス分離装置(非常用窒素ガス分離装置用ディーゼル発電	1ヶ月に1回
機を含む)が動作可能であることを確認する。	

表 2 5 - 3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転中の窒素ガス分	A1.非常用窒素ガス分離装置を運転状態とす	速やかに
離装置が1台もない	る措置を開始する。	
場合(ただし、速やか	及び	
に窒素ガス分離装置	A2.少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動	速やかに
を再起動させた場合	作可能な状態に復旧する措置を開始する。	
又は切り替えた場合		
を除く)		
B. 非常用窒素ガス分離	B 1. 非常用窒素ガス分離装置 (非常用窒素ガ	速やかに
装置が動作不能の場	ス分離装置用ディーゼル発電機を含む)	
合	を動作可能な状態に復旧する措置を開	
	始する。	
C. 格納容器内水素濃度	C 1.格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧	速やかに
が運転上の制限を満	する措置を開始する。	
足していないと判断		
した場合		

(建屋に貯留する滞留水)

第26条

建屋に貯留する滞留水は、表 26-1 及び表 26-2 に定める事項を運転上の制限とする。また、建屋近傍のサブドレン水は、表 26-3 に定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 建屋に貯留する滞留水、建屋近傍のサブドレン水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 当直長は、2号炉及び3号炉のタービン建屋、プロセス主建屋並びに雑固体廃棄物 減容処理建屋の滞留水の水位**1*2を毎日1回確認する。
- (2) 当直長は、 $1\sim4$ 号炉タービン建屋、 $1\sim4$ 号炉原子炉建屋及び $1\sim4$ 号炉廃棄物 処理建屋の滞留水の水位 *1 * 2 が建屋近傍のサブドレン水の水位 *3 より低いことを 毎日1回確認 *4 する。
- (3) 当直長は、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位^{※1 ※2}が建 屋近傍のサブドレン水の水位より低いことを1週間に1回確認^{※4}する。
- (4) 水処理計画GMは、建屋に貯留する滞留水のうち、滞留水移送装置での水位調整が可能なエリアと水位が連動しておらず、かつ水位が安定していることが確認できないエリアに貯留されている滞留水の水位を毎日1回測定し、その結果を当直長に通知する。
- (5) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水と判断した滞留水について、 水位安定エリアに貯留する滞留水に該当する旨を当直長に通知する。
- (6) 水処理計画GMは、排水完了エリアに貯留する残水と判断した滞留水について、排水完了エリアに貯留する残水に該当する旨を当直長に通知する。
- (7)分析評価GMは、1~4号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容 処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度(セシウム134及びセシウム137)を 1週間に1回測定し、その結果を当直長に通知する。
- ※1:電源停止,機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。
- ※2:第2項(4)にて水処理計画GMが測定を実施しているエリアの水位を含む。
- ※3:電源停止,機器の不具合等で確認できない場合は,当該サブドレン近傍のサブドレン水位計等を確認し,水位を評価する。
- ※4:塩分濃度による比重を考慮した補正値を用いること。
- 3. 当直長は、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める運転上の制限を満足していない と判断した場合、表26-4の措置を講じる。

表 2 6-1

項目	運転上の制限
2号炉のタービン建屋の滞留水水位	T. P. 2, 064mm 以下
3号炉のタービン建屋の滞留水水位	T. P. 2, 064mm 以下
プロセス主建屋の滞留水水位	T. P. 4, 238mm 以下
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	T. P. 2, 754mm 以下

表 2 6-2

項目	運転上の制限	
1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉タービ		
ン建屋の滞留水水位		
1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉原子炉		
建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えな	
1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉廃棄物	いこと	
処理建屋の滞留水水位		
プロセス主建屋の滞留水水位		
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位		

表 2 6 - 3

項目	運転上の制限	
1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉タービ		
ン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度		
プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射	放射能濃度が 1.0×10 ² Bq/cm ³ 以下であるこ	
能濃度	ح ا	
雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレ		
ン水の放射能濃度		

表 2 6-4

条件	要求される措置	完了時間
A. 2号炉又は3号炉の	A 1. 当該号炉のタービン建屋の滞留水水位を	速やかに
タービン建屋の滞留	T.P.2,064mm 以下に維持する措置を開始す	
水水位が表26-1	る。	
を満足していない場		
合		
B. プロセス主建屋の滞	B1. プロセス主建屋の滞留水水位を	速やかに
留水水位が表26-	T.P.4,238mm 以下に維持する措置を開始す	
1を満足していない	る。	
場合		
C. 雑固体廃棄物減容処	C 1. 雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	速やかに
理建屋の滯留水水位	を T.P.2,754mm 以下に維持する措置を開始	
が表26-1を満足	する。	
していない場合		
D. 各建屋の滞留水水位	D1. 当該建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブ	速やかに
が表 2 6 - 2 を満足	ドレン水の水位を超えていない状態に復旧	
していない場合	する措置を開始する。	
	及び	
	D 2. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃	速やかに
	度を測定する。	以降
		3月に1回
E. 各建屋近傍のサブド	E 1. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃	速やかに
レン水の放射能濃度	度を制限値以内に復旧する措置を開始す	
が表 2 6 - 3 を満足	る。	
していない場合	及び	
	E 2. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃	速やかに
	度を測定する。	以降
		毎日1回

(水位安定エリアに貯留する滞留水)

第26条の2

水位安定エリアに貯留する滞留水は、表 2602-1 に定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 水位安定エリアに貯留する滞留水を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水水位の基準値*1を定め、当直 長に通知する。
- (2) 水処理計画GMは,水位安定エリアに貯留する滞留水の水位を1ヶ月に1回測定し, その結果を当直長に通知する。
- (3) 当直長は、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位が基準値*1及び当該建屋近傍サブドレン水の水位をともに超えていないことを1ヶ月に1回確認する。
- (4) 水処理計画GMは、水位安定エリアに貯留する滞留水の水位の安定性を1ヶ月に1 回確認するとともに、当該滞留水の水位が安定していることが確認できない場合、 当該滞留水について建屋に貯留する滞留水に該当する旨を当直長に通知する。なお、 (3) において運転上の制限を満足していないと判断した場合、第3項に定める表 26の2-2の要求される措置を講じることを優先する。
- (5) 水処理計画GMは、排水完了エリアに貯留する残水と判断した滞留水について、排水完了エリアに貯留する残水に該当する旨を当直長に通知する。
- 3. 当直長は、水位安定エリアに貯留する滞留水が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表26の2-2の措置を講じる。

表26の2-1

項目	運転上の制限
水位安定エリアに貯留する滞留水水位	水位の基準値*1及び当該建屋近傍のサブドレ
	ン水の水位をともに超えないこと

表26の2-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 水位安定エリアに貯留	A1. 当該滞留水水位が水位の基準値 ^{*1} を超え	速やかに
する滞留水水位が運転	ていない状態に復旧する措置を開始する。	
上の制限を満足してい	及び	
ない場合	A 2. 当該建屋近傍のサブドレン水の水位を超	速やかに
	えていない状態に復旧する措置を開始する。	
	及び	
	A3. 当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃	速やかに
	度を測定する。	以降
		3日に1回

※1:水位の基準値とは、水位安定エリアに貯留する滞留水と判断した時の滞留水の水位をいう。

(汚染水処理設備)

第27条

汚染水処理設備は、表27-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

- (1) 2号炉及び3号炉のタービン建屋の滞留水水位が T.P.2,064mm 以下で,動作可能である汚染水処理設備が1設備*1もなくなった場合において,1設備もなくなった時点から3日以内に汚染水処理設備1設備を復旧させた場合
- ※1:1設備とは、セシウム吸着装置4系列、第二セシウム吸着装置2系列又は第三セシウム吸着装置1系列をいう。
- 2. 汚染水処理設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 当直長は、汚染水処理設備1設備が動作可能²であることを毎日1回確認する。また、2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2、064mmを超えた場合には、さらに1設備が動作可能であることを毎日1回確認する。
- ※2:本条における動作可能であることとは、設備が運転中であるか、若しくは、設備が 待機状態であってかつ運転が可能と判断される場合をいう。
- 3. 当直長は、汚染水処理設備が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断 した場合、表27-2の措置を講じる。

表 2 7-1

項目	運転上の制限
汚染水処理設備	1設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉の
	タービン建屋の滞留水水位が T. P. 2,064mm を超える場合
	は、さらに1設備が動作可能であること。

表 2 7 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 汚染水処理設備が運	A 1. 運転上の制限を満足させる措置を開始す	速やかに
転上の制限を満足し	る。	
ていない場合		

(外部電源)

第28条

外部電源は、表 28-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。

- 2. 外部電源が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。
- 3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表28-2の措置を講じる。

表 28-1

項目	運転上の制限
外部電源	2系列*1が動作可能であること

※1:外部電源の系列数は,第29条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数の数とする。

表 28-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能である外部	A 1. 外部電源を 2 系列動作可能な状態に復旧	速やかに
電源が1系列のみの	する措置を開始する。	
場合	及び	
	A 2. 非常用ディーゼル発電機*2*31台が動	速やかに
	作可能であることを, 当該設備が機能するこ	
	とを示す至近の記録により確認する。	
	及び	
	A 3. 非常用ディーゼル発電機 ^{*2*3} からの電	速やかに
	源供給のために必要な交流高圧電源母線が	
	受電可能となる措置を開始する。	
B. 動作可能である外部	B 1.外部電源を1系列動作可能な状態に復旧	速やかに
電源が1系列もない	する措置を開始する。	
場合	及び	
	B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機 ^{※2※3} によ	速やかに
	り電力を供給する措置を開始する。	
	又は	
	B2.2.第18条で要求される設備に対して	速やかに
	電源車により電力を供給する措置を開始す	
	る。	

※2:本条における「非常用ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機、5号 炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。

※3: 当直長は、5号炉及び6号炉の非常用ディーゼル発電機が待機状態であることを、 当該設備が機能することを示す至近の記録により1ヶ月に1回確認する。

(所内電源系統)

第29条

所内電源系統は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合を除く。

- 2. 所内電源系統が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は,第18条,第25条及び第27条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。
- 3. 当直長は、所内電源系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じる。

表 2 9-1

項目	運転上の制限
	第18条,第25条及び第27条で要求される設備並びに免
所内電源系統	震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されてい
	ること

表 2 9 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足	A1.要求される所内電源系統を動作可能な状	速やかに
していないと判断し	態に復旧する措置を開始する。	
た場合		

(運転上の制限の確認)

第30条

各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項※1で確認する。

- 2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該 措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表30に定める範囲内で延長することが できる**2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、 定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。
- 3. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかった場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。
- 4. 各GMは,運転上の制限が適用される時点から,第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。
- 5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。
- 6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第31条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。

※1:第30条から第33条を除く。以下、第31条及び第32条において同じ。

※2:第2節で定められた頻度も適用される。

表30

頻 度		備考
保安規定で定める頻度	延長できる時間	備 考
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。
3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する。
1週間に1回	2 月	日単位の間隔で確認する。
1ヶ月に1回	7 日	日単位の間隔で確認する。 なお, 1ヶ月は31日とする。
3ヶ月に1回	2 3 日	日単位の間隔で確認する。 なお,3ヶ月は92日とする。

(運転上の制限を満足しない場合)

第31条

運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。

- 2. 各GMは, 第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても, 運転上の制限に関係する事象が発見された場合は, 運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。
- 3. 各GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。
- 4. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長及び1~4号設備運転管理部長(第26条、第26条の2及び第27条においては、水処理運転管理部長)に報告し、1~4号設備運転管理部長(第26条、第26条の2及び第27条においては、水処理運転管理部長)は所長及び原子炉主任技術者に報告する。
- 5. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。
- 6. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当直長及び1~4号 設備運転管理部長(第26条、第26条の2及び第27条においては、水処理運転管理 部長)に報告し、1~4号設備運転管理部長(第26条、第26条の2及び第27条に おいては、水処理運転管理部長)は原子炉主任技術者に報告する。
- 7. 各GMは、次の各号を適用することができる。
- (1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。
- (2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。
- (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。
- (4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。

(保全作業を実施する場合)

第32条

各GMは、保全作業(試験を含む)を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置*1を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。

- 2. 第1項の実施については、第31条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。
- 3. 各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。
- 4. 各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合、当直長(第26条、第26条の 2及び第27条においては、当直長(水処理運転管理部))に報告する。第1項の実施に あたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業の開始時間の起点とする。
- 5. 各GMは, 第1項を実施する場合, 第31条第3項及び第7項に準拠する。
- 6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置が満たされなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。
- 7. 各GMは,第1項を実施し,当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は, 当直長及び1~4号設備運転管理部長(第26条,第26条の2及び第27条においては, 当直長(水処理運転管理部)及び水処理運転管理部長)に報告し,1~4号設備運転管理 部長(第26条,第26条の2及び第27条においては,水処理運転管理部長)は原子炉 主任技術者に報告する。
 - ※1:第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。

(運転上の制限に関する記録)

第33条

当直長は、各GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合又は 自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。

- (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻
- (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保全作業を含む)
- (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻
- 2. 当直長は、各GMから第32条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合 又は自ら第32条第1項で定める保全作業を実施した場合、次の各号を引継日誌に記録す る。
- (1)第32条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、 その時刻及び保全作業の内容
- (2) 安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果
- (3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻

附則

附則(

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

附則(平成30年3月26日 原規規発第1803266号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条, 第42条の2及び第43条については, 大型機器除染設備の運用を開始した 時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(平成30年3月13日 原規規発第1803131号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条, 第43条及び第61条については, 放射能・化学分析機器の管理業務が移管 された時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(平成30年1月26日 原規規発第1801264号)

(施行期日)

第1条

2. 添付1 (管理区域図) の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第9棟の管理区域図面並びに添付2 (管理対象区域図) の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第9棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成29年9月28日 原規規発第1709285号)

(施行期日)

第1条

2. 第27条及び第40条については、第三セシウム吸着装置の運用を開始した時点から 適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則 (平成 2 9 年 3 月 7 日 原規規発第 1703071 号) (施行期日) 第1条

2. 第3条, 第5条, 第42条の2及び第43条については, 放射性物質分析・研究施設 第1棟の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(平成28年12月27日 原規規発第1612276号)

(施行期日)

第1条

2. 第40条の2における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から 順次適用する。

附則(平成27年9月16日 原規規発第1509166号)

(施行期日)

第1条

2. 第42条, 第42条の2及び第43条については, 運用補助共用施設排気放射線モニタ及び燃料貯蔵区域換気空調系の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(平成27年9月7日 原規規発第1509071号)

(施行期日)

第1条

2. 添付2 (管理対象区域図) の免震重要棟2階他の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成25年8月14日 原規福発第1308142号)

(施行期日)

第1条

2. 第17条第3項及び第4項の1号炉及び2号炉の復水貯蔵タンク水については、各号炉の復水貯蔵タンクの運用開始時点からそれぞれ適用する。

第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第4章 運転管理

第1節 通則

(構成及び定義)

第11条

本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。

- 2. 第3節 (第72条~ 第75条を除く。) における条文の基本的な構成は次のとおりとする。
- (1) 第1項:運転上の制限
- (2) 第2項:運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項:運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置
- ※1:運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。
 - (1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各GMが判断した場合
 - (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
 - (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各GMが判断した場合

表 11**2

原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換
原子炉モード			燃料取替	燃料取替	燃料取替
スイッチの位置	運転	起動	又は	又は	又は
			停止	停止	停止
原子炉圧力容器	全ボルト	全ボルト	全ボルト	全ボルト	1本以上ボ
締付ボルトの状態	締付	デージャー 締付	締付	主	ルトが緩め
MDTI ないと 1.004人)を	Wth 1.1	ነብ 1.1	Wili 1.1	Mil 1.1	られている
			100℃	100℃	
原子炉冷却材温度			以上	未満	

※2:第69条,第70条及び第71条の適用時は当該条文による。

3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
管理的手段に	系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次
よる確認	の事項から1つないし複数を適切に組み合わせて間接的に確認すること
	をいう。ただし,実際に直接的に確認することを妨げるものではない。
	(1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生し
	ていないこと。
	(2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。
	(3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。
	(4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されているこ
	と。
原子炉圧力	原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。
原子炉建屋内	原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動
で照射された	の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料
燃料に係る作	に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安
業	全な状態で終了させる場合を除く。
スタック	通常の制御棒挿入・引抜操作を行った際に、制御棒が挿入又は引き抜き
	ができない状況が発生し、動作不能と判断できない状態をいう。なお、
	所定の位置で制御棒の位置を固定できない場合を含む。
速やかに	第3節運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施す
	るものであるが, 一義的に時間を決められないものであり, 意図的に遅
	延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施す
	る場合には,上記の主旨を踏まえた上で,組織的に実施する※3準備が整
	い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが
	要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措
	置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を
	実施する。
制御棒が全挿	制御棒が全挿入された状態で、制御棒駆動機構を除外した状態をいう。
入かつ除外	
制御棒駆動機	制御棒駆動水圧系の駆動水及び排出水の元弁を閉鎖することをいう。
構を除外	
挿入可能な制	制御棒駆動機構を除外していない制御棒をいう。
御棒	
定検停止後の	施設定期検査(以下「定期検査」という。)のために原子炉を停止した後
原子炉起動	の原子炉起動をいう。
定検停止時	定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。

炉心変更

原子炉の状態が燃料交換において,原子炉圧力容器内における燃料の移動,制御棒の挿入・引抜及び中性子源の移動をいう。ただし,炉心変更には,中性子検出器の移動,空セル(制御棒周辺の燃料4体が全て取り出されている状態)における制御棒の挿入・引抜及び取付け・取外しは含まない。なお,炉心変更の中止の措置が要求された場合でも,進行中の移動操作を安全な状態で終了させること及び制御棒の挿入は除外される。

安全確保設備 等

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設 に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」 において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。

- (1) 原子炉等の監視
- (2) 残留熱の除去
- (3) 原子炉格納施設雰囲気の監視等
- (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理
- (5) 電源の確保
- (6) 電源喪失に対する設計上の考慮
- (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理
- (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理
- (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理
- (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等
- (11) 作業者の被ばく線量の管理等
- (12) 緊急時対策

※3:関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

4. 本編における「当直長」とは、5/6号炉の当直長をいう。

(原子炉の運転期間)

第11条の2

所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間*1の範囲内で運転を行う。なお、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第49条第1項第2号に基づき、原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。

表11の2

	5 号炉	6 号炉
原子炉の運転期間	13 ヶ月	13ヶ月

※1:原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するため に原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子 炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。

(原子炉の運転員の確保)

第12条

- 5・6号/共通設備運転管理部長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。 なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。
- 2.5・6号/共通設備運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表 12-1 に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表 12-1 に定める人数のうち、1 名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。
- 3.5・6号/共通設備運転管理部長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。 なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。

表 12-1

中央制御室名	
原子炉の状態	5 / 6 号炉
運転,起動,高温停止の場合**1	5名以上
冷温停止,燃料交換の場合*2	3名以上

表 12-2

中央制御室名	5 / 6 号炉
原子炉の状態	
運転,起動,高温停止の場合**1	3名以上
冷温停止,燃料交換の場合**2	2名以上

※1:原子炉1基以上が該当する場合 ※2:原子炉が2基とも該当する場合

(巡視点検)

第13条

当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)内部及び第94条の2第1項で定める区域を除く)を巡視し、次の施設及び設備のうち、第107条に基づく特別な保全計画に定められ、復旧が終了したものについて点検を行う。ただし、水没箇所等の巡視困難な箇所を除く。

- (1) 原子炉冷却系統施設
- (2)制御材駆動設備
- (3) 電源、給排水及び排気施設
- 2. 当直長は、「DA-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部の関連パラメータの監視及び第94条の2第1項で定める区域の巡視を行う。

(マニュアルの作成)

第14条

運営GMは、次の各号に掲げる当直長又は運営GMが実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。

- (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項
- (2)巡視点検に関する事項
- (3) 異常時の操作に関する事項
- (4) 警報発生時の措置に関する事項
- (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (6) 定例試験に関する事項

(引 継)

第15条

当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、運転日誌及び引継日誌を引き渡 し、運転状況を申し送る。

(原子炉起動前の確認事項)

第 16 条

当直長は,原子炉起動前に,次の施設及び設備を点検し,異常の有無を確認する。

- (1) 原子炉冷却系統施設
- (2)制御材駆動設備
- (3)電源,給排水及び排気施設
- 2. 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、第3節で定める定検停止時に実施する検査の結果を確認する。

(地震・火災等発生時の対応)

第 17 条

各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。

- (1) 震度 5 弱以上の地震が観測**1された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。
- (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子 炉施設の損傷の有無を確認する。
- 2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。
- (1) 防災安全GMは,発電所から消防機関へ通報するため,専用回線を使用した通報設備を免震重要棟緊急時対策所及び新事務本館緊急時対策室に設置する**2。
- (2) 防災安全GMは、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
- (3) 防災安全GMは、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。
- (4) 当直長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。
- (5) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測*1された場合は、地震終了後発電所内*3の火 災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。
- (6) 防災安全GMは,前各号に定める初期消火活動のための体制について,総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに,評価結果に基づき,より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

表17

設備	数量
化学消防自動車※4	1台**5
泡消火薬剤	1500リットル以上
(化学消防自動車保有分を含む)	

3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、5・6号/共通設備運転管理部長に報告する。5・6号/共通設備運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

※1:観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。

※2:専用回線,通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし, 点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 ※3:重要度分類指針におけるクラス1,2,3の機能を有する構築物,系統及び機器とする。

※4:400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※5:化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消 防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

(電源機能等喪失時の体制の整備)

第17条の2

組織は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。

- (1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- (2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
- (3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機,可搬式動力ポンプ,ホース及びその他資機材の配備
- 2. 組織は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
- 3. 組織は、第1項及び第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価 の結果に基づき必要な措置を講じる。

第2節 運転上の留意事項

(水質管理)

第18条

分析評価GMは、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の塩素イオンを1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。

- 2. 当直長は、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の導電率及びpHを1ヶ月に1回確認する。
- 3. 当直長は、原子炉冷却材の水質が表 18 に定める基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。

表 18

項 目		基 準 値
	導電率	1 μ S/c m以下
原子炉冷却材		(25℃において)
(原子炉水)	рН	5. 6~8. 6
		(25℃において)
	塩素イオン	0.1ppm以下

第3節 運転上の制限

(停止余裕)

第19条

原子炉の状態が運転,起動,高温停止,冷温停止及び燃料交換において,停止余裕は,表 19-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の検査を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。
- (1) 燃料管理GMは,燃料取替終了後,停止余裕の検査を $0.38\% \Delta k/k^{*1}$ の反応度補正をした状態で実施し,その結果を当直長に通知する。
- 3. 当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 19-2の措置を講じる。
 - ※1:制御棒及び燃料の製作公差並びに計算誤差を考慮した値。

表 19-1

項	目	運転上の制限	
停止余裕		挿入可能な制御棒のうち最大反応度価値の制御棒1本が挿入されな	
		い場合でも,原子炉を常に冷温で臨界未満にできること	

表 19-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉の状態が運	A1. 停止余裕を満足させる措置を実施する。	6 時間
転及び起動におい		
て停止余裕を満足		
しない場合		
B. 条件Aで要求され	B1. 高温停止にする。	24 時間
る措置を完了時間		
内に達成できない		
場合		

条件	要求される措置	完了時間
C. 原子炉の状態が高	C1. 挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
温停止において停		
止余裕を満足しな		
い場合		
D. 原子炉の状態が冷	D1. 挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
温停止において停	及び	
止余裕を満足しな	D2. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二	速やかに
い場合	重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状	
	態を確保するための措置を開始する。	
	及び	
	D3. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための	速やかに
	措置を開始する。	
	及び	
	D4. 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能な状態とす	速やかに
	るための措置を開始する。	
E. 原子炉の状態が燃	E1. 炉心変更を中止する。	速やかに
料交換において停	及び	
止余裕を満足しな	E2. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可	速やかに
い場合	能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	
	及び	
	E3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二	速やかに
	重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状	
	態を確保するための措置を開始する。	
	及び	
	E4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための	速やかに
	措置を開始する。	
	及び	
	E5. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とす	速やかに
	るための措置を開始する。	

(反応度監視)

第20条

原子炉の状態が運転において、反応度の予測値と監視値の差 *1 は、表 20-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 反応度の予測値と監視値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 燃料管理GMは,燃料取替後の原子炉起動操作*2終了から3日間以内に1回反応度の予測値と監視値の差を評価する。
- (2) 燃料管理GMは、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が 1,000MW d/t に 1 回反応度の予測値と監視値の差を評価する。
- 3. 燃料管理GMが、反応度の予測値と監視値の差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、燃料管理GM及び当直長は、表20-2の措置を講じる。
 - ※1:反応度の予測値と監視値の差を評価する手段としては、制御棒密度の予測値と監視値の差を用いる。このとき、制御棒密度には24ポジション以上に引き抜かれている制御棒は含まない。
 - ※2:原子炉起動操作とは、原子炉起動に関係する制御棒操作及び出力変化を伴う炉心 流量操作のことをいう。

表 20-1

項目	運転上の制限
反応度の予測値と監視値の差	±1%Δk/k以内

表 20-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 燃料管理GMが,反応度の予測	A1. 燃料管理GMは,反応度差を生じた	3日間
値と監視値の差が運転上の制限	原因の調査及び対応措置を行い, 運転	
を満足していないと判断した場	継続を許容できるか判断し、その結果	
合	を当直長に通知する。	
B. 条件Aで要求される措置を完了	B1. 当直長は,高温停止にする。	24 時間
時間内に達成できない場合		
又は		
燃料管理GMが運転継続を許容		
できないと判断した場合		

(制御棒の動作確認)

第21条

原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒は表 21-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、全挿入位置の制御棒及び引抜制御棒1本だけが動作不能*1の場合を除く。

- 2. 制御棒が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を 実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、全制御棒の位置を24時間に1回確認する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、1ノッチの挿入・引抜が可能であることを1ヶ月に1回確認する。ただし、全挿入位置の制御棒、動作不能となった制御棒及びスタックした制御棒を除く。また、他の条文で制御棒の操作を禁止された場合も除く。
- (3) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒を全引抜位置にする毎に、制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認する。
- 3. 当直長は、制御棒が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 当該制御棒がスタック又は動作不能かを速やかに判断し、表 21-2-1又は表 21-2-2の措置を講じる。
 - ※1:動作不能とは、次のいずれかの条件に該当し、かつスクラム挿入は可能と判断された状態^{*2}をいう。
 - ①制御棒の位置が確認できない。
 - ②通常駆動による制御棒の挿入ができない又は引き抜きができない。ただし、原 子炉手動操作系又は制御棒駆動水圧系の不具合として特定される場合は、制御 棒操作が必要となるまでは動作不能とはみなさない。
 - ③制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認できない。
 - ※2:スクラム挿入が可能と判断された状態とは、当該制御棒の制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表 22-2 で定める値であること及び原子炉保護系計装の [スクラム回路(自動)] 要素が動作不能でないことが確認された状態をいう。

表 21-1

項目	運転上の制限
制御棒	(1) 制御棒がスタックしていないこと
巾川仰烨	(2) 制御棒が動作不能でないこと

表 21-2-1 (制御棒がスタックした場合)

条件	要求される措置	完了時間
A. 引抜制御棒が1本スタッ	A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。	2時間
クした場合	及び	
	A2. 燃料管理GMは停止余裕を評価し, その結果	3日間
	を当直長に通知する。	
	及び	
	A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して1ノ	24 時間
	ッチの挿入・引抜が可能であることを確認す	
	る。	
B. 引抜制御棒が2本以上ス	B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。	2時間
タックした場合	及び	
	B2. 高温停止にする。	24 時間
C. 条件Aで要求される措置	C1. 高温停止にする。	24 時間
を完了時間内に達成でき		
ない場合		

表 21-2-2 (制御棒が動作不能の場合)

条件	要求される措置	完了時間
A. 引抜制御棒が2本以上動	A1. 当該制御棒の操作を行わない。	速やかに
作不能となった場合	及び	
	A2. 動作不能となった制御棒を2本未満にする。	24 時間
B. 条件Aで要求される措置	B1. 当該制御棒を全挿入する。(要求される措置	3時間
を完了時間内に達成でき	A1 は適用除外とする)	
ない場合(該当制御棒が8	及び	
本以下の場合)	B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	4時間
C. 条件A (該当制御棒が9本	C1.高温停止にする。(要求される措置 A1 は適	24 時間
以上の場合) 又はBで要求	用除外とする)	
される措置を完了時間内		
に達成できない場合		

(制御棒のスクラム機能)

第22条

原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表 22-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。

- 2. 制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1)燃料管理GMは、定検停止時に制御棒駆動水圧系の検査で、スクラム時間が表 22-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除き、制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表 22-2に定める値であることを 1週間に1回確認する。また、当直長は、必要に応じて制御棒スクラムアキュムレータの充填を行う。
- (3) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒が発生した場合は、他の制御棒のスクラム時間の平均値が表 22-2 に定める値であることを管理的手段により確認する。
- 3. 当直長は、制御棒のスクラム機能が第1項で定める運転上の制限を満足していないと 判断した場合、表22-3の措置を講じる。

表 22-1

項目	運転上の制限
制御棒のスクラム機能	動作可能であること

表 22-2

項目	判定値
全制御棒のスクラム時間の平均値	2 5 4/101 5
(90%挿入)	3.5秒以下
制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.5MP a [gage]以上

表 22-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 制御棒スクラムアキュムレ	A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの	8 時間
ータ1基の圧力が表 22-2	圧力を表22-2に定める値に復旧する。	
を満足しない場合	又は	
	A2. 当該制御棒を全挿入する。	8 時間
B. 制御棒スクラムアキュムレ	B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの	1時間
ータ2基以上の圧力が表 22	圧力を表22-2に定める値に復旧する。	
-2を満足しない場合	又は	
	B2. 当該制御棒を全挿入する。	1時間
C. 条件A又はBで要求される	C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。	1時間
措置を完了時間内に達成で		
きない場合		

(制御棒の操作)

第23条

原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力 10%相当以下の場合、制御棒の操作は、表 23-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 制御棒の操作が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1)燃料管理GMは、原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力 10%相当以下の場合における制御棒操作に先立ち、制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力 10%相当以下の場合、制御棒価値ミニマイザを使用して、制御棒の操作を行う。なお、制御棒価値ミニマイザが使用不可能な場合は、制御棒操作手順に従って操作されていることを確認するため、制御棒の操作を行う運転員の他に少なくとも1名の運転員を配置して、制御棒の操作を行う。さらに、制御棒の操作の都度、制御棒操作手順に定める位置に適合させるように制御棒の操作を行うが、制御棒操作手順に定める位置にないことを確認した場合は、速やかに当該制御棒を制御棒操作手順に定める位置に適合させる。
- 3. 当直長は、制御棒の操作が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表23-2の措置を講じる。

表 23-1

項目	運転上の制限
制御棒の操作	あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること

表 23-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 1本以上8本以下の制御棒を	A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位	8時間
制御棒操作手順で定めた位置	置に適合させる。**1	
に適合させることができない		
場合		
B. 条件Aで要求される措置を完	B1. 当該制御棒を全挿入する。	3時間
了時間内に達成できない場合	及び	
	B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	4時間
C. 条件Bで要求される措置を完	C1. 高温停止にする。	24時間
了時間内に達成できない場合		
D. 9 本以上の制御棒を制御棒操	D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位	1時間
作手順で定めた位置に適合さ	置に適合させる。**2	
せることができない場合		
E. 条件Dで要求される措置を完	E1. 原子炉をスクラムさせる。	速やかに
了時間内に達成できない場合		

※1:制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては、制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を除いて、制御棒の引き抜きを行ってはならない。

※2:制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては、制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を含めて、制御棒の引き抜きを行ってはならない。

(ほう酸水注入系)

第24条

原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表 24-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 技術GMは,定検停止時に,ほう酸水注入系の機能を確認し,その結果を当直長に 通知する。
- (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1} (6号炉のみ)が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。
- (3) 分析評価GMは、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に 1回測定し、その結果を当直長に通知する。
- (4) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水貯蔵タンクの水位及び 温度が図 24-1, 2の範囲内にあることを毎日1回確認する。
- (5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表 24-2 に定める値であることを1 ヶ月に1 回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。
- 3. 当直長は、ほう酸水注入系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-3の措置を講じる。
 - ※1:主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁(6号炉のみ)並びにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管及びほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。

表 24-1

項目	運転上の制限
	(1) 1系列 ^{※2} が動作可能であること
ほう酸水注入系	(2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸
	水の量が確保されていること

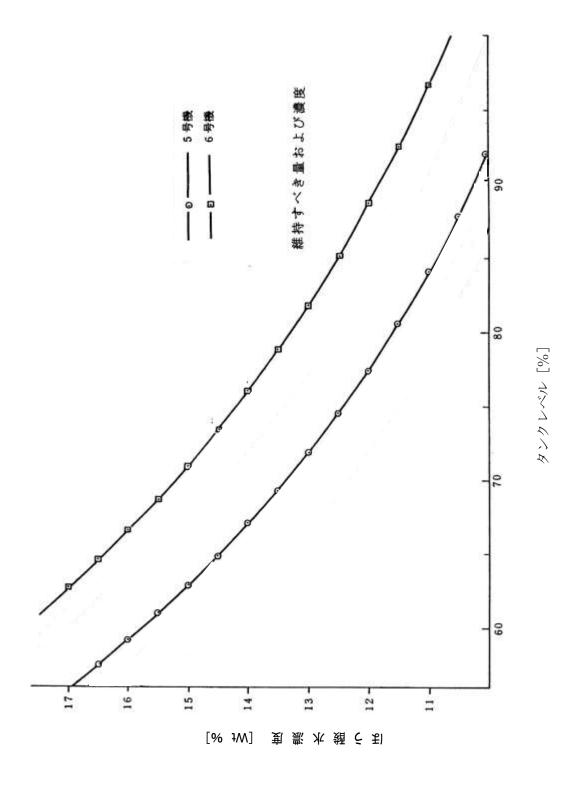
※2:1系列とは、ポンプ1台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

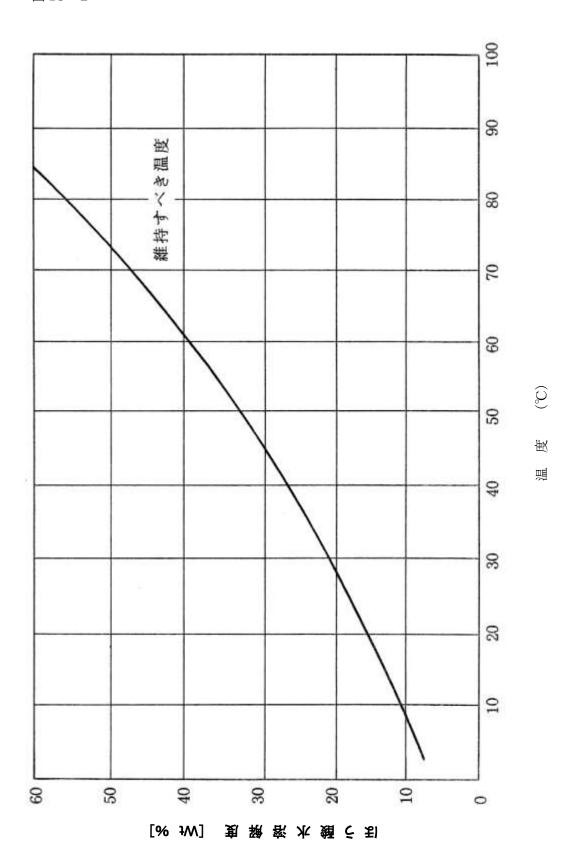
表 24-2

項 目 (ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)	判定値
5 号炉	9.14M P a [gage]以上
6 号炉	8.43M P a [gage]以上

表 24-3

条件	要求される措置	完了時間
A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温	A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び	3日間
度が図 24-1, 図 24-2の範囲内	温度を図 24-1, 図 24-2の範	
にない場合	囲内に復旧する。	
B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B1. ほう酸水注入系を復旧する。	8 時間
C. 条件A又はBで要求される措置を	C1. 高温停止にする。	24 時間
完了時間内に達成できない場合		





Ⅲ-2-4-23

(原子炉熱的制限值)

第 25 条

原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度が,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉熱出力 30%以上において、最小限界出力比及び燃料棒最大線出力 密度を 24 時間に 1 回確認する。
- 3. 当直長は、最小限界出力比又は燃料棒最大線出力密度が第1項で定める運転上の制限 を満足していないと判断した場合、表25-2の措置を講じる。

表 25-1

1. 5 号炉

項目	運転上の制限
1. 最小限界出力比	
サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で	
2,000MW d / t 手前までの期間	
高燃焼度8×8燃料	1.26 以上
9×9燃料 (A型)	1.26 以上
9×9燃料 (B型)	1.25 以上
上記以外の期間	
9×9燃料のみが装荷されている場合以外	
高燃焼度8×8燃料	1.34 以上
9×9燃料 (A型)	1.36 以上
9×9燃料 (B型)	1.35 以上
9×9燃料のみが装荷されている場合	
9×9燃料 (A型)	1.34 以上
9×9燃料 (B型)	
9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合	1.28 以上
9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合以外	1.32 以上
2. 燃料棒最大線出力密度	44.0 k W/m
	以下

2. 6号炉

項目	運転上の制限
1. 最小限界出力比	
サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で	
2,000MW d / t 手前までの期間	
高燃焼度8×8燃料	1.24 以上
9×9燃料 (A型)	1.23 以上
9×9燃料 (B型)	1.22 以上
上記以外の期間	
高燃焼度8×8燃料	1.33以上
9×9燃料 (A型)	1.35 以上
9×9燃料 (B型)	
9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合	1.27 以上
9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合以外	1.33以上
2. 燃料棒最大線出力密度	44.0 k W/m
	以下

表 25-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していない	A1.制限値以内に復旧する措置 ^{※1} を開始	速やかに
と判断した場合	する。	

※1:原子炉熱出力を30%未満にすることを含む。

(原子炉熱出力及び炉心流量)

第 26 条

原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 原子炉熱出力及び炉心流量が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉熱出力 30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量が図 2 6 に 定める運転範囲にあることを 24 時間に 1 回確認する。
- (2) 燃料管理GMは、定格熱出力一定運転にあたり、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、当直長に通知する。当直長は、定格熱出力一定運転において、原子炉熱出力の瞬時値*1及び1時間平均値*2が原子炉熱出力100%以下であることを1時間に1回確認する。
- 3. 当直長は、原子炉熱出力及び炉心流量が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 26-2 の措置を講じる。

表 26-1

項目	運転上の制限
原子炉熱出力	図 26 に定める運転範囲にあること
及び炉心流量	

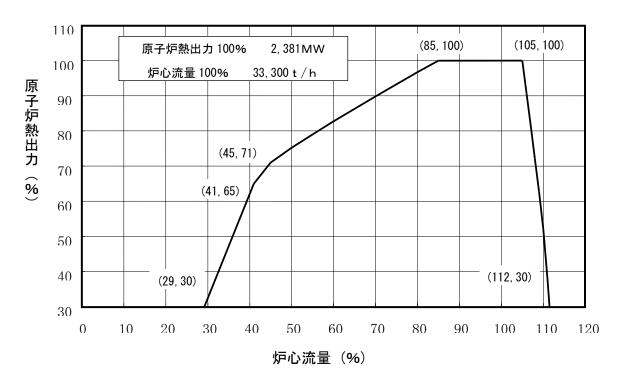
表 26-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していな	A1. 運転範囲内に復旧する措置 ^{※3} を開始	速やかに
いと判断した場合	する。	

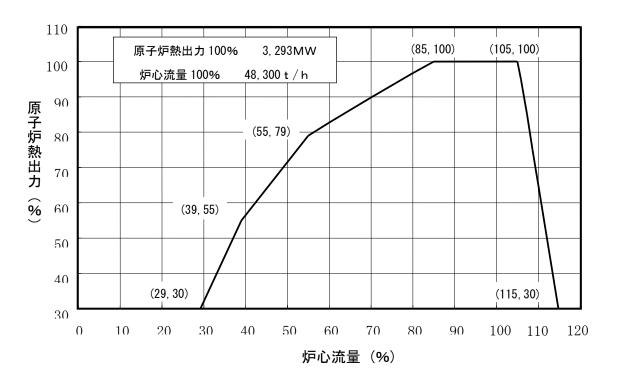
- ※1:瞬時値とは、計算機により算出される1分値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。瞬時値は原子炉熱出力のゆらぎを考慮し、原子炉熱出力100%に対して1%未満の超過の場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- ※2:1時間平均値とは、計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。 ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値 をいう。
- ※3:原子炉熱出力を30%未満にすることを含む。

図 26

1. 5号炉



2. 6 号炉



(計測及び制御設備)

第27条

原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{※1}は、表 27-1で定める事項を運転上の制限とする。

[5号炉]

- (1) 原子炉保護系計装
- (2) 起動領域モニタ計装
- (3) 非常用炉心冷却系計装 (炉心スプレイ系計装,低圧注水系計装,高圧注水系計装,自動減圧系計装)
- (4) 格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装,格納容器隔離系計装,原子炉建屋隔離系計装)
- (5) その他の計装

(非常用ディーゼル発電機計装,原子炉隔離時冷却系計装,原子炉再循環ポンプトリップ計装,制御棒引抜監視装置計装,タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装,中央制御室非常用換気空調系計装,事故時計装)

[6号炉]

- (1)原子炉保護系計装
- (2) 起動領域モニタ計装
- (3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧炉心スプレイ系計装,低圧注水系計装,高圧炉心スプレイ系計装,自動減圧系 計装)
- (4) 格納容器隔離系計装

(主蒸気隔離弁計装,格納容器隔離系計装,原子炉建屋隔離系計装)

(5) その他の計装

(非常用ディーゼル発電機計装,原子炉隔離時冷却系計装,原子炉再循環ポンプトリップ計装,制御棒引抜監視装置計装,タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装,中央制御室外原子炉停止装置計装,中央制御室非常用換気空調系計装,事故時計装)

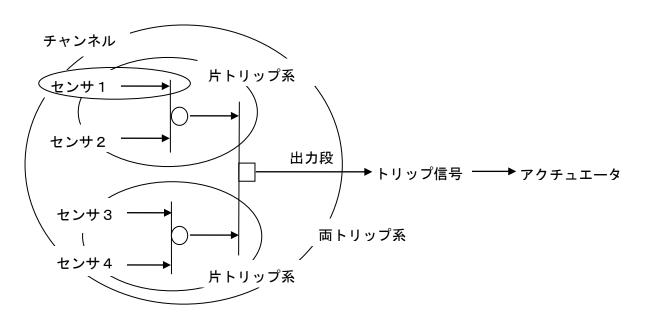
- 2. 計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認する為,次 号を実施する。
- (1) 各GMは、原子炉の状態に応じて表 27-2の各項目を実施し、その結果を当直長に通知する。なお、各GMは前項で定める計測及び制御設備に関係する事象を発見した場合には、誤動作*2又は誤不動作*3等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。

3. 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断 した場合、表 27-3の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場 合には、個々の要素に対して表 27-3の措置を講じる。

表 27-1

項目	運転上の制限
	動作可能*4であること
計測及び制御設備	なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャン
	ネル数については、表 27-3 にて定める。

※1:適用範囲は、センサから論理回路の出力段までとし、アクチュエータは含まない。また、 トリップ系の定義の例は次のとおり。



- ※2:本条における誤動作とは、計測及び制御設備が、トリップ信号を出力すべきでない状態に もかかわらず、誤ってトリップ信号を出力する状態をいう。
- ※3:本条における誤不動作とは、計測及び制御設備が、トリップ信号を出力すべき事態が発生 したと判断される場合にもかかわらず、トリップ信号を出力しない状態又はそのような状態が発生すると推定される状態をいう。
- ※4:本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。

表 27-2

1. 原子炉保護系計装

[5号炉]

表 27-2-1

要素	設定値	項目	頻 度
1. 起動領域モニタ	原子炉周期 10 秒	当直長は,原子炉の状態が起動,高温停止	毎日1回
a. 原子炉周期	以上(中間領域)	**1,冷温停止**1及び燃料交換**1において,	
(ペリオド) 短		動作不能でないことを指示により確認す	
		る。※2	
		当直長は,原子炉の状態が起動から運転へ	原子炉起動時
		入る時, 起動領域モニタと出力領域モニタ	
		のオーバラップを確認する。	
		計装設備GMは、チャンネル校正 ^{※3} (検出	定検停止時
		器を除く)を実施し、技術GMは、論理回	
		路機能検査※4を実施する。	
b. 中性子東高	最終レンジフル	当直長は,原子炉の状態が起動,高温停止	毎日1回
	スケールの	**1,冷温停止**1及び燃料交換**1において,	
	120/125%以下	動作不能でないことを指示により確認す	
		る。	
		当直長は,原子炉の状態が起動から運転へ	原子炉起動時
		入る時, 起動領域モニタと出力領域モニタ	
		のオーバラップを確認する。	
		計装設備GMは、チャンネル校正(検出器	定検停止時
		を除く)を実施し,技術GMは,論理回路	
		機能検査を実施する。	
c. 機器動作不能	_	技術GMは、論理回路機能検査を実施す	定検停止時
		る。	
2. 出力領域モニタ	120%以下	当直長は,原子炉の状態が運転において,	毎日1回
a. 中性子束高		動作不能でないことを指示により確認す	
		る。	
		当直長は,原子炉の状態が運転において,	1週間に1回
		出力領域モニタのゲインを確認し、必要に	
		応じて,計装設備GMは,校正を実施する。	
		計装設備GMは,動作可能な局部出力領域	燃焼度の増分が
		モニタの校正を実施する。	1, 000MW d \nearrow
			t に 1 回
		計装設備GMは、チャンネル校正(検出器	定検停止時
		を除く)を実施し,技術GMは,論理回路	
		機能検査を実施する。	

要素	設定値	項目	頻 度
b. 中性子束低	2%以上	当直長は、原子炉の状態が運転において、	毎日1回
	(原子炉モード	動作不能でないことを指示により確認す	
	スイッチが「運	る。	
	転」の時)	当直長は,原子炉の状態が運転において,	1週間に1回
		出力領域モニタのゲインを確認し、必要に	
		応じて,計装設備GMは,校正を実施する。	
		計装設備GMは、動作可能な局部出力領域	燃焼度の増分が
		モニタの校正を実施する。	1,000MW d /
			tに1回
		計装設備GMは、チャンネル校正(検出器	定検停止時
		を除く)を実施し,技術GMは,論理回路	
		機能検査を実施する。	
c. 機器動作不能	_	技術GMは、論理回路機能検査を実施す	定検停止時
	7.071 (P	S.	
3. 原子炉圧力高	7. 27MP a	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に	毎日1回
	[gage]以下	おいて、動作不能でないことを指示により	
		確認する。	
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
		し、技術GMは、論理回路機能検査を実施	
4 医乙炔小牛瓜	1 040 121	する。	5015
4. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 c m以上	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に	毎日1回
(\(\frac{1}{2} \frac{3}{2} \)	(圧力容器零レ ベルより)	おいて,動作不能でないことを指示により確認する。	
	() () () () () () () () () ()	計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
		し、技術GMは、論理回路機能検査を実施	足快停止时
		する。	
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より	計装設備GMは,チャンネル校正を実施	定検停止時
0. 上流入附門川川	10%閉以下	し、技術のMは、論理回路機能検査を実施	人伙け业机
	10 /0M15/ I	する。	
6. 格納容器圧力高	13.7 k P a	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に	毎日1回
	[gage]以下	おいて、動作不能でないことを指示により	
		確認する。	
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
		し,技術GMは,論理回路機能検査を実施	
		する。	
7. スクラム・ディ	681以下	計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
スチャージボリュ	(スクラム排出	し,技術GMは,論理回路機能検査を実施	
ーム水位高	容器1個あたり)	する。	
8. タービン主蒸気	全開状態より	当直長は,原子炉熱出力30%相当以上でバ	起動時
止め弁閉	10%閉以下※5	イパス状態でないことを確認する。	
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
		し,技術GMは,論理回路機能検査を実施	
		する。	

要素	設定値	項目	頻度
9. タービン蒸気加	油圧※5	当直長は,原子炉熱出力30%相当以上でバ	起動時
減弁急速閉	5.50MP a	イパス状態でないことを確認する。	
a. 油圧	[gage]以上	計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、	定検停止時
b. 電磁弁励磁位	励磁位置※5	技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	
置			
10. 主蒸気管放射能		当直長は,原子炉の状態が運転及び起動に	毎日1回
高	時のバックグラ	おいて、動作不能でないことを指示により	
	ンド) 以下	確認する。	
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、	定検停止時
		技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	
11. 復水器真空度低		当直長は、原子炉の状態が運転において、	毎日1回
	[abs]以下	動作不能でないことを指示により確認す	
		3.	스타스/숙·J. mt·
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、	定検停止時
10 附骨加井中土		技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
12. 地震加速度大	地下1階床水平	計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、	定検停止時
a. 原子炉建屋地 下1階床水平	135 G a l 以下 地下 l 階床鉛直	技術GMは,論理回路機能検査を実施する。	
b. 原子炉建屋地			
下1階床鉛直	100 Ga I以下		
13. 原子炉モードス		 技術GMは, 論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
イッチ「停止」位		1文川の11/13、開発回距1	是依け並列
イソノ「停止」位			
<u></u> 14. スクラム回路	_	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に	1ヶ月に1回
14. ハノノム凹崎	_	おいて、自動スクラム論理回路が動作可能	エクハ(〜エ門
		であることを確認する。	
			学 协估 心吐
		技術GMは、手動スクラム論理回路機能検	定検停止時
		査を実施する。	

- ※1:1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。
- ※2:「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。
- ※3:本条におけるチャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許 容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。
- ※4:本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力 段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確 認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができ

る。

※5:タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MPa[gage](原子炉熱出力の約30%相当) 以上で運転している時。以下、本条[5号炉]において同じ。

[6号炉] 表 27-2-1

要素	設定値	項目	頻 度
1. 起動領域モニタ	原子炉周期10秒	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止	毎日1回
a. 原子炉周期	以上 (中間領域)	*1,冷温停止*1及び燃料交換*1において,	
(ペリオド) 短		動作不能でないことを指示により確認す	
		る。※2	
		当直長は,原子炉の状態が起動から運転へ	原子炉起動時
		入る時, 起動領域モニタと出力領域モニタ	
		のオーバラップを確認する。	
		計装設備GMは、チャンネル校正*3 (検出	定検停止時
		器を除く)を実施し、技術GMは、論理回	
		路機能検査※4を実施する。	
b. 機器動作不能	_	技術GMは、論理回路機能検査を実施す	定検停止時
		る。	
2. 出力領域モニタ	15%以下	当直長は、原子炉の状態が起動において、	毎日1回
a. 中性子束高		動作不能でないことを指示により確認す	
(a) 中性子東	スイッチが「燃	る。	
	料取替」,「起動」	当直長は,原子炉の状態が起動から運転へ	原子炉起動時
	の時)	入る時, 起動領域モニタと出力領域モニタ	
		のオーバラップを確認する。	
		計装設備GMは、チャンネル校正(検出器	定検停止時
		を除く)を実施し,技術GMは,論理回路	
		機能検査を実施する。	
	120%以下	当直長は、原子炉の状態が運転において、	毎日1回
		動作不能でないことを指示により確認す	
	スイッチが「運	る。	
	転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において、	1週間に1回
		出力領域モニタのゲインを確認し、必要に	
		応じて、計装設備GMは、校正を実施する。	
		計装設備GMは、動作可能な局部出力領域	燃焼度の増分
		モニタの校正を実施する。	が 1,000MW d
			/tに1回
		計装設備GMは、チャンネル校正(検出器	定検停止時
		を除く)を実施し、技術GMは、論理回路	
		機能検査を実施する。	

要素	設定値	項目	頻 度
(b) 熱流束相当	自動可変設定以 下 (図27に示す設	当直長は,原子炉の状態が運転において, 出力領域モニタのゲインを確認し,必要に 応じて,計装設備GMは,校正を実施する。	1週間に1回
	定値以下)	計装設備GMは、動作可能な局部出力領域 モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分 が 1,000MW d / t に 1 回
		計装設備GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
		計装設備GMは、フローユニットのチャン ネル校正を実施する。	定検停止時
b. 機器動作不能	_	技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
3. 原子炉圧力高	7. 21MP a [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に おいて、動作不能でないことを指示により 確認する。	毎日1回
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施 し、技術GMは、論理回路機能検査を実施 する。	定検停止時
4. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レ ベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に おいて、動作不能でないことを指示により 確認する。	毎日1回
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施 し、技術GMは、論理回路機能検査を実施 する。	定検停止時
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	計装設備GMは、チャンネル校正を実施 し、技術GMは、論理回路機能検査を実施 する。	定検停止時
6. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に おいて、動作不能でないことを指示により 確認する。	毎日1回
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
7. スクラム・ディス チャージボリュー ム水位高		計装設備GMは、チャンネル校正を実施 し、技術GMは、論理回路機能検査を実施 する。	定検停止時
8. タービン主蒸気止 め弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{※5}	当直長は,原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。	起動時
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施 し、技術GMは、論理回路機能検査を実施 する。	定検停止時

要素	設定値	項目	頻 度
9. タービン蒸気加減	油圧※5	当直長は,原子炉熱出力 30%相当以上で	起動時
弁急速閉	4. 14MP a	バイパス状態でないことを確認する。	
a. 油圧	[gage]以上	計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
b. 電磁弁励磁位	励磁位置※5	し,技術GMは,論理回路機能検査を実施	
置		する。	
10. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転	当直長は, 原子炉の状態が運転及び起動に	毎日1回
	時のバックグラ	おいて,動作不能でないことを指示により	
	ンド) 以下	確認する。	
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
		し,技術GMは,論理回路機能検査を実施	
		する。	
11. 地震加速度大	地下2階床水平	計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
a. 原子炉建屋地下	135 Gal以下	し,技術GMは,論理回路機能検査を実施	
2階床水平	地下2階床鉛直	する。	
b. 原子炉建屋地下	100 Gal以下		
2階床鉛直			
12. 原子炉モードスイ	_	技術GMは、論理回路機能検査を実施す	定検停止時
ッチ「停止」位置		る。	
13. スクラム回路	_	当直長は,原子炉の状態が運転及び起動に	1ヶ月に1回
		おいて、自動スクラム論理回路が動作可能	
		であることを確認する。	
		技術GMは,手動スクラム論理回路機能検	定検停止時
		査を実施する。	

- ※1:1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。
- ※2:「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。
- ※3:本条におけるチャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許 容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。
- ※4:本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。
- ※5:タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MPa[gage](原子炉熱出力の約30%相当) 以上で運転している時。以下、本条[6号炉]において同じ。

2. 起動領域モニタ計装

[5号炉]

表 27-2-2

• •		
要素	項目	頻 度
1.起動領域モニタ	当直長は、計数率が3 s -1以上であ	原子炉の状態が起動*1,高温停止,冷
	ることの確認を行う。	温停止及び燃料交換※2の場合毎日1
		回, 炉心変更中※2の場合 12 時間に1回
	当直長は,原子炉の状態が起動*1,	毎日1回
	高温停止,冷温停止及び燃料交換**2	
	において、動作不能でないことを指	
	示により確認する。	
	計装設備GMは、チャンネル校正(検	定検停止時
	出器を除く)を実施する。	

※1:中性子源領域である場合。

※2:起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合を除く。

[6号炉]

表 27-2-2

要素	項目	頻 度
1.起動領域モニタ	当直長は、計数率が3 c p s 以上で	原子炉の状態が起動*1,高温停止,冷
	あることの確認を行う。	温停止及び燃料交換※2の場合毎日1
		回, 炉心変更中※2の場合 12 時間に1回
	当直長は,原子炉の状態が起動*1,	毎日1回
	高温停止,冷温停止及び燃料交換**2	
	において、動作不能でないことを指	
	示により確認する。	
	計装設備GMは、チャンネル校正(検	定検停止時
	出器を除く)を実施する。	

※1:中性子源領域である場合。

※2:起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合を除く。

3. 非常用炉心冷却系計装

[5号炉]

(1) 炉心スプレイ系計装

表 27-2-3-1

	要	素	設定値	項目	頻 度
1.	原子炉	水位異常	940 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
	低(レ	ベル1)	(圧力容器零レベ	起動及び高温停止において,動作	
			ルより)	不能でないことを指示により確認	
2.	格納容	P器 圧力高	13.7 k P a [gage]	する。	
			以下	(2)計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
				正を実施し,技術GMは,論理回	
				路機能検査を実施する。	
3.	原子烷	戸圧力低	3.11MP a [gage]**	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
	(注入	可)	1	起動及び高温停止において、動作	
				不能でないことを指示により確認	
				する。	
				(2)計装設備GMは,チャンネル校	定検停止時
				正を実施し,技術GMは,論理回	
				路機能検査を実施する。	

※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(2) 低圧注水系計装

表 27-2-3-2

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉水位異常	940 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
低 (レベル1)	(圧力容器零レベ	起動及び高温停止において,動作	
	ルより)	不能でないことを指示により確認	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	する。	
	以下	(2)計装設備GMは,チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	
3. 原子炉圧力低	3.11MP a [gage]**	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
(注入可)	1	起動及び高温停止において,動作	
		不能でないことを指示により確認	
		する。	
		(2)計装設備GMは,チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	

※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(3) 高圧注水系計装

表 27-2-3-3

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉水位異常	1, 189 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
低 (レベル2)	(圧力容器零レベ	起動*1及び高温停止*1において,	
	ルより)	動作不能でないことを指示により	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	確認する。	
	以下	(2) 計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	

※1:原子炉圧力が, 1.04MPa[gage]以上の時。

(4) 自動減圧系計装

表 27-2-3-4

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位異常	940 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
低 (レベル1)	(圧力容器零レベル	起動*1及び高温停止*1において,	
	より)	動作不能でないことを指示により	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	確認する。	
	以下	(2)計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	
3. 自動減圧系始動	120 秒以下	電気機器GMは、チャンネル校正を実	定検停止時
タイマ		施し,技術GMは,論理回路機能検査	
		を実施する。	
4. 炉心スプレイ系	689 k P a [gage]**2	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
ポンプ吐出圧力高		起動*1及び高温停止*1において,	
5. 残留熱除去系ポ	343 k P a [gage]*2	動作不能でないことを指示により	
ンプ吐出圧力高		確認する。	
		(2)計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	

※1:原子炉圧力が, 0.78MPa[gage]以上の時。

※2:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(1) 低圧炉心スプレイ系計装

表 27-2-3-1

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉水位異常	961 c m以上	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
低 (レベル1)	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止において,動作	
	より)	不能でないことを指示により確	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	認する。	
	以下	(2) 計装設備GMは, チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	
3. 注入弁両側差圧	4. 91MP a **1	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
低 (注入可)		起動及び高温停止において,動作	
		不能でないことを指示により確	
		認する。	
		(2)計装設備GMは,チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	

※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(2) 低圧注水系計装

表 27-2-3-2

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉水位異常	961 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
低 (レベル1)	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止において,動作	
	より)	不能でないことを指示により確	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	認する。	
	以下	(2)計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	
3. 注入弁両側差圧	4.81MP a **1	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
低 (注入可)		起動及び高温停止において、動作	
		不能でないことを指示により確	
		認する。	
		(2)計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	

※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(3) 高圧炉心スプレイ系計装

表 27-2-3-3

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉水位異常	1,243 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
低 (レベル2)	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止において、動作	
	より)	不能でないことを指示により確	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	認する。	
	以下	(2) 計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
		正を実施し、技術GMは、論理回	
		路機能検査を実施する。	

(4) 自動減圧系計装

表 27-2-3-4

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位異常	961 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
低 (レベル1)	(圧力容器零レベル	起動**1及び高温停止**1において,	
	より)	動作不能でないことを指示によ	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	り確認する。	
	以下	(2)計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	
3. 自動減圧系始動	120 秒以下	電気機器GMは、チャンネル校正を実	定検停止時
タイマ		施し,技術GMは,論理回路機能検査	
		を実施する。	
4. 低圧炉心スプレ	1.03MP a [gage]**2	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
イ系ポンプ吐出		起動**1及び高温停止**1において,	
圧力高		動作不能でないことを指示によ	
5. 残留熱除去系ポ	0.490MP a [gage]**	り確認する。	
ンプ吐出圧力高	2	(2)計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	

※1:原子炉圧力が,0.84MPa[gage]以上の時。

※2:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

4. 格納容器隔離系計装

[5号炉]

(1) 主蒸気隔離弁計装

表 27-2-4-1

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉水位異常低	1,189 c m以上	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
(レベル2)	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止※1において,	
	より)	動作不能でないことを指示によ	
2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバ	り確認する。	
	ックグランド) 以下	(2) 計装設備GMは, チャンネル校	定検停止時
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の	正を実施し、技術GMは、論理回	
	140%以下	路機能検査を実施する。	
4. 主蒸気管トンネル	93℃以下		
温度高			
5. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]		
	以上		

※1:主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。

(2) 格納容器隔離系計装

表 27-2-4-2

要素	設定値	項目	頻 度
1. 主蒸気管ドレン系	1,189 c m以上	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
a . 原子炉水位異常	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止*1において,	
低 (レベル2)	より)	動作不能でないことを指示によ	
b. 主蒸気管放射能	10×(通常運転時のバ	り確認する。	
高	ックグランド)以下	(2) 計装設備GMは, チャンネル校	定検停止時
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の	正を実施し,技術GMは,論理回	
	140%以下	路機能検査を実施する。	
d. 主蒸気管トンネ	93℃以下		
ル温度高			
e . 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]		
	以上		
2. 炉水サンプル系	1,189 c m以上	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
a. 原子炉水位異常	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止*1において,	
低 (レベル2)	より)	動作不能でないことを指示によ	
b. 主蒸気管放射能	10×(通常運転時のバ	り確認する。	
高	ックグランド) 以下	(2) 計装設備GMは, チャンネル校	定検停止時
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の	正を実施し,技術GMは,論理回	
	140%以下	路機能検査を実施する。	
d. 主蒸気管トンネ	93℃以下		
ル温度高			
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]		
	以上		

※1:主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。

要素	設定値	項目	頻 度
3. 原子炉冷却材浄化系	,	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
a . 原子炉水位低	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止において、動作	
(レベル3)	より)	不能でないことを指示により確	
		認する。	
		(2) 計装設備GMは, チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	
4. 不活性ガス系	1,340 c m以上	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
a. 原子炉水位低	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止において、動作	
(レベル3)	より)	不能でないことを指示により確	
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	認する。	
	以下	(2) 計装設備GMは, チャンネル校	定検停止時
c . 原子炉建屋放射	10×(通常運転時のバ	正を実施し,技術GMは,論理回	
能高	ックグランド) 以下	路機能検査を実施する。	
5. 残留熱除去系	1,340 c m以上	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
a . 原子炉水位低	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止において、動作	
(レベル3)	より)	不能でないことを指示により確	
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	認する。	
	以下	(2) 計装設備GMは, チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	
6. 廃棄物処理系	1,340 c m以上	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
a . 原子炉水位低	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止において,動作	
(レベル3)	より)	不能でないことを指示により確	
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	認する。	
	以下	(2) 計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
		正を実施し,技術GMは,論理回	
		路機能検査を実施する。	

(3)原子炉建屋隔離系計装

表 27-2-4-3

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉水位低	1,340 c m以上	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
(レベル3)	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止において,動作	
	より)	不能でないことを指示により確	
2. 格納容器圧力高	13. 7 k P a [gage]	認する。	
乙. 竹州1分台的几月间	以下	(2) 計装設備GMは, チャンネル校	定検停止時
		正を実施し、技術GMは、論理回	
		路機能検査を実施する。	
3. 原子炉建屋放射能	10×(通常運転時のバ	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
高	ックグランド)以下	起動,高温停止及び炉心変更時**	
		1又は原子炉建屋内で照射された	
		燃料に係る作業時に動作不能で	
		ないことを指示により確認する。	
		(2)計装設備GMは, チャンネル校	定検停止時
		正を実施し、技術GMは、論理回	
		路機能検査を実施する。	

※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

[6号炉]

(1) 主蒸気隔離弁計装

表 27-2-4-1

			
要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉水位異常低	1,243 c m以上	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
(レベル2)	(圧力容器零レベル	起動及び高温停止*1において,	
	より)	動作不能でないことを指示によ	
2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバ	り確認する。	
	ックグランド)以下	(2) 計装設備GMは, チャンネル校	定検停止時
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の	正を実施し、技術GMは、論理回	
	140%以下	路機能検査を実施する。	
4. 主蒸気管トンネル	93℃以下		
温度高			
5. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]		
	以上		
6. 復水器真空度低	72.5 k P a [abs]以下		
0. 该小的县土发似	12.0KF a [abs][X]		

※1:主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。

(2) 格納容器隔離系計装

表 27-2-4-2

要素	設定値	項目	頻度
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2) b. 主蒸気管放射能高	1,243 c m以上 (圧力容器零レベル より) 10×(通常運転時のバ ックグランド)以下	 (1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止*1に おいて、動作不能でないこと を指示により確認する。 (2) 計装設備GMは、チャンネ 	
c. 主蒸気管流量大d. 主蒸気管トンネル 温度高e. 主蒸気管圧力低f. 復水器真空度低	定格蒸気流量の140% 以下	ル校正を実施し、技術GMは、 論理回路機能検査を実施する。	
1. 该小的只工反似	以下		
 2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低(レベル2) b. 主蒸気管放射能高 c. 主蒸気管流量大 d. 主蒸気管トンネル温度高 e. 主蒸気管圧力低 f. 復水器真空度低 	より) 10×(通常運転時のバックグランド)以下 定格蒸気流量の140% 以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止**1に おいて、動作不能でないこと を指示により確認する。 (2) 計装設備GMは、チャンネ ル校正を実施し、技術GMは、 論理回路機能検査を実施す る。	毎日1回定検停止時
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを 指示により確認する。 (2) 計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、 論理回路機能検査を実施する。	

[6号炉]

要素	設定値	項目	頻度
4. 不活性ガス系	1,372 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が	毎日1回
a. 原子炉水位低	(圧力容器零レベル	運転、起動及び高温停止にお	
(レベル3)	より)	いて,動作不能でないことを	
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	指示により確認する。	
	以下	(2) 計装設備GMは, チャンネ	定検停止時
c. 原子炉建屋放射能	10×(通常運転時のバ	ル校正を実施し、技術GMは、	
高	ックグランド) 以下	論理回路機能検査を実施す	
(原子炉建屋換気系		る。	
排気ロプレナム)			
d. 原子炉建屋放射能	10× (通常運転時のバ		
高	ックグランド)以下		
(燃料取替エリアダ			
クト) *2			
5. 残留熱除去系	1,372 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が	毎日1回
a. 原子炉水位低	(圧力容器零レベル	運転、起動及び高温停止にお	
(レベル3)	より)	いて、動作不能でないことを	
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	指示により確認する。	
	以下	(2)計装設備GMは、チャンネ	定検停止時
		ル校正を実施し、技術GMは、	
		論理回路機能検査を実施す	
		る。	
6. 廃棄物処理系	1,372 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が	毎日1回
a. 原子炉水位低	(圧力容器零レベル	運転、起動及び高温停止にお	
(レベル3)	より)	いて、動作不能でないことを	
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	指示により確認する。	
D • J.H.M. 1, L.	以下	(2) 計装設備GMは, チャンネ	定検停止時
		ル校正を実施し、技術GMは、	
		論理回路機能検査を実施す	
		る。	

※1:主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。

※2:高線量当量率物品の移動時を除く。

(3)原子炉建屋隔離系計装

表 27-2-4-3

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉水位低	1,372 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が	毎日1回
(レベル3)	(圧力容器零レベル	運転,起動及び高温停止にお	
	より)	いて、動作不能でないことを	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	指示により確認する。	
	以下	(2) 計装設備GMは, チャンネ	定検停止時
		ル校正を実施し、技術GMは、	
		論理回路機能検査を実施す	
		る。	
3. 原子炉建屋放射能高	10× (通常運転時のバ	(1) 当直長は,原子炉の状態が	毎日1回
(原子炉建屋換気系排	ックグランド) 以下	運転,起動,高温停止及び炉	
気口プレナム)		心変更時※1又は原子炉建屋内	
		で照射された燃料に係る作業	
4. 原子炉建屋放射能高	10× (通常運転時のバ	時に動作不能でないことを指	
(燃料取替エリアダク	ックグランド) 以下	示により確認する。	
►) ^{*2}		(2) 計装設備GMは, チャンネ	定検停止時
		ル校正を実施し、技術GMは、	
		論理回路機能検査を実施す	
		る。	

※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2:高線量当量率物品の移動時を除く。

5. その他の計装

[5号炉]

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

表 27-2-5-1

要素	設定値	項目	頻 度
1. 非常用交流高圧		(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起	毎日1回
電源母線低電圧		動及び高温停止において,動作不能で	
		ないことを指示により確認する。ただ	
		し、非常用交流高圧電源母線低電圧を	
2. 原子炉水位異常	940 c m以上	除く。	
低 (レベル1)	(圧力容器零レベ	(2) 計装設備GMは、チャンネル校正を	定検停止時
	ルより)	実施する。ただし、非常用交流高圧電	
		源母線低電圧を除く。	
3.格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]	(3)技術GMは、論理回路機能検査を実	定検停止時
	以下	施する。	

(2) 原子炉隔離時冷却系計装

表 27-2-5-2

要素	設定値	項目	頻 度
1.原子炉水位異常	1, 189 c m以上	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起	毎日1回
低 (レベル2)	(圧力容器零レベ	動*1及び高温停止*1において,動作	
	ルより)	不能でないことを指示により確認す	
		る。	
		(2) 計装設備GMは, チャンネル校正を	定検停止時
		実施し,技術GMは,論理回路機能検	
		査を実施する。	

※1:原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の時。

(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装

表 27-2-5-3

要素	設定値	項目	頻 度
1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10% 閉以下 ^{※1}	計装設備GMは、チャンネル校正を実施 し、技術GMは、論理回路機能検査を実施 する。	
2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位 置	5. 50MP a [gage] 以上	計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1:タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MPa[gage](原子炉熱出力の約30%相当)以上で 運転している時。

(4)制御棒引抜監視装置計装

表 27-2-5-4

要素	設定値	項目	頻 度
1. 制御棒引抜阻	105%以下	(1)当直長は,原子炉熱出力30%相当以	起動時
止	(再循環流量 Wd	上でバイパス状態でないことを確認	
a. 中性子東高	(%) に対し,	する。	
	(0.62Wd+52) %の	(2)計装設備GMは、チャンネル校正及	定検停止時
	式により設定す	び論理回路機能検査を実施する。	
	る。)		
b. 機器動作不	_	計装設備GMは、論理回路機能検査を実施	定検停止時
能		する。	
c. 中性子束低	5 %*1	計装設備GMは、チャンネル校正及び論理	定検停止時
		回路機能検査を実施する。	

※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

表 27-2-5-5

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉水位高	1,461 c m以下	(1)当直長は,原子炉熱出力 30%相当	毎日1回
(レベル8)	(圧力容器零レベル	以上において,動作不能でないことを	
	より)	指示により確認する。	
		(2)計装設備GMは, チャンネル校正及	定検停止時
		び論理回路機能検査を実施する。	

(6) 中央制御室非常用換気空調系計装

表 27-2-5-6

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉建屋放	10×(通常運転時の	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,起	毎日1回
射能高	バックグランド) 以	動,高温停止及び炉心変更時*1又は	
	下	原子炉建屋内で照射された燃料に係	
		る作業時に動作不能でないことを指	
		示により確認する。	
		(2)計装設備GMは、チャンネル校正を	定検停止時
		実施し、技術GMは、論理回路機能検	
		査を実施する。	

※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

(7) 事故時計装

表 27-2-5-7

要素	項目	頻 度
1. 原子炉圧力	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転及び起動	毎日1回
2. 原子炉水位	において,動作不能でないことを指示によ	
(広帯域)	り確認する。	
3. 原子炉水位	(2) 計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
(燃料域)	する。	
4. 格納容器圧力		
5. 格納容器雰囲気線量当量率		

[6号炉]

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

表 27-2-5-1

要素	設定値	項目	頻度
1. 非常用ディーゼル発	_	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
電機計装		起動及び高温停止において、動作	
a. 非常用交流高圧電		不能でないことを指示により確認	
源母線低電圧		する。ただし、非常用交流高圧電	
b.原子炉水位異常低	961 c m以上	源母線低電圧を除く。	
(レベル1)	(圧力容器零レベ	(2) 計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
	ルより)	正を実施する。ただし、非常用交	
c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]	流高圧電源母線低電圧を除く。	
	以下	(3)技術GMは、論理回路機能検査	定検停止時
		を実施する。	
2. 高圧炉心スプレイ系	_	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
ディーゼル発電機計		起動及び高温停止において、動作	
装		不能でないことを指示により確認	
a. 非常用交流		する。ただし、非常用交流高圧電	
高圧電源母線低電		源母線低電圧を除く。	
圧		(2) 計装設備GMは、チャンネル校	定検停止時
b.原子炉水位異常低	1,243 c m以上	正を実施する。ただし、非常用交	
(レベル2)	(圧力容器零レベ	流高圧電源母線低電圧を除く。	
	ルより)	(3)技術GMは,論理回路機能検査	定検停止時
松仙公田二十二	10.71D.	を実施する。	
c. 格納容器圧力高	13. 7kPa[gage]		
	以下		

(2)原子炉隔離時冷却系計装

表 27-2-5-2

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位異常	1,243 c m以上	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
低 (レベル2)	(圧力容器零レベル	起動*1及び高温停止*1において, 動	
	より)	作不能でないことを指示により確認	
		する。	
		(2)計装設備GMは,チャンネル校正	定検停止時
		を実施し、技術GMは、論理回路機	
		能検査を実施する。	

※1:原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の時。

(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装

表 27-2-5-3

要素	設定値	項目	頻 度
1. タービン主蒸気	全開状態より 10%	計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
止め弁閉	閉以下※1	し,技術GMは,論理回路機能検査を実	
		施する。	
2. タービン蒸気加	油圧**1	計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
減弁急速閉	4. 14MP a [gage]	し,技術GMは,論理回路機能検査を実	
a. 油圧	以上	施する。	
b. 電磁弁励磁位	励磁位置※1		
置			

※1:タービン入口蒸気第1段圧力が、約1.27MPa[gage](原子炉熱出力の約30%相当)以上で運転している時。

(4)制御棒引抜監視装置計装

表 27-2-5-4

要素	設定値	項目	頻度
1. 制御棒引抜阻止	105%以下	(1) 当直長は,原子炉熱出力30%相当	起動時
a. 中性子東高	(再循環流量 Wd	以上でバイパス状態でないことを確	
	(%) に対し,	認する。	
	(0.62Wd+52) %の	(2) 計装設備GMは、チャンネル校正	定検停止時
	式により設定する。)	及び論理回路機能検査を実施する。	
b. 機器動作不能	_	計装設備GMは、論理回路機能検査を実	定検停止時
		施する。	
c. 中性子束低	5 %*1	計装設備GMは、チャンネル校正及び論	定検停止時
		理回路機能検査を実施する。	

※1:動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

表 27-2-5-5

	要	素	設定値	項目	頻 度
1.	原子均	戸水位高	1,480 c m以下	(1)当直長は,原子炉熱出力30%相当	毎日1回
	(レベ	ル8)	(圧力容器零レベル	以上において、動作不能でないこと	
			より)	を指示により確認する。	
				(2)計装設備GMは,チャンネル校正	定検停止時
				及び論理回路機能検査を実施する。	

(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装

表 27-2-5-6

要素	項目	頻度
1. 原子炉圧力	計装設備GMは、チャンネル校正及び制御回路切替	定検停止時
	スイッチの機能検査を実施する。	
2. 原子炉隔離時冷却系流量	計装設備GMは、チャンネル校正及び制御回路切替	定検停止時
	スイッチの機能検査を実施する。	
3. 原子炉隔離時冷却系制御	計装設備GMは、チャンネル校正及び制御回路切替	定検停止時
	スイッチの機能検査を実施する。	
	当直長は、原子炉隔離時冷却系の流量制御について	定検停止後の
	は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離	原子炉起動時
	時冷却系ポンプ手動起動により確認を行う。	
4. 残留熱除去系流量	計装設備GMは、チャンネル校正及び制御回路切替	定検停止時
	スイッチの機能検査を実施する。	

(7) 中央制御室非常用換気空調系計装

表 27 - 2 - 5 - 7

要素	設定値	項目	頻 度
1. 原子炉建屋放射	10×(通常運転時の	(1) 当直長は,原子炉の状態が運転,	毎日1回
能高(原子炉建屋	バックグランド) 以	起動, 高温停止及び炉心変更時※1又	
換気系排気口プ	下	は原子炉建屋内で照射された燃料	
レナム)		に係る作業時に動作不能でないこ	
		とを指示により確認する。	
2. 原子炉建屋放射		(2) 計装設備GMは、チャンネル校正	定検停止時
能高(燃料取替工		を実施し、技術GMは、論理回路機	
リアダクト) **2		能検査を実施する。	

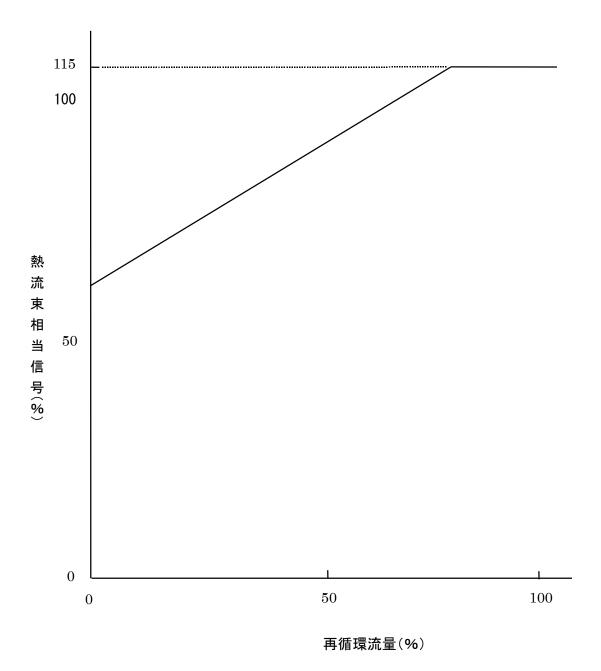
※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2:高線量当量率物品の移動時を除く。

(8) 事故時計装

表27-2-5-8

要素	項目	頻 度
1. 原子炉圧力	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動	毎日1回
2. 原子炉水位	において、動作不能でないことを指示によ	
(広帯域)	り確認する。	
3. 原子炉水位	(2) 計装設備GMは、チャンネル校正を実施	定検停止時
(燃料域)	する。	
4. 格納容器圧力		
5. 格納容器雰囲気線量当量率		



(注) 熱流束相当信号は,再循環流量 Wd (%) に対して,(0.72Wd+54) % の式により設定する。 ただし,最大値は 115 とする。

表 27-3

1. 原子炉保護系計装

原子炉保護系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数 を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。なお、動作可能であるべき チャンネル数とは、片トリップ系毎の全てのチャンネル数をいう。

- (1) 片トリップ系に,動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は,12 時間以内に動作可能な状態に復旧し,復旧できなければ動作不能なチャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (2) 両トリップ系に,動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は,6時間以内に動作可能な状態に復旧し,復旧できなければ,いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。
- (3) 片トリップ系に、同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。
- (4) 上記 (1), (2) 又は (3) の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

[5号炉]

表 27 - 3 - 1

要素	適用される原	動作可能であるべ	要求される措置	完了時間
	子炉の状態	きチャンネル数		
		(片トリップ系)		
1. 起動領域モニタ	起動	4^{*2}	A1. 高温停止にする。	24 時間
a . 原子炉周期	高温停止※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
(ペリオド)短	冷温停止*1		されているセルに挿	
	燃料交換※1		入可能な制御棒の全	
			挿入操作を開始する。	
b. 中性子東高	起動	4^{leph2}	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
	冷温停止*1		されているセルに挿	
	燃料交換※1		入可能な制御棒の全	
			挿入操作を開始する。	
c. 機器動作不能	起動	4^{*2}	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
	冷温停止*1		されているセルに挿	
	燃料交換※1		入可能な制御棒の全	
			挿入操作を開始する。	

要素	適用される原	動作可能であるべ	要求される措置	完了時間
女术	子炉の状態	きチャンネル数	女小でもいる旧画	\[\(\gamma\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	1 // 42///57	(片トリップ系)		
2. 出力領域モニタ	起動	3**3	A1. 高温停止にする。	24 時間
a. 中性子束高	運転		A1. 起動にする。	12 時間
b. 中性子束低	運転	3*3	A1. 起動にする。	12 時間
c. 機器動作不能	運転,起動	3*3	A1. 高温停止にする。	24 時間
3. 原子炉圧力高	運転,起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
4. 原子炉水位低	運転,起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
(レベル3)				
5. 主蒸気隔離弁閉	運転	8	A1. 起動にする。	12 時間
6. 格納容器圧力高	運転,起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
7. スクラム・ディ	運転,起動	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
スチャージボリ	高温停止※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
ューム水位高	冷温停止※1		されているセルに挿	
	燃料交換**1		入可能な制御棒の全	
0 5 33 1.45			挿入操作を開始する。	0 114111
8. タービン主蒸気		4	A1. 原子炉熱出力 30%相	8時間
止め弁閉	30%相当以上**		当未満にする。	
9. タービン蒸気加	_	4	A1. 原子炉熱出力 30%相	o 吐明
対弁急速閉	30%相当以上**	$\frac{4}{}$	A1. 原子炉熱田刀 30%相 当未満にする。	8時間
a.油圧	4		山大宝で、3。	
b. 電磁弁励磁位				
置置				
10. 主蒸気管放射能	運転,起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
高				
11. 復水器真空度低	運転	2	A1. 起動にする。	12 時間
12. 地震加速度大	運転,起動	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
a . 原子炉建屋地			A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
下1階床水平	冷温停止※1		されているセルに挿	
b. 原子炉建屋地	燃料交換※1		入可能な制御棒の全	
下1階床鉛直	>= (挿入操作を開始する。	
13. 原子炉モードス		1 ^{%5}	A1. 高温停止にする。	24 時間
イッチ「停止」位			A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
置	冷温停止※1		されているセルに挿	
	燃料交換※1		入可能な制御棒の全	
14. スクラム回路	海岸 扫動	2	挿入操作を開始する。 A1. 高温停止にする。	24 時間
14.	運転,起動 高温停止 ^{※1}	2 (自動スクラム)	A1. 尚温停止にする。 A1. 1 体以上の燃料が装荷	
	高温停止** ¹ 冷温停止** ¹	(日期ペクノム) 1	AI. 1体以上の燃料が装何 されているセルに挿	速やかに
	你価序业" 燃料交換 ^{※1}	」 (手動スクラム)	入可能な制御棒の全	
	MINIT XIX		挿入操作を開始する。	
			コサノコ末エアで「川がロック。	

※1:1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又

- は全燃料が取り出されている場合を除く。
- ※2:片系4チャンネルのうち、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数(片トリップ系)は3とする。
- ※3:片系3チャンネルのうち、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数(片トリップ系)は2とする。
- ※4:タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MPa[gage](原子炉熱出力の約30%相当) 以上で運転している時。
- ※5:原子炉モードスイッチは1つであり、その接点を両トリップ系で1チャンネルずつ 使用している。

[6号炉]

表 27-3-1

<u> </u>				
要素	適用される原		要求される措置	完了時間
	子炉の状態	きチャンネル数		
		(片トリップ系)		
1. 起動領域モニタ	起動	4^{*2}	A1. 高温停止にする。	24 時間
a . 原子炉周期	高温停止※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
(ペリオド) 短	冷温停止*1		されているセルに挿	
	燃料交換※1		入可能な制御棒の全	
			挿入操作を開始する。	
b. 機器動作不能	起動	4^{*2}	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
	冷温停止*1		されているセルに挿	
	燃料交換*1		入可能な制御棒の全	
			挿入操作を開始する。	
2. 出力領域モニタ	起動	3*3	A1. 高温停止にする。	24 時間
a. 中性子東高	運転	3^{*3}	A1. 起動にする。	12 時間
(a) 中性子東				
(b)熱流東相当	運転	3*3	A1. 起動にする。	12 時間
b. 機器動作不能	運転,起動	3^{*3}	A1. 高温停止にする。	24 時間
3. 原子炉圧力高	運転,起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
4. 原子炉水位低	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
(レベル3)				
5. 主蒸気隔離弁閉	運転	8	A1. 起動にする。	12 時間
6. 格納容器圧力高	運転,起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
7. スクラム・ディ	運転,起動	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
スチャージボリ	高温停止※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
ューム水位高	冷温停止*1		されているセルに挿	, _ ,
	燃料交換※1		入可能な制御棒の全	
			挿入操作を開始する。	
8. タービン主蒸気	原子炉熱出力	4	A1. 原子炉熱出力 30%相	8時間
止め弁閉	30%相当以上**		当未満にする。	
	4		. , ,, , - ,	
9. タービン蒸気加	原子炉熱出力	4	A1. 原子炉熱出力 30%相	8時間
減弁急速閉	30%相当以上**		当未満にする。	71.7
a. 油圧	4		. , ,, , - ,	
b. 電磁弁励磁位				
置				
10. 主蒸気管放射能	運転,起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
高	,,,,,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	., .
11. 地震加速度大	運転,起動	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
a . 原子炉建屋地			A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
下2階床水平	冷温停止*1		されているセルに挿	, ,
b. 原子炉建屋地			入可能な制御棒の全	
下2階床鉛直	, 12 323		挿入操作を開始する。	
	1		417 -4/CH C M4/H / 00	

要素	適用される原	動作可能であるべ	要求される措置	完了時間
	子炉の状態	きチャンネル数		
		(片トリップ系)		
12. 原子炉モート	ぶス 運転,起動	1 **5	A1. 高温停止にする。	24 時間
イッチ「停止」	位 高温停止※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
置	冷温停止※1		されているセルに挿	
	燃料交換*1		入可能な制御棒の全	
			挿入操作を開始する。	
13. スクラム回路	图 運転,起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1	(自動スクラム)	A1. 1 体以上の燃料が装荷	速やかに
	冷温停止※1	1	されているセルに挿	
	燃料交換※1	(手動スクラム)	入可能な制御棒の全	
			挿入操作を開始する。	

- ※1:1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。
- ※2:片系4チャンネルのうち、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数(片トリップ系)は3とする。
- ※3: 片系3チャンネルのうち、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数(片トリップ系)は2と する。
- ※4:タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MPa[gage](原子炉熱出力の約30%相当) 以上で運転している時。
- ※5:原子炉モードスイッチは1つであり、その接点を両トリップ系で1チャンネルずつ 使用している。

2. 起動領域モニタ計装

起動領域モニタ計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル 数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

[5号炉]

表 27 - 3 - 2

要素	適用	される状態	動作可能で あるべきチ ャンネル数	条件	要求される措置	完了時間
	かつ	:子源領域で 原子炉の状 「起動」	8*1	A. 動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. 起動領域モニタを動 作可能な状態に復帰 させる。 又は	4 時間
					A2. 制御棒引抜操作を中 止する。	速やかに
				B. 動作不能チャンネルが 6 つの場合	B1. 制御棒引抜操作を中 止する。	速やかに
				C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24 時間
起動	-	炉の状態が 温停止」	2*2	A. 動作不能チャンネルが 1つ以上の場合	A1. 挿入可能な制御棒を 全挿入する。 及び	1 時間
領域	「冷	温停止」			A2. 制御棒引抜操作を行ってはならない。	1 時間
モニタ	原子炉の気	炉心変更が 実施されて いない場合	2*2*3	A. 動作不能チャンネルが 1つ以上の場合	A1. 1 体以上の燃料が装 荷されているセルに 制御棒が全挿入され ていることの確認を 開始する。	速やかに
	の状態が「燃料交換	炉心変更が 実施されて いる場合	2*3*4	A. 動作不能チャンネルが 1つ以上の場合	A1. 制御棒挿入及び燃料 取出以外の炉心変更 を中止する。 及び	速やかに
	-交換」				A2. 1 体以上の燃料が装 荷されているセルに 制御棒が全挿入され ていることの確認を 開始する。	速やかに

※1:8 チャンネルのうち、2 チャンネルバイパス (片トリップ系で1 チャンネル) 可能 設備のため、2 チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネ ル数は6 とする。

※2:異なる1/4炉心の2チャンネル。

- ※3:起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合,当該起動領域モニタが動作可能であることを要求されない。
- %4: 炉心変更が実施されている 1/4 炉心の 1 チャンネル及びそれに隣接するいずれかの 1/4 炉心の 1 チャンネル。

表 27 - 3 - 2

要素	適用	される状態	動作可能で あるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間
	かつ	子源領域で 原子炉の状 「起動」	8 ^{※1}	A. 動作不能チャンネルが 1つ以上の場合	A1. 起動領域モニタを動作可能な状態に復帰させる。 又は	4 時間
					A2. 制御棒引抜操作を中 止する。	速やかに
				B. 動作不能チャンネルが 6 つの場合	B1. 制御棒引抜操作を中 止する。	速やかに
				C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	24 時間
起動		炉の状態が 温停止」	2*2	A. 動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. 挿入可能な制御棒を 全挿入する。 及び	1 時間
起動領域モニタ		温停止」			A2. 制御棒引抜操作を行ってはならない。	1 時間
ニタ	原子炉の	炉心変更が 実施されて いない場合	2*2*3	A. 動作不能チャンネルが 1つ以上の場合	A1. 1 体以上の燃料が装 荷されているセルに 制御棒が全挿入され ていることの確認を 開始する。	速やかに
	尼島	炉心変更が 実施されて いる場合	2*3*4	A. 動作不能チャンネルが 1つ以上の場合	A1. 制御棒挿入及び燃料 取出以外の炉心変更 を中止する。 及び	速やかに
	- 交換」				A2. 1 体以上の燃料が装 荷されているセルに 制御棒が全挿入され ていることの確認を 開始する。	速やかに

※1:8 チャンネルのうち、2 チャンネルバイパス (片トリップ系で1 チャンネル) 可能 設備のため、2 チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネ ル数は6 とする。

※2:異なる1/4炉心の2チャンネル。

※3:起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合,当該起動領域モニタが動作可能であることを要求されない。

%4: 炉心変更が実施されている 1/4 炉心の 1 チャンネル及びそれに隣接するいずれかの 1/4 炉心の 1 チャンネル。

3. 非常用炉心冷却系計装

[5号炉]

(1) 炉心スプレイ系計装

炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル 数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお,動作可能であるべきチャンネル数とは,炉心スプレイ系(炉心スプレイポンプA, B及び注入弁)を作動させる為の全てのチャンネル数をいい,その半数が片トリップ系を 構成する。

表 27-3-3-1

要素	適用され	動作可能であ	条	件	要求される措置	完了時間
	る原子炉	るべきチャン				
	の状態	ネル数(両ト				
		リップ系)				
1. 原子炉水	運転	4	A. 片トリ	ップ系	A1. チャンネルを動作可能な	24 時間
位異常低	起動		に動作	不能チ	状態に復旧する。	
(レベル1)	高温停止		ャンネ	ルが 1	又は	
			つの場合	$\stackrel{\sim}{\Rightarrow}$	A2. 動作不能チャンネルをト	24 時間
					リップする。	
					又は	
					A3. 炉心スプレイ系を動作不	24 時間
					能とみなす。	
			B. 両トリ	ップ系	B1. 少なくとも 1 つのチャン	12 時間
			にそれ	ぞれ動	ネルを動作可能な状態に	
			作不能	チャン	復旧する。	
			ネルが	1つの	又は	
			場合		B2.いずれかの動作不能チャ	12 時間
					ンネルをトリップする。	
					又は	
					B3. 炉心スプレイ系を動作不	12 時間
					能とみなす。	
			C. 片トリ	ップ系	C1. 炉心スプレイ系を動作不	1時間
			に動作	不能チ	能とみなす。	
			ャンネ	ルが2		
			つの場合	\Rightarrow		

要素		動作可能であ	条件	要求される措置	完了時間
		るべきチャン			
	の状態	ネル数 (両ト リップ系)			
2. 格納容器 圧力高	運転起動	4		系 A1. チャンネルを動作可能なチ 状態に復旧する。	24 時間
)	高温停止		ャンネルがうつの場合	1 又は A2.動作不能チャンネルをト	24 時間
				リップする。 又は	
				A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間
			にそれぞれ動	系 B1. 少なくとも1つのチャン ネルを動作可能な状態に 復旧する。	12 時間
			ネルが1つ0		
			場合	B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 炉心スプレイ系を動作不 能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップラ に動作不能ラ ャンネルが! つの場合	K C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間
3. 原子炉圧 力低 (注入可)		4			24 時間
(在八門)			つの場合	A2. 動作不能チャンネルをト リップする。	24 時間
				又は A3. 炉心スプレイ系を動作不 能とみなす。	24 時間
			にそれぞれ! 作不能チャン	8 B1. 少なくとも1つのチャンホルを動作可能な状態に復旧する。	12 時間
			ネルが1つ0 場合	D 又は B2. いずれかの動作不能チャ ンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 炉心スプレイ系を動作不 能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップラ に動作不能ラ	K C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間
			つの場合		

(2) 低圧注水系計装

低圧注水系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を 満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、低圧注水系(低圧注水ポンプA、B、C、D及び注入弁)を作動させる為の全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

表 27-3-3-2

要素	適用され	動作可能であ	条件	要求される措置	完了時間
	る原子炉	るべきチャン			
	の状態	ネル数(両ト			
		リップ系)			
1. 原子炉水	運転	4	A. 片トリップ系	A1. チャンネルを動作可能な	24 時間
位異常低	起動		に動作不能チ	状態に復旧する。	
(レベル1)	高温停止		ャンネルが1	又は	
			つの場合	A2. 動作不能チャンネルをト	24 時間
				リップする。	
				又は	
				A3. 低圧注水系を動作不能と	24 時間
				みなす。	
			B. 両トリップ系	B1. 少なくとも 1 つのチャン	12 時間
			にそれぞれ動	ネルを動作可能な状態に	
			作不能チャン	復旧する。	
			ネルが1つの	又は	
			場合	B2. いずれかの動作不能チャ	12 時間
				ンネルをトリップする。	
				又は	
				B3. 低圧注水系を動作不能と	12 時間
				みなす。	
			C. 片トリップ系	C1. 低圧注水系を動作不能と	1時間
			に動作不能チャ	みなす。	
			ンネルが2つの		
			場合		

要素		動作可能であ	条	件	要求される措置	完了時間
	の状態	るべきチャン ネル数 (両ト リップ系)				
2. 格納容器 圧力高	起動	4	に動作	不能チ	A1. チャンネルを動作可能な 状態に復旧する。	24 時間
	高温停止		ヤンイ つの場	:ルが 1 合	A2. 動作不能チャンネルをト リップする。	24 時間
					又は A3. 低圧注水系を動作不能と みなす。	24 時間
			にそれ 作不能	ぞれ動	B1. 少なくとも1つのチャン ネルを動作可能な状態に 復旧する。	12 時間
			場合		B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は	12 時間
					B3. 低圧注水系を動作不能と みなす。	12 時間
			に動作	不能チルが 2	C1. 低圧注水系を動作不能と みなす。	1 時間
3. 原子炉圧 力低(注入 可)		4	に動作	ップ系 :不能チ :ルが1		24 時間
1)			つの場		A2. 動作不能チャンネルをト リップする。 又は	24 時間
					A3. 低圧注水系を動作不能と みなす。	24 時間
			にそれ 作不能	ぞれ動	B1. 少なくとも 1 つのチャン ネルを動作可能な状態に 復旧する。 又は	12 時間
			場合	1 2 1	B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は	12 時間
					B3. 低圧注水系を動作不能と みなす。	12 時間
			に動作	不能チルが 2	C1. 低圧注水系を動作不能と みなす。	1時間

(3) 高圧注水系計装

高圧注水系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を 満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、高圧注水系を作動させるための全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

表 27-3-3-3

要素	適用され	動作可能であ	条件	要求される措置	完了時間
	る原子炉	るべきチャン			
	の状態	ネル数(両ト			
		リップ系)			
1. 原子炉水	運転	4	A. 片トリップタ	A1. チャンネルを動作可能な	24 時間
位異常低	起動**1		に動作不能が	大態に復旧する。	
(レベル2)	高温停止		ャンネルがこ	又は	
	※ 1		つの場合	A2. 動作不能チャンネルをト	24 時間
				リップする。	
				又は	
				A3. 高圧注水系を動作不能と	24 時間
				みなす。	
			B. 両トリップラ	系 B1. 少なくとも 1 つのチャン	12 時間
			にそれぞれ重	カー ネルを動作可能な状態に	
			作不能チャン	/ 復旧する。	
			ネルが1つ0	フスは	
			場合	B2. いずれかの動作不能チャ	12 時間
				ンネルをトリップする。	
				又は	
				B3. 高圧注水系を動作不能と	12 時間
				みなす。	
			C. 片トリップラ	K C1. 高圧注水系を動作不能と	1時間
			に動作不能を		
			ャンネルが	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			つの場合		

要	素	適用され	動作可能で	あ	条	件	要求される措置	完了時間
		る原子炉	るべきチャ	ン				
		の状態	ネル数(両	1				
			リップ系)					
2. 格	納容器	運転	4	A	. 片ト	リップ系	A1. チャンネルを動作可能	24 時間
圧力i	高	起動**1			に動	作不能チ	な状態に復旧する。	
		高温停止			ヤン	ネルが 1	又は	
		※ 1			つのホ	易合	A2. 動作不能チャンネルを	24 時間
							トリップする。	
							又は	
							A3. 高圧注水系を動作不能	24 時間
							とみなす。	
				В	. 両ト	リップ系	B1. 少なくとも 1 つのチャ	12 時間
					にそ	れぞれ動	ンネルを動作可能な状	
					作不	能チャン	態に復旧する。	
					ネル	が1つの	又は	
					場合		B2. いずれかの動作不能チ	12 時間
							ャンネルをトリップす	
							る。	
							又は	
							B3. 高圧注水系を動作不能	12 時間
							とみなす。	
				С	. 片ト	リップ系	C1. 高圧注水系を動作不能	1時間
					に動	作不能チ	とみなす。	
					ヤン	ネルが 2		
					つの場	易合		

※1:原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の時。

(4) 自動減圧系計装

自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を 満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理*1毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-3-4

要 素		動作可能で あるべきチャンネル数 (論理毎)	条	件	要求される 措置	完了時間
1. 原子炉水 位異常低 (レベル1)	運転 起動 ^{※2} 高温停止 ※2	2	動作不能	ピチャンネ	A1. チャンネルを動 作可能な状態に 復旧する。 又は	
					A2. 当該チャンネル をトリップす る。	ただし 高圧注水系の動 作不能を発見し た場合は4日間
			れぞれ動場合, ス Aで要求 置を完一		B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	
2. 格納容器 圧力高		2	動作不能		A1. チャンネルを動 作可能な状態に 復旧する。 又は	
					A2. 当該チャンネル をトリップす る。	ただし 高圧注水系の動 作不能を発見し た場合は4日間
			れぞれ動場合, ス Aで要求 置を完っ	倫理が,そ 動作不能の 又は,条件 大される措 了時間内に ない場合		1 時間

要素	適用され	動作可能で	条	件		要求される	完了時間
	る原子炉	あるべきチ				措置	
	の状態	ャンネル数					
		(論理毎)					
3. 自動減	王 運転	1	A. いずれ	かの論理が	A1.	当該論理を動作	10 日間
系始動タ	イ 起動**2		動作不同	能の場合		可能な状態に復	ただし
マ	高温停止					旧する。	高圧注水系の動
	※ 2						作不能を発見し
							た場合は4日間
			B. 両方の	論理が,そ	В1.	自動減圧系を動	1 時間
			れぞれ	動作不能の		作不能とみな	
			場合,	又は、条件		す。	
			Aで要	求される措			
			置を完	了時間内に			
			達成で	きない場合			
4. 炉心ス	プ	6 *× 3	A. いずれ	かの論理が	A1.	当該論理を動作	10 日間
レイ系ポ	ン		動作不同	能の場合		可能な状態に復	ただし
プ吐出圧	カ					旧する。	高圧注水系の動
高又は残っ	留						作不能を発見し
熱除去系	ポ						た場合は4日間
ンプ吐出	Ξ		B. 両方の	論理が,そ	В1.	自動減圧系を動	1時間
力高**3			れぞれ	動作不能の		作不能とみな	
			場合,	又は,条件		す。	
			Aで要	求される措			
			置を完	了時間内に			
			達成で	きない場合			

※1:本条における論理とは、当該系統・設備を作動させる為のセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。

※2:原子炉圧力が0.78MPa [gage]以上の時。

※3:ポンプ吐出圧力高については、炉心スプレイ系2チャンネル及び残留熱除去系4チャンネルをいう。

(1) 低圧炉心スプレイ系計装

低圧炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャン ネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、低圧炉心スプレイ系を作動させる為の全 てのチャンネル数をいう。

表 27-3-3-1

要	素	適用され	動作可能で		条件	Ė.	要求される措置	完了時間
		る原子炉	あるべきチ					
		の状態	ャンネル数					
1. 原一	子炉水	運転	2	Α.	動作不能	チャ	A1. チャンネルを動作可能	24 時間
位異常	终低	起動			ンネルが	1つ	な状態に復旧する。	
(レベル	レ1)	高温停止			の場合		又は	
							A2. 動作不能チャンネルを	24 時間
							トリップする。	
							又は	
							A3. 低圧炉心スプレイ系を	24 時間
							動作不能とみなす。	
				В.	動作不能	チャ	B1. 低圧炉心スプレイ系を	1時間
					ンネルが	$2 \supset$	動作不能とみなす。	
					の場合			
2. 格納	容器圧		2	Α.	動作不能	チャ	A1. チャンネルを動作可能	24 時間
力高					ンネルが	1つ	な状態に復旧する。	
					の場合		又は	
							A2. 動作不能チャンネルを	24 時間
							トリップする。	
							又は	
							, . ,, _	24 時間
							動作不能とみなす。	
				В.			B1. 低圧炉心スプレイ系を	1時間
					ンネルが	20	動作不能とみなす。	
					の場合			
0 14 =	<u> </u>		-	_	チルルナムト	- ·	M (TEE) 222 / 72	4 n+88
3. 注入			1	Α.			A1. 低圧炉心スプレイ系を	1時間
,,	:(注入				ンネルが	10	動作不能とみなす。	
可)					の場合			

(2) 低圧注水系計装

低圧注水系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を 満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、系列毎のポンプ及び弁を作動させる為の 全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-3-2

要素	適用される原子炉の状態	動作可能で あるべきチ ャンネル数 (系列毎)**		条件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水 位異常低 (レベル1)	運転 起動 高温停止	2	Α.	ャンネルが		24 時間
(, ,, 1)	[A] Imr.[] T.			1 - 1 - 100 G	A2. 動作不能チャンネルを トリップする。 又は	24 時間
					A3. 当該低圧注水系を動作 不能とみなす。	24 時間
			В.	動作不能チャンネルが 2つの場合	B1. 当該低圧注水系を動作 不能とみなす。	1時間
2. 格納容器 圧力高		2	Α.	動作不能チャンネルが 1つの場合	A1. チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 又は	24 時間
					A2. 動作不能チャンネルを トリップする。 又は	24 時間
					A3. 当該低圧注水系を動作 不能とみなす。	24 時間
			В.	動作不能チャンネルが 2つの場合	B1. 当該低圧注水系を動作 不能とみなす。	1時間
3. 注入弁両 側差圧低 (注入可)		1	Α.	動作不能チ ャンネルが 1つの場合	A1. 当該低圧注水系を動作 不能とみなす。	1時間

※1:系列毎とは低圧注水系においてA系, B系, C系をいう。

(3) 高圧炉心スプレイ系計装

高圧炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、高圧炉心スプレイ系を作動させる為の全 てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

表 27-3-3-3

要素		動作可能で		条件		要求される措置	完了時間
	•	あるべきチ					
	の状態	ャンネル数 (両トリッ					
		プ系)					
1 原乙烷水	運転		٨	上111.5	· 7	A1 チェンラルナ、制作司化	24 時間
1.原子炉水 位異常低	起動	4				A1. チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。	24 时间
び共市以 (レベル2)	高温停止			に 製作 小能 ヤンネルが			
(\(\frac{1}{2} \(\frac{1}{2} \)	同価行业			ヤンホルがつの場合		A2. 動作不能チャンネルを	24 時間
				* 707场口		トリップする。	24 时间
						マは	
						A3. 高圧炉心スプレイ系を	24 時間
						動作不能とみなす。	24 6月月
						B1. 少なくとも1つのチャ	12 時間
						ンネルを動作可能な状	
						態に復旧する。	
				ネルが1つ			
				場合		B2. いずれかの動作不能チ	12 時間
						ャンネルをトリップす	
						る。	
						又は	
						B3. 高圧炉心スプレイ系を	12 時間
						動作不能とみなす。	
						C1. 高圧炉心スプレイ系を	1時間
				に動作不能		動作不能とみなす。	
				ャンネルが	2		
				つの場合			

要素	海田そか	動作可能で		 条 件	要求される措置	完了時間
安新				宋 件	安水される疳直	元」时间
	る原子炉					
	の状態	ャンネル数				
		(両トリッ				
		プ系)				
2. 格納容器	運転	4	A.	片トリップ系	A1. チャンネルを動作可能	24 時間
圧力高	起動			に動作不能チ	な状態に復旧する。	
	高温停止			ャンネルが1	又は	
				つの場合	A2. 動作不能チャンネルを	24 時間
					トリップする。	
					又は	
					A3. 高圧炉心スプレイ系を	24 時間
					動作不能とみなす。	., .
			В.	両トリップ系	B1. 少なくとも1つのチャ	12 時間
					ンネルを動作可能な状	
					態に復旧する。	
				ネルが1つの	**	
				場合	B2.いずれかの動作不能チ	12 時間
				<i>™</i> ⊔	ャンネルをトリップす	17 MIH1
					5.	
					又は	
					* ***	10円4月日
					B3. 高圧炉心スプレイ系を	12 時間
			_	11. 2. 22	動作不能とみなす。	- 6-200
			C.		C1. 高圧炉心スプレイ系を	1時間
				に動作不能チ	動作不能とみなす。	
				ャンネルが2		
				つの場合		

(4) 自動減圧系計装

自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を 満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理*1毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-3-4

要素	適用され る原子炉 の状態	動作可能で あるべきチャンネル数	条	件	要求される 措置	完了時間
	*>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(論理毎)				
1. 原子炉水 位異常低 (レベル1)	運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	2	動作不	かの論理に 能チャンネ つ以上の場		
					A2. 当該チャン ネルをトリ ップする。	10 日間 ただし 高圧炉心スプレイ系 の動作不能を発見し た場合は4日間
			ぞれ動 合又は, 求され	作不能の場 条件Aで要 る措置を完 内に達成で		1時間
2. 格納容器 圧力高		2	動作不	かの論理に 能チャンネ つ以上の場		
					A2. 当該チャン ネルをトリ ップする。	
			ぞれ動 合又は, 求され	作不能の場 条件Aで要 る措置を完 内に達成で	B1. 自動減圧系 を動作不能 とみなす。	1 時間

要素	適用され	動作可能で	条件	要求される	完了時間
	る原子炉	あるべきチ		措置	
	の状態	ャンネル数			
		(論理毎)			
3. 自動減圧	運転	1	A. いずれかの論理が	A1. 当該論理を	10 日間
系始動タ	起動※2		動作不能の場合	動作可能な	ただし
イマ	高温停止			状態に復旧	高圧炉心スプレイ系
	% 2			する。	の動作不能を発見し
					た場合は4日間
			B. 両方の論理が, それ	B1. 自動減圧系	1 時間
			ぞれ動作不能の場	を動作不能	
			合又は,条件Aで要	とみなす。	
			求される措置を完		
			了時間内に達成で		
			きない場合		
4. 低圧炉心	運転	4*3	A. いずれかの論理が	A1. 当該論理を	10 日間
スプレイ	起動※2		動作不能の場合	動作可能な	ただし
系ポンプ	高温停止			状態に復旧	高圧炉心スプレイ系
吐出圧力	% 2			する。	の動作不能を発見し
高					た場合は4日間
又は			B. 両方の論理が, それ	B1. 自動減圧系	1 時間
残留熱除去			ぞれ動作不能の場	を動作不能	
系ポンプ			合又は,条件Aで要	とみなす。	
吐出圧力			求される措置を完		
高※3			了時間内に達成で		
			きない場合		

※1:本条における論理とは、当該系統・設備を作動させる為のセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。

※2:原子炉圧力が 0.84MP a [gage]以上の時。

※3:ポンプ吐出圧力高については、自動減圧系A系は低圧炉心スプレイ系2チャンネル 及び残留熱除去系2チャンネル、自動減圧系B系は残留熱除去系4チャンネルをいう。

4. 格納容器隔離系計装

[5号炉]

(1) 主蒸気隔離弁計装

主蒸気隔離弁計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、主蒸気隔離弁を隔離させるための全ての チャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

- (A) 片トリップ系に,動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は,24 時間以内に動作可能な状態に復旧し,復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) 両トリップ系に、動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、12 時間以内 に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における 動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。
- (C) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するか、トリップする。
- (D) 上記(A),(B) 又は(C) の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27-3-4-1

要素	適用される原	動作可能であるべ	要求される措置	完了時間
	子炉の状態	きチャンネル数		
		(両トリップ系)		
1. 原子炉水位異常	運転	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
低 (レベル2)	起動		及び	
	高温停止		A2. 冷温停止にする。	36 時間
2. 主蒸気管放射能	運転	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
高	起動		及び	
	高温停止		A2. 冷温停止にする。	36 時間
3. 主蒸気管流量大	運転	16	A1. 当該主蒸気ラインを	12 時間
	起動		隔離する。	
	高温停止		又は	
			A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
4. 主蒸気管トンネ	運転	16	A1. 高温停止にする。	24 時間
ル温度高	起動		及び	
	高温停止		A2. 冷温停止にする。	36 時間
5. 主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 起動にする。	12 時間

(2) 格納容器隔離系計装

A. 主蒸気管ドレン系及び炉水サンプル系

主蒸気管ドレン系及び炉水サンプル系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能 であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、内側又は外側の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

- (A) 内側隔離論理又は外側隔離論理に、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、24 時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) 内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに、同一要素の動作不能チャンネルが1つ 以上ある場合又は内側隔離論理及び外側隔離論理とも隔離機能を喪失している場合は、 1時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧する。
- (C) 上記(A) 又は(B) の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27-3-4-2-A

要	素	適用される	動作可能であるべ	要求される措置	完了時間
		原子炉の状	きチャンネル数		
		態	(論理毎)		
1. 主蒸気管	ドレン系	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
a.原子炉	水位異常	起動		又は	
低(レ	ベル2)	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
				及び	
				A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
b. 主蒸気	管放射能	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
高		起動		又は	
		高温停止		A2.1.高温停止にする。	24 時間
				及び	
				A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
c. 主蒸気	管流量大	運転	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
		起動		又は	
		高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
				及び	
				A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
d. 主蒸気	管トンネ	運転	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
ル温度	高	起動		又は	
		高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
				及び	
				A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
e. 主蒸気	管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
				又は	
				A2. 起動にする。	12 時間

要素	適田される	動作可能であるべ	要求される措置	完了時間
女	. — – . – .		女小 04 0 3 相直	元1时间
		きチャンネル数		
	態	(論理毎)		
2. 炉水サンプル系	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
a.原子炉水位異常			又は	
低 (レベル2)	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
b. 主蒸気管放射能	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
高	起動		又は	
	高温停止		A2.1.高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
c. 主蒸気管流量大	運転	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動		又は	
	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
d. 主蒸気管トンネ	運転	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
ル温度高	起動		又は	
	高温停止		A2.1.高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
e . 主蒸気管圧力促	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
			又は	
			A2. 起動にする。	12 時間

B. 原子炉冷却材浄化系,不活性ガス系,残留熱除去系及び廃棄物処理系

原子炉冷却材浄化系,不活性ガス系,残留熱除去系及び廃棄物処理系計装の要素に動作不能が発生し,下表の動作可能であるベきチャンネル数を満足できない場合は,その状態に応じて「原子炉建屋放射能高」の要素以外については,(A),(B),(C)又は(F)の措置を講じ,「原子炉建屋放射能高」の要素については,(D),(E)又は(F)の措置を講じる。

なお,動作可能であるべきチャンネル数とは,内側及び外側の両方の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

- (A) 片トリップ系に、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、12時間以内に動作可能な状態に復旧し復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) 両トリップ系に、動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、6時間以内 に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における動 作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。
- (C) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するか、トリップする。
- (D) 原子炉建屋放射能高に、動作不能チャンネルが1つある場合は、10日間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップする。
- (E) 原子炉建屋放射能高に、動作不能チャンネルが2つある場合は、1時間以内にいずれかのチャンネルを復旧するか、トリップする。
- (F) 上記 (A), (B), (C), (D) 又は (E) の措置を達成できない場合は,下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

[5号炉] 表 27-3-4-2-B

要素	適用される	動作可能であるべ	要求される措置	完了時間
		きチャンネル数	Z.V.C.V.O.II.E	>= 1 · 4154
	態			
1. 原子炉冷却材浄化	運転	4	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
系	起動		又は	
a. 原子炉水位低	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
(レベル3)			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
2. 不活性ガス系	運転	4	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
a. 原子炉水位低	起動		又は	
(レベル3)	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	
1 极处应四尺上支	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	4	A2. 2. 冷温停止にする。	36 時間
b. 格納容器圧力高	. — .	4	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動 高温停止		又は	24 時間
	向価学工		A2.1. 高温停止にする。 及び	24 时间
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
c.原子炉建屋放射	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
能高	起動	2	又は	17 时1时
urlet	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
	141111111111111111111111111111111111111		及び	21 / 31/43
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
3. 残留熱除去系	運転	4	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
a. 原子炉水位低	起動		又は	
(レベル3)	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
b. 格納容器圧力高	運転	4	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動		又は	
	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	26 II I III
4 皮革肠切用で	運転	Λ	A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
4. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低	起動	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は	12 時間
a. 原丁炉水位区 (レベル3)	高温停止		入は A2. 1. 高温停止にする。	24 時間
(I∺11mm 1.4.77*		及び	7.4 5.4 [H]
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
b. 格納容器圧力高	運転	4	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動		又は	· · · ·
	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間

(3)原子炉建屋隔離系計装

原子炉建屋隔離系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて「原子炉建屋放射能高」の要素以外については、(A)、(B)、(C)、(F)、(G) 又は(H) の措置を講じ、「原子炉建屋放射能高」の要素については、(D)、(E)、(F)、(G)、(H) 又は(I) の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉建屋隔離機能を作動させるための 全てのチャンネル数をいう。

- (A) 片トリップ系に,動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は,12 時間以内に動作可能な状態に復旧し,復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) 両トリップ系に、それぞれ動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、6時間以内 に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における動 作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。
- (C) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するか、トリップする。
- (D) 原子炉建屋放射能高に,動作不能チャンネルが1つある場合は,10 日間以内に動作可能な状態に復旧し,復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップする。
- (E) 原子炉建屋放射能高に、動作不能チャンネルが2つある場合は、1時間以内にいずれかのチャンネルを復旧するか、トリップする。
- (F) 上記(A),(B) 又は(D) の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。
- (G) 上記 (C) 又は (E) の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じ、かつ 10 日間以内にトリップ機能を復旧する。
- (H)原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,(F)又は(G)の要求される措置を完了時間内に達成できない場合は,24時間以内に高温停止かつ36時間以内に冷温停止する。
- (I) 炉心変更時*1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において,(F)又は(G)の措置を完了時間内に達成できない場合は,速やかに炉心変更*1及び原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。

[5号炉]

表 27-3-4-3

要 素	適用される原 子炉の状態	動作可能であるべきチャン	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動 高温停止	<u>ネル数</u> 4	A1.1.原子炉建屋給排気隔離弁の 動作確認を行い, 手動にて 隔離できることを確認す る。 及び	速やかに
			A1.2. 非常用ガス処理系1系列を 動作可能な状態とする。 又は	速やかに
			A2. 非常用ガス処理系を動作不能 とみなす。	速やかに
2. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1.1.原子炉建屋給排気隔離弁の 動作確認を行い,手動にて 隔離できることを確認す る。 及び A1.2.非常用ガス処理系1系列を	速やかに速やかに
			動作可能な状態とする。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不能 とみなす。	速やかれこ
3. 原子炉建屋放射能高	運転 起動 高温停止 炉心変更時** ¹ 又は原子炉建 屋内で照射さ	2	A1.1.原子炉建屋給排気隔離弁の 動作確認を行い、手動にて 隔離できることを確認す る。 及び A1.2.非常用ガス処理系1系列を	速やかに速やかに
	れた燃料に係 る作業時		動作可能な状態とする。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不能 とみなす。	速やかに

※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

(1) 主蒸気隔離弁計装

主蒸気隔離弁計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、主蒸気隔離弁を隔離させるための全ての チャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

- (A) 片トリップ系に、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、24 時間以内に動作可能 な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) 両トリップ系に、動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、12 時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。
- (C) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するか、トリップする。
- (D) 上記 (A), (B) 又は (C) の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を 完了時間内に講じる。

表 27-3-4-1

要素	適用される	動作可能であ	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	るべきチャン		
	態	ネル数(両トリ		
		ップ系)		
1. 原子炉水位異常低	運転	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
(レベル2)	起動		及び	
	高温停止		A2. 冷温停止にする。	36 時間
2. 主蒸気管放射能高	運転	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
	起動		及び	
	高温停止		A2. 冷温停止にする。	36 時間
3. 主蒸気管流量大	運転	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔	12 時間
	起動		離する。	
	高温停止		又は	
			A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
4. 主蒸気管トンネル	運転	40	A1. 高温停止にする。	24 時間
温度高	起動		及び	
	高温停止		A2. 冷温停止にする。	36 時間
5. 主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 起動にする。	12 時間
6. 復水器真空度低	運転	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
	起動		及び	
	高温停止		A2. 冷温停止にする。	36 時間

(2)格納容器隔離系計装

格納容器隔離系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて「原子炉建屋放射能高(原子炉建屋換気系排気ロプレナム)」及び「原子炉建屋放射能高(燃料取替エリアダクト)」の要素以外については、(A)、(B) 又は(E) の措置を講じ、「原子炉建屋放射能高(原子炉建屋換気系排気ロプレナム)」及び「原子炉建屋放射能高(燃料取替エリアダクト)」の要素については、(C)、(D) 又は(E) の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、内側又は外側の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

- (A) 内側隔離論理又は外側隔離論理に、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、「原子炉水位低(レベル3)」及び「格納容器圧力高」の要素については12時間以内、それ以外の要素については24時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) 内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに、同一要素の動作不能チャンネルが1 つ以上ある場合又は内側隔離論理及び外側隔離論理とも隔離機能を喪失している場合 は、1時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧 する。
- (C) 内側隔離論理又は外側隔離論理に,動作不能チャンネルが1つある場合は,10日間 以内に動作可能な状態に復旧し,復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップす る。
- (D) 内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに、動作不能チャンネルが2つある場合は、1時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも1つのチャンネルを復旧するか、トリップする。
- (E) 上記(A),(B),(C) 又は(D) の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

[6号炉]

表 27-3-4-2

要素	適用される	動作可能で	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ		
	態	ャンネル数		
		(論理毎)		
1. 主蒸気管ドレン系	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
a . 原子炉水位異常低	起動		又は	
(レベル2)	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間

	T	T		1
要素		動作可能で	要求される措置	完了時間
	_ ·	あるべきチ		
	態	ャンネル数		
		(論理毎)		
b. 主蒸気管放射能高	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動		又は	
	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び A2. 2. 冷温停止にする	36 時間
c. 主蒸気管流量大	運転	8	A2. 2. 行価庁止に 9 る A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
C. 土然风官/爪里/入	起動	ŏ	AI. ヨ該ノインをI隔離する。 又は	12时间
	高温停止		入は A2.1. 高温停止にする。	24 時間
	同価付工		及び	24 时间
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
d. 主蒸気管トンネル	運転	20	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
温度高	起動	20	71. 当版ノインを開催する。 又は	17 4/1191
	高温停止		A2.1.高温停止にする。	24 時間
	1-1111111111111111111111111111111111111		及び	21.4[6]
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
e . 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
			又は	., .
			A2. 起動にする。	12 時間
f . 復水器真空度低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動		又は	
	高温停止		A2.1.高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
2. 炉水サンプル系	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
a. 原子炉水位異常低	-		又は	
(レベル2)	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	_
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
b. 主蒸気管放射能高	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動		又は	
	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	o a milimo
) # 6 66 A	V-7-1		A2. 2. 冷温停止にする	36 時間
c. 主蒸気管流量大	運転	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動		又は	0.4 11-1-11
	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	26 吐土日日
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間

要素	適用される	動作可能で	要求される措置	完了時間
× //		あるべきチ	ZWC400HE) [](j i)
	態	ャンネル数		
		(論理毎)		
d. 主蒸気管トンネル	運転	20	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
温度高	起動		又は	., .
	高温停止		A2.1.高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
e. 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
			又は	
			A2. 起動にする。	12 時間
f . 復水器真空度低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動		又は	
	高温停止		A2.1.高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
3. 原子炉冷却材浄化系	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
a. 原子炉水位低	起動		又は	a a Liber
(レベル3)	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	0.0 11-1111
·	V-7+-→		A2. 2. 冷温停止にする。	36 時間
4. 不活性ガス系	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
a. 原子炉水位低	起動		又は	0.4 四七日日
(レベル3)	高温停止		A2.1. 高温停止にする。 及び	24 時間
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
b. 格納容器圧力高	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
D. 俗称1合硷/工刀向	起動	2	A1. 当成ノインを 内能する。 又は	17 时间
	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
	 b)1mm .4.77*		及び	74 H/J [H]
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
c. 原子炉建屋放射能	運転	2*1	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
高(原子炉建屋換気		_	又は	15() [H]
系排気ロプレナム)	高温停止		A2.1.高温停止にする。	24 時間
71.021.230.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	, .,		及び	313
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
d. 原子炉建屋放射能	運転	2*2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
高(燃料取替エリア			又は	
ダクト) **3	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間

要素	適用される	動作可能で	要求される措置	完了時間
× 713		あるべきチ	文がこれでの旧臣	\[\] 1 "4 [F1]
	能	ャンネル数		
	悲			
		(論理毎)		
5. 残留熱除去系	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
a . 原子炉水位低	起動		又は	
(レベル3)	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
b. 格納容器圧力高	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動		又は	
	高温停止		A2.1.高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
6. 廃棄物処理系	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
a. 原子炉水位低	起動		又は	
(レベル3)	高温停止		A2.1.高温停止にする。	24 時間
			及び	
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間
b. 格納容器圧力高	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12 時間
	起動		又は	
	高温停止		A2.1. 高温停止にする。	24 時間
			及び	7,4
			A2.2. 冷温停止にする。	36 時間

※1:2チャンネルは、内側隔離論理を動作させるべきチャンネル数

※2:2チャンネルは、外側隔離論理を動作させるべきチャンネル数

※3:高線量当量率物品の移動時を除く。

(3)原子炉建屋隔離系計装

原子炉建屋隔離系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて「原子炉建屋放射能高(原子炉建屋換気系排気ロプレナム)」及び「原子炉建屋放射能高(燃料取替エリアダクト)」の要素以外については、(A)、(B)、(E)、(F) 又は(G)の措置を講じ、「原子炉建屋放射能高(原子炉建屋換気系排気ロプレナム)」及び「原子炉建屋放射能高(燃料取替エリアダクト)」の要素については、(C)、(D)、(E)、(F)、(G) 又は(H)の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、A系又はB系による原子炉建屋隔離機能 を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

- (A) A系隔離論理又はB系隔離論理に、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、12 時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) A系隔離論理及びB系隔離論理のそれぞれに、同一要素の動作不能チャンネルが1 つ以上ある場合又はA系隔離論理及びB系隔離論理とも隔離機能を喪失している場合は、1時間以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を 復旧する。
- (C) A系隔離論理又はB系隔離論理に、動作不能チャンネルが1つある場合は、10 日間 以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップ する。
- (D) A系隔離論理及びB系隔離論理のそれぞれに、動作不能チャンネルが2つある場合は、1時間以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つのチャンネルを復旧するか、トリップする。
- (E)上記(A)又は(C)の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了 時間内に講じる。
- (F) 上記(B) 又は(D) の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じ、かつ10日間以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧する。
- (G)原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,(E)又は(F)の要求される措置を完了時間内に達成できない場合は,24時間以内に高温停止かつ36時間以内に冷温停止にする。
- (H) 炉心変更時**1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において,(E)又は(F)の措置を完了時間内に達成できない場合は,速やかに炉心変更**1及び原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。

表 27-3-4-3

要素	済田されて	新 佐 司 化 ベ	西北されて世界	ウマは 問
要素		動作可能であるべきチ	要求される措置	完了時間
	態がある	ャンネル数		
	版	(論理毎)		
1 西之层水层纸	マデオー マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マ			連やかに
1. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動	2	A1.1. 原子炉建屋給排気隔離弁 の動作確認を行い,手動	述べいべ
(2,4/23)	高温停止		にて隔離できることを確	
	同価行业		認する。	
			及び 及び	
			A1. 2. 非常用ガス処理系 1 系列	速やかに
			を動作可能な状態とす	是 (// // C
			المرابع	
			又は	
			A2. 非常用ガス処理系を動作不	速やかに
			能とみなす。	,_ ,,,
2. 格納容器圧力高	運転	2	A1. 1. 原子炉建屋給排気隔離弁	速やかに
	起動		の動作確認を行い, 手動	
	高温停止		にて隔離できることを確	
			認する。	
			及び	
			A1. 2. 非常用ガス処理系 1 系列	速やかに
			を動作可能な状態とす	
			る。	
			又は	
			A2. 非常用ガス処理系を動作不	速やかに
			能とみなす。	
3. 原子炉建屋放射		$2^{\frac{*}{2}}$	A1. 1. 原子炉建屋給排気隔離弁	速やかに
能高	起動		の動作確認を行い、手動	
(原子炉建屋換			にて隔離できることを確	
気系排気ロプレ			認する。	
ナム)	¹ 又は		及び	htt dans i i =
	原子炉建屋		A1. 2. 非常用ガス処理系1系列	速やかに
	内で照射された燃料に		を動作可能な状態とす	
	れた燃料に		る。 マル	
	係る作業時		又は A2. 非常用ガス処理系を動作不	速やかに
			AZ. 非吊用ガス処理系を動作へ 能とみなす。	体インシー
			比しかはり。	

要素	適用される	動作可能で	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ		
	態	ャンネル数		
		(論理毎)		
4. 原子炉建屋放射	運転	2*4	A1.1. 原子炉建屋給排気隔離弁	速やかに
能高	起動		の動作確認を行い,手動	
(燃料取替エリ	高温停止		にて隔離できることを	
アダクト) ^{※3}	炉心変更時※		確認する。	
	¹ 又は		及び	
	原子炉建屋		A1. 2. 非常用ガス処理系1系列	速やかに
	内で照射さ		を動作可能な状態とす	
	れた燃料に		る。	
	係る作業時		又は	
			A2. 非常用ガス処理系を動作不	速やかに
			能とみなす。	

※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2:2チャンネルは、B系隔離論理を動作させるべきチャンネル数

※3:高線量当量率物品の移動時を除く。

※4:2チャンネルは、A系隔離論理を動作させるべきチャンネル数

5. その他の計装

[5号炉]

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

非常用ディーゼル発電機計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、系列毎の非常用ディーゼル発電機を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-5-1

要素		動作可能で	条	: 件	要求される措置	完了時間
		あるべきチ				
	態	ヤンネル数				
1. 非常用交	(宝市)	(系列毎) 3	л £Ы.//г	て出るい	A1. チャンネルを動作可能な	1時間
1. 非吊用交 流高圧電源	起動	ა		= 小能ナヤ :ルが1つ		T 时间
日線低電圧	高温停止			:の場合	又は	
学冰风电儿	及び		丛工	. ♥ <i>フークm</i> ロ	A2. チャンネルをトリップす	1時間
	第66条で要				5.	T H/1 [H]
	求される非		B. 条件	Aで要求	B1. 当該非常用ディーゼル発	速やかに
	常用交流高			る措置を		,_ , , , ,
	圧電源母線		完了	時間内に		
	の要求があ		達成	えできない		
	る期間		場合	•		
2. 原子炉水	運転	4	A. 片 h	・リップ系	A1. チャンネルを動作可能な	24 時間
位異常低	起動			作不能チ		
(レベル1)	高温停止			⁄ネルが1	又は	
			つ の	場合	A2. 動作不能チャンネルをト	24 時間
					リップする。	
					又は	0.4 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
					A3. 当該非常用ディーゼル発	24 時間
					電機を動作不能とみなす。	
			B. 両ト	リップ系	B1. 少なくとも 1 つのチャン	12 時間
			にそ	れぞれ動	ネルを動作可能な状態に	
			作不	能チャン	復旧する。	
			ネル	が1つの	又は	
			場合	•	B2. いずれかの動作不能チャ	12 時間
					ンネルをトリップする。	
					又は	
					B3. 当該非常用ディーゼル発	12 時間
			a 11 3)) .o-	電機を動作不能とみなす。	4 H-L-1011
					C1. 当該非常用ディーゼル発	1時間
				作不能チ	電機を動作不能とみなす。	
				イネルが2		
			~)(/	場合		

要素	適用される	動作可能で	条	件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ				
	態	ャンネル数				
		(系列毎)				
3. 格納容	器 運転	4	A. 片卜	リップ系	A1. チャンネルを動作可能な	24 時間
圧力高	起動		に動	作不能チ	状態に復旧する。	
	高温停止		ャン	ネルが 1	又は	
			つの	場合	A2. 動作不能チャンネルをト	24 時間
					リップする。	
					又は	
					A3. 当該非常用ディーゼル発	24 時間
					電機を動作不能とみなす。	
			B. 両ト	リップ系	B1. 少なくとも 1 つのチャン	12 時間
			にそ	れぞれ動	ネルを動作可能な状態に	
				能チャン		
			· ·	が1つの		
			場合		B2. いずれかの動作不能チャ	12 時間
					ンネルをトリップする。	
					又は	
					B3. 当該非常用ディーゼル発	12 時間
					電機を動作不能とみなす。	
					C1. 当該非常用ディーゼル発	1時間
				作不能チ	電機を動作不能とみなす。	
				ネルが2		
			つの	場合		

(2) 原子炉隔離時冷却系計装

原子炉隔離時冷却系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉隔離時冷却系を作動させる為の全 てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

表 27-3-5-2

要素	適用される	動作可能で	条	件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状					
	態	ャンネル数				
		(両トリッ				
		プ系)				
1.原子炉水	. — .	4	A. 片トリ	ップ系	A1. チャンネルを動作可能な	24 時間
位異常低	起動**1		に動作	不能チ	状態に復旧する。	
(レベル2)	高温停止※1		ャンネ	ルが1	又は	
			つの場	合	A2. 動作不能チャンネルをト	24 時間
					リップする。	
					又は	
					A3. 原子炉隔離時冷却系を動	24 時間
					作不能とみなす。	
			B. 両トリ	ップ系	B1. 少なくとも 1 つのチャン	12 時間
			にそれ	ぞれ動	ネルを動作可能な状態に	
			作不能	チャン	復旧する。	
			ネルが	1つの	又は	
			場合		B2. いずれかの動作不能チャ	12 時間
					ンネルをトリップする。	
					又は	
					B3. 原子炉隔離時冷却系を動	12 時間
					作不能とみなす。	
			C. 片トリ	ップ系	C1. 原子炉隔離時冷却系を動	1時間
			に動作	不能チ	作不能とみなす。	
			ャンネ	ルが2		
			つの場	合		

※1:原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の時。

(3)原子炉再循環ポンプトリップ計装

原子炉再循環ポンプトリップ計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-5-3

要素	長	適用される	動作可能で		条	件		要求される措置	完了時間
		原子炉の状	あるべきチ						
		態	ャンネル数						
			(論理毎)						
1.タービ	ニン	原子炉熱出	4	A.	いずれ	1かの論	A1.	チャンネルを動作可能な	10 日間
主蒸気止	:め	力 30%相当			理に重	動作不能		状態に復旧する。	
弁閉		以上*1			チャン	ンネルが	又	は	
					1つ[以上の場	A2.	動作不能チャンネルをト	10 日間
					合			リップする。	
				В.	両方の	の論理に	В1.	少なくとも片方の論理を	2時間
					動作	不能のチ		動作可能な状態に復旧す	
					ヤンス	ネルがそ		る。	
					れぞれ	11つ以			
					上の場	易合			
				C.	条件	A又はB	C1.	原子炉熱出力を 30%相当	8時間
					で要え	求される		未満にする。	
					措置を	を完了時			
					間内に	こ達成で			
					きない	場合			
2. タービ	ニン		2	Α.	いずれ	1かの論	A1.	チャンネルを動作可能な	10 日間
蒸気加減	対弁				理に重	動作不能		状態に復旧する。	
急速閉					•	ンネルが	-		
a. 油圧					1つり	以上の場	A2.	動作不能チャンネルをト	10 日間
					合			リップする。	
				В.				少なくとも片方の論理を	2時間
						不能のチ		動作可能な状態に復旧す	
						ネルがそ		る。	
						11つ以			
					上の場				
				C.			C1.	原子炉熱出力を 30%相当	8時間
						求される		未満にする。	
						を完了時			
						こ達成で			
					きない	場合			

要素	適用される	動作可能で	条	件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ				
	態	ャンネル数				
		(論理毎)				
2. タービン	原子炉熱出	2	A. いずれ	かの論	A1. チャンネルを動作可能な	10 日間
蒸気加減弁	力 30%相当		理に動	作不能	状態に復旧する。	
急速閉	以上**1		チャン	ネルが	又は	
b. 電磁弁			1つ以	上の場	A2. 動作不能チャンネルをト	10 日間
励磁位置			合		リップする。	
			B. 両方の	論理に	B1. 少なくとも片方の論理を	2時間
			動作不	能のチ	動作可能な状態に復旧す	
			ャンネ	ルがそ	る。	
			れぞれ	1つ以		
			上の場	合		
			C. 条件A	又はB	C1. 原子炉熱出力を 30%相当	8時間
			で要求	される	未満にする。	
			措置を	完了時		
			間内に	達成で		
			きない	場合		

※1:タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MPa[gage](原子炉熱出力の約30%相当)以上で運転している時。

(4)制御棒引抜監視装置計装

制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27-3-5-4

要素	適用される	動作可能で	条	件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ				
	態	ャンネル数				
1.制御棒引	原子炉熱出	2^{*1}	A. 動作不	能チャ	A1. 動作不能チャンネルをト	1時間
抜阻止	力 30%相当		ンネル	が1つ	リップする。	
a. 中性子束	以上		の場合	`		
高			B. 条件 A	で要求	B1. 制御棒の引抜操作を行わ	速やかに
b. 機器動作			される	措置を	ない。	
不能			完了時	時間内に		
c. 中性子束			達成で	ぎきない		
低			場合			

※1:2 チャンネルのうち、1 チャンネルバイパス可能設備のため、1 チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は1 とする。

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し、 下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、タービン駆動給水ポンプ・主タービンを トリップさせる為の全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-5-5

要素	適用される	動作可能で	条	件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ				
	態	ャンネル数				
1. 原子炉	水 原子炉熱出	3	A. 動作不	能チャ	A1. チャンネルを動作可能な	10 日間
位高	力30%相当		ンネル	が1つ	状態に復旧する。	
(レベル8)以上		の場合		又は	
					A2. チャンネルをトリップす	10 日間
					る。	
			B. 動作不	能チャ	B1. 高水位トリップ機能を動	2時間
			ンネル	が2つ	作可能な状態に復旧する。	
			以上の	場合		
			C. 条件 A	X又はB	C1. 原子炉熱出力を 30%相当	8時間
			で要求	される	未満にする。	
			措置を	完了時		
			間内に	達成で		
			きない	場合		

[5号炉]

(6) 中央制御室非常用換気空調系計装

中央制御室非常用換気空調系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に 講じる。

なお,動作可能であるべきチャンネル数とは,当該原子炉*1の中央制御室非常用換気空調系を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表27-3-5-6

要素	適用される	動作可能で	条	件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ				
	態	ャンネル数				
1.原子炉建	運転	2	A. 動作 ^フ	下能チャ	A1. チャンネルを動作可能な	10 日間
屋放射能高	起動		ンネバ	レが1つ	状態に復旧する。	
	高温停止		の場合	ì	又は	
	炉心変更時				A2. チャンネルをトリップす	10 日間
	**2又は				る。	
	原子炉建屋				又は	
	内で照射さ				A3. 当該原子炉*1の中央制御	10 日間
	れた燃料に				室非常用換気空調系を動	
	係る作業時				作不能とみなす。	
			B. 動作 ^フ	下能チャ	B1. 少なくとも 1 チャンネル	1時間
			ンネバ	レが2つ	を動作可能な状態に復旧	
			の場合	ì	する。	
					又は	
					B2. 当該原子炉 ^{※1} の中央制御	1時間
					室非常用換気空調系を動	
					作不能とみなす。	

※1:5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系をいう。

※2:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

[5号炉]

(7) 事故時計装

事故時計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27-3-5-7

要素	適用される	動作可能で	条件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ			
	態	ャンネル数			
1. 原子炉圧	運転	2	A. 動作不能チャ	A1. チャンネルを動作可能な	30 日間
カ	起動		ンネルが1つ	状態に復旧する。	
			の場合		
			B. 条件Aで要求	B1. 当該計器が動作不能状態	速やかに
			される措置を	であることを明確にする	
			完了時間内に	ような措置を開始する。	
			達成できない		
			場合		
			C. 動作不能チャ	C1. 少なくとも 1 つのチャン	10 日間
			ンネルが 2つ	ネルを動作可能な状態に	
			の場合	復旧する。	
			D. 条件Cで要求	D1. 高温停止にする。	24 時間
			される措置を		
			完了時間内に		
			達成できない		
			場合		
2. 原子炉水		2*1	A. 動作不能チャ	A1. チャンネルを動作可能な	30 日間
位			ンネルが1つ	状態に復旧する。	
(広帯域)			の場合		
3. 原子炉水				B1. 当該計器が動作不能状態	速やかに
位			求される措置		
(燃料域)			を完了時間内	ような措置を開始する。	
			に達成できな		
			い場合		
				C1. 少なくとも 1 つのチャン	10 日間
			ンネルが2つ		
			の場合	復旧する。	
				D1. 高温停止にする。	24 時間
			される措置を		
			完了時間内に		
			達成できない		
			場合		

※1:1チャンネルは記録計、1チャンネルは指示計。

[5号炉]

要素	適用される	動作可能で	条件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ			
	態	ャンネル数			
4. 格納容器	運転	1	A. チャンネルが	A1. チャンネルを動作可能な状	10 日間
圧力	起動		動作不能な場	態に復旧する。	
			合		
			B. 条件Aで要求	B1. 高温停止にする。	24 時間
			される措置を		
			完了時間内に		
			達成できない		
			場合		
5. 格納容器		2	A. 動作不能チャ	A1. チャンネルを動作可能な状	30 日間
雰囲気線量			ンネルが1つ	態に復旧する。	
当量率			の場合		
			B. 条件Aで要求	B1. 当該計器が動作不能状態で	速やかに
			される措置を	あることを明確にするよう	
			完了時間内に	な措置を開始する。	
			達成できない		
			場合		
				C1. 少なくとも 1 つのチャンネ	10 日間
			ンネルが2つ		
			の場合	する。	
				D1. 動作不能チャンネルを動作	速やかに
			される措置を		
			完了時間内に	計画を作成する。	
			達成できない		
			場合		

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

非常用ディーゼル発電機計装又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、系列毎の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-5-1

要素		動作可能で あるべきチャンネル数 (系列毎)	条件	要求される措置	完了時間
1. 非常用ディーゼル発電機計装	-	3	A. 動作不能チャ ンネルが1つ 以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は	1時間
a. 非常用 交流高圧電	及び 第 66 条で要			A2. チャンネルをトリップす る。	1時間
源母線低電 圧	求される非 常用交流高 圧電源母線 の要求があ る期間		B. 条件Aで要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合		速やかに
b. 原子炉 水位異常低 (レベル1)		2	A. 動作不能チャ ンネルが1つ の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は	24 時間
				A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は	24 時間
				A3. 当該非常用ディーゼル発電 機を動作不能とみなす。	24 時間
			B. 動作不能チャ ンネルが 2 つ の場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電 機を動作不能とみなす。	1時間
c. 格納容 器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャ ンネルが1つ の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は	24 時間
				A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は	24 時間
				A3. 当該非常用ディーゼル発電 機を動作不能とみなす。	24 時間
			B. 動作不能チャ ンネルが 2 つ の場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1 時間

要素	適用される	動作可能で	条	·····································	要求される措置	完了時間
		あるべきチ	21	V 11	Zincii one)
	態	ャンネル数				
		(系列毎)				
2. 高圧炉心	運転	3	A. 動化	作不能チャ	A1. チャンネルを動作可能な状	1時間
スプレイ系	起動		ンネ	マルが1つ	態に復旧する。	
ディーゼル	高温停止		以上	この場合	又は	
発電機計装	及び				A2. チャンネルをトリップす	1 時間
	第 66 条で要				る。	
	求される非		B. 条件	‡Aで要求	B1. 高圧炉心スプレイ系ディー	速やかに
	常用交流高			いる措置を		
圧	圧電源母線			了時間内に		
	の要求があ		. —, ,	戈できない		
	る期間		場合			
b. 原子炉		4			A1. チャンネルを動作可能な状	24 時間
水位異常低				が作不能チ		
(レベル2)	高温停止		-	/ネルが1		
			つ 0.)場合	A2. 動作不能チャンネルをトリ	24 時間
					ップする。	
					又は	0.4 11-1111
					A3. 高圧炉心スプレイ系ディー	24 時間
					ゼル発電機を動作不能と みなす。	
			р 🕳 і	ニロ ハプグ	B1. 少なくとも1つのチャンネ	12 時間
				こりツノ糸		12 時间
				に能チャン	1	
				い配えてい		
			場合		B2. いずれかの動作不能チャン	12 時間
			<i>500</i> □	Į	ネルをトリップする。	17 4/11/11
					又は	
					B3. 高圧炉心スプレイ系ディー	12 時間
					ゼル発電機を動作不能と	~= : 41m4
					みなす。	
			C. 片 l	トリップ系	C1. 高圧炉心スプレイ系ディー	1 時間
				か作不能チ		*
				/ネルが2	みなす。	
			つŒ)場合		
	1	l			<u>l</u>	

要素	適用される	動作可能で	条	件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ				
	態	ャンネル数				
		(系列毎)				
c. 格納容	運転	4	A. 片下!	リップ系	A1. チャンネルを動作可能な状	24 時間
器圧力高	起動		に動作	作不能チ	態に復旧する。	
	高温停止		ヤンス	ネルが 1	又は	
			つの場	易合	A2. 動作不能チャンネルをトリ	24 時間
					ップする。	
					又は	
					A3. 高圧炉心スプレイ系ディ	24 時間
					ーゼル発電機を動作不能	
					とみなす。	
			B. 両ト!	リップ系	B1. 少なくとも1つのチャンネ	12 時間
			にそれ	ィぞれ動	ルを動作可能な状態に復	
			作不能	ドチャン	旧する。	
			ネルス	ジ1つの	又は	
			場合		B2. いずれかの動作不能チャン	12 時間
					ネルをトリップする。	
					又は	
					B3. 高圧炉心スプレイ系ディー	12 時間
					ゼル発電機を動作不能と	
					みなす。	
			C. 片下!	リップ系	C1. 高圧炉心スプレイ系ディ	1時間
			に動作	乍不能チ	ーゼル発電機を動作不能	
			ヤンス	ネルが 2	とみなす。	
			つの場			

(2) 原子炉隔離時冷却系計装

原子炉隔離時冷却系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。 なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉隔離時冷却系を作動させるための全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

表 27-3-5-2

要素		動作可能で		条件		要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ					
	態	ャンネル数					
		(両トリッ					
		プ系)					
1.原子炉水	運転	4	Α.	片トリップ	プ系	A1. チャンネルを動作可能な	24 時間
位異常低	起動**1		i	に動作不能	能チ	状態に復旧する。	
(レベル2)	高温停止※1			ャンネルカ	5° 1	又は	
			٠	つの場合		A2. 動作不能チャンネルをト	24 時間
						リップする。	
						又は	
						A3. 原子炉隔離時冷却系を動	24 時間
						作不能とみなす。	
			В.	両トリップ	プ系	B1. 少なくとも 1 つのチャン	12 時間
			i	にそれぞれ	で動	ネルを動作可能な状態に	
			,	作不能チー	ャン	復旧する。	
				ネルが 1~	つの	又は	
			7	場合		B2. いずれかの動作不能チャ	12 時間
						ンネルをトリップする。	
						又は	
						B3. 原子炉隔離時冷却系を動	12 時間
						作不能とみなす。	
			C. ,	片トリップ	プ系	C1. 原子炉隔離時冷却系を動	1 時間
			i	に動作不能	能チ	作不能とみなす。	
				ャンネルカ	3° 2		
			,	つの場合			

※1:原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の時。

(3)原子炉再循環ポンプトリップ計装

原子炉再循環ポンプトリップ計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-5-3

要素	適用される	動作可能で	条件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ			
	態	ャンネル数			
		(論理毎)			
1. タービン	原子炉熱出	4	A. いずれかの論	A1. チャンネルを動作可能な	10 日間
主蒸気止め	力 30%相当		理に動作不能	状態に復旧する。	
弁閉	以上※1		チャンネルが	又は	
			1つ以上の場	A2. 動作不能チャンネルをト	10 日間
			合	リップする。	
			B. 両方の論理に	B1. 少なくとも片方の論理を	2時間
			動作不能のチ	動作可能な状態に復旧す	
			ャンネルがそ	る。	
			れぞれ1つ以		
			上の場合		
			C. 条件A又はB	C1. 原子炉熱出力を 30%相当	8時間
			で要求される	未満にする。	
			措置を完了時		
			間内に達成で		
			きない場合		
2. タービン		2		A1. チャンネルを動作可能な	10 日間
蒸気加減弁			理に動作不能		
急速閉			チャンネルが		
a.油圧				A2. 動作不能チャンネルをト	10 日間
			合	リップする。	
				B1. 少なくとも片方の論理を	2時間
			動作不能のチ		
			ャンネルがそ	る。	
			れぞれ1つ以		
			上の場合		
				C1. 原子炉熱出力を 30%相当	8時間
			で要求される	未満にする。	
			措置を完了時		
			間内に達成で		
			きない場合		

要素	適用される	動作可能で	条	件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ				
	態	ャンネル数				
		(論理毎)				
2. タービン	原子炉熱出	2	A. いずお	いかの論	A1. チャンネルを動作可能な	10 日間
蒸気加減弁	力 30%相当		理に重	协作不能	状態に復旧する。	
急速閉	以上**1		チャン	マネルが	又は	
b. 電磁弁			1つ以	以上の場	A2. 動作不能チャンネルをト	10 日間
励磁位置			合		リップする。	
			B. 両方の	論理に	B1. 少なくとも片方の論理を	2時間
			動作不	に能のチ	動作可能な状態に復旧す	
			ャンネ	ベルがそ	る。	
			れぞれ	11つ以		
			上の場	合		
			C. 条件 A	A又はB	C1. 原子炉熱出力を 30%相当	8時間
			で要求	えされる	未満にする。	
			措置を	完了時		
			間内に	達成で		
			きない	場合		

※1:タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MPa[gage](原子炉熱出力の約30%相当)以上 で運転している時。

(4)制御棒引抜監視装置計装

制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27-3-5-4

要素	適用される	動作可能で	条件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ			
	態	ャンネル数			
1.制御棒引	原子炉熱出	2*1	A. 動作不能チャ	A1. 動作不能チャンネルをト	1 時間
抜阻止	力 30%相当		ンネルが1つ	リップする。	
a. 中性子	以上		の場合		
束高			B. 条件Aで要求	B1. 制御棒の引抜操作を行わ	速やかに
b. 機器動			される措置を	ない。	
作不能			完了時間内に		
c. 中性子			達成できない		
束低			場合		

※1:2 チャンネルのうち、1 チャンネルバイパス可能設備のため、1 チャンネルバイパ スしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は1 とする。

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し、 下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、タービン駆動給水ポンプ・主タービンを トリップさせる為の全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-5-5

要素	適用される	動作可能で	条件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ			
	態	ャンネル数			
1. 原子炉	原子炉熱出	3	A. 動作不能チャンネ	A1. チャンネルを動作	10 日間
水位高	力 30%相当		ルが1つの場合	可能な状態に復旧	
(レベント8)	以上			する。	
				又は	
				A2. チャンネルをトリ	10 日間
				ップする。	
			B. 動作不能チャンネ	B1. 高水位トリップ	2 時間
			ルが2つ以上の場	機能を動作可能な	
			合	状態に復旧する。	
			C. 条件A又はBで要	C1. 原子炉熱出力を	8時間
			求される措置を完	30%相当未満にす	
			了時間内に達成で	る。	
			きない場合		

(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装

中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27-3-5-6

要素	適用される原子	条件	要求される措置	完了時間
	炉の状態			
1. 原子炉圧力	運転	A. 要素1つが動作	A1. 要素を動作可能な	30 日間
	起動	不能の場合	状態に復旧する。	
2. 原子炉隔離時冷却系流量				
3. 原子炉隔離時冷却系制御4. 残留熱除去系流量		B. 条件Aで要求さ れる措置を完了 時間内に達成で きない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間

(7) 中央制御室非常用換気空調系計装

中央制御室非常用換気空調系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に 講じる。

なお,動作可能であるべきチャンネル数とは,5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系の系列毎の全てのチャンネル数をいう。

表27-3-5-7

要素	適用される	動作可能で		条	件	要求される措置	完了時間
	原子炉の状	あるべきチ					
	態	ャンネル数					
		(系列毎)					
1. 原子炉	運転	2	A.	動作	不能チ	A1. チャンネルを動作可能な状	10 日間
建屋放射	起動			ャン	ネルが	態に復旧する。	
能高(原子	高温停止			10	の場合	又は	
炉建屋換	炉心変更時					A2. チャンネルをトリップする。	10 日間
気系排気	※ 1					又は	
ロプレナ	又は					A3. 5 号炉及び 6 号炉の中央制	10 日間
ム)	原子炉建屋					御室非常用換気空調系を動	
	内で照射さ					作不能とみなす。	
	れた燃料に		В.	動作	不能チ	B1. 少なくとも 1 チャンネルを	1 時間
	係る作業時			ャン	ネルが	動作可能な状態に復旧する。	
				20	の場合	又は	
						B2. 5 号炉及び 6 号炉の中央制	1時間
						御室非常用換気空調系を動	
						作不能とみなす。	
2. 原子炉		2	A.	動作	不能チ	A1. チャンネルを動作可能な状	10 日間
建屋放射				ャン	ネルが	態に復旧する。	
能高(燃料				10	の場合	又は	
取替エリ						A2. チャンネルをトリップする。	10 日間
アダクト)						又は	
※ 2						A3. 5 号炉及び 6 号炉の中央制	10 日間
						御室非常用換気空調系を動	
						作不能とみなす。	
			В.	動作	不能チ	B1. 少なくとも 1 チャンネルを	1時間
				ャン	ネルが	動作可能な状態に復旧する。	
				20	の場合	又は	
						B2. 5 号炉及び 6 号炉の中央制	1時間
						御室非常用換気空調系を動	
						作不能とみなす。	

※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2:高線量当量率物品の移動時を除く。

(8) 事故時計装

事故時計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27-3-5-8

要素	適田される	動作可能で	条件	要求される措置	完了時間
女术		あるべきチ	* 1	安水で40つ旧画	\rac{1}{1} #3 [E]
	態	ャンネル数			
1. 原子炉		2	A 動化不能手 L	 A1. チャンネルを動作可能	30 日間
I. 原子炉 圧力	起動	2	ル 製作不能テヤーンネルが1つ		20 口间
			の場合	な仏態に復旧りる。 	
2. 原子炉 水位				마 기가라기 때 가지나/누구산시	1±0-2-1=
(広帯域)				B1. 当該計器が動作不能状	速やから
()公衎域)			される措置を		
			完了時間内に		
			達成できない	する。	
			場合		
				C1. 少なくとも1つのチャ	
			ンネルが2つ		
			の場合	態に復旧する。	
				D1. 高温停止にする。	24 時間
			される措置を		
			完了時間内に		
			達成できない		
		NV 2	場合		
3. 原子炉		2*1		A1. チャンネルを動作可能	30 日間
水位			ンネルが1つ	な状態に復旧する。	
(燃料域)			の場合		
				B1. 当該計器が動作不能状	速やかに
			される措置を		
				するような措置を開始	
			達成できない	する。	
			場合		
			C. 動作不能チャ	C1. 少なくとも1つのチャ	10 日間
			ンネルが2つ	ンネルを動作可能な状	
			の場合	態に復旧する。	
				D1. 高温停止にする。	24 時間
			される措置を		
			完了時間内に		
			達成できない		
			場合		

要素		動作可能で	条件	要求される措置	完了時間
		あるべきチ			
	態	ャンネル数			
4. 格納容	運転	2		A1. チャンネルを動作可能	30 日間
器圧力	起動		ンネルが1つ	な状態に復旧する。	
			の場合		
				B1. 当該計器が動作不能状	速やかに
			される措置を		
			完了時間内に		
			達成できない	する。	
			場合		
				C1. 少なくとも1つのチャ	
			ンネルが2つ		
			の場合	態に復旧する。	
				D1. 高温停止にする。	24 時間
			される措置を		
			完了時間内に		
			達成できない		
_ 1571 -			場合		
5. 格納容		2		A1. チャンネルを動作可能	30 日間
器雰囲気			ンネルが1つ	な状態に復旧する。	
線量当量			の場合		\\ \\
率				B1. 当該計器が動作不能状	速やかに
			される措置を		
			完了時間内に		
			達成できない	する。	
			場合	01 11 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	10 11 11 11
				C1. 少なくとも1つのチャ	
			ンネルが2つ		
			の場合	態に復旧する。	7#:05-2-7=
				D1. 動作不能チャンネルを 動作可能などになり	
			される措置を 完了時間内に		
			元」時間内に達成できない		
				る。	
			場合		

※1:1チャンネルは記録計、1チャンネルは指示計。

(原子炉再循環ポンプ)

第28条

原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉再循環ポンプは表 28-1 で定める事項を 運転上の制限とする。

- 2. 原子炉再循環ポンプが運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。1台停止時には制御棒の引き抜き及び炉心流量の増加(停止した原子炉再循環ポンプの再起動時を除く)を行ってはならない。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉再循環ポンプ2台運転時には2台の原子炉再循環ポンプ速度が図28に定める運転許容範囲内にあることを毎日1回確認する。
- 3. 当直長は、原子炉再循環ポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表28-2の措置を講じる。

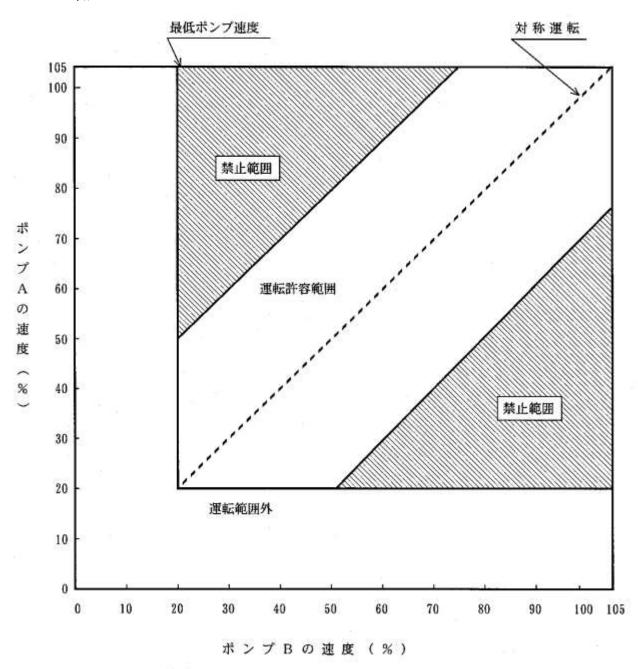
表 28-1

項目	運転上の制限
原子炉再循環ポンプ	原子炉再循環ポンプ速度が図 28 に定める運転許容範囲内にあ
	ること

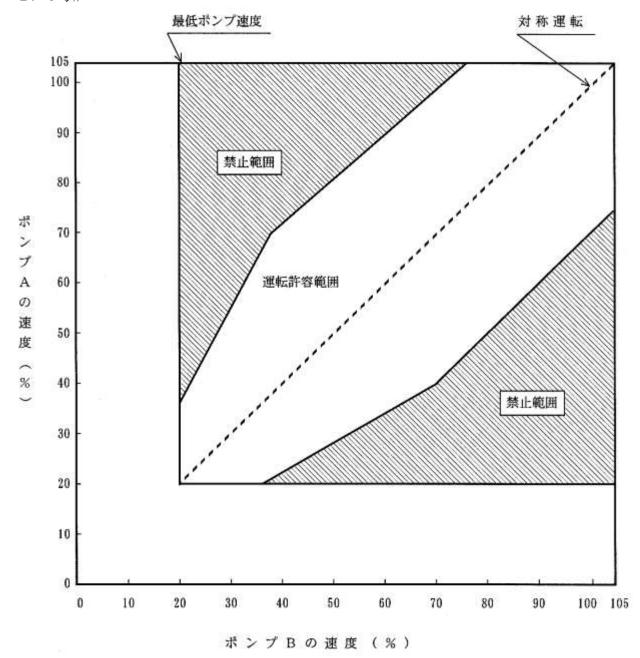
表 28-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 2台の原子炉再循環ポンプ	A1. 図 28 の運転許容範囲内に復旧する。	24 時間
速度が図 28 の運転許容範囲	又は	
内であることが確認できな	A2. いずれかの原子炉再循環ポンプを停止	24 時間
い場合	する。	
B. 条件Aで要求される措置を	B1. 高温停止にする。	24 時間
完了時間内に達成できない		
場合		
又は		
原子炉再循環ポンプ2台と		
も運転状態にない場合		

1. 5 号炉



2. 6号炉



(ジェットポンプ)

第29条

原子炉熱出力が 30%以上において、ジェットポンプは、表 29-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. ジェットポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。ただし、原子炉再循環ポンプ1台運転の場合は②の事項で確認する。
- (1) 当直長は、原子炉熱出力が30%以上において次の状態が2つ以上発生していないことを毎日1回確認する。
 - ① 2つの原子炉再循環ポンプ速度の差が 5%以内である場合に, 2つの原子炉再循環ループ流量の差が 15%を超えている。
 - ②個々のジェットポンプ差圧が、各々の系統に属するジェットポンプ差圧の平均値に対し、その差が20%を超えている。
 - ③原子炉再循環ループ流量から求めた炉心流量とジェットポンプ総流量の差が 10%を 超えている。
- 3. 当直長は、ジェットポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じる。

表 29-1

項目	運転上の制限
ジェットポンプ	機能が健全であること

表 29-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 第2項で定める確認が実施出来ない場合(原	A1. 第2項の確認を	24 時間
子炉再循環ポンプ1台運転の場合を除く)	実施する。	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達	B1. 高温停止にする。	24 時間
成できない場合		
又は		
A1. の措置の結果,運転上の制限を満足して		
いないと判断した場合		
又は		
条件Aを除いて運転上の制限を満足してい		
ないと判断した場合		

(主蒸気逃がし安全弁)

第30条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,主蒸気逃がし安全弁は,表 30-1で 定める事項を運転上の制限とする。ただし,主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸 気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。

- 2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、 次の各号を実施する。
- (1)機械GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。**1
- (2) 計装設備GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表 30 2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。
- 3. 当直長は、主蒸気逃がし安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-3の措置を講じる。
- ※1:主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。

表 30-1

項目	運転上の制限
主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること

表 30-2

1. 5号炉

項目	設 定 値
	8.55MP a [gage]以下 ^{※2} (3 個)
(1)主蒸気逃がし安全弁の安全弁	7.78MP a [gage]以下 ^{※2} (3 個)
機能	7.71MP a [gage]以下 ^{※2} (3 個)
	7.64MP a [gage]以下 ^{※2} (2 個)
(2) 主蒸気逃がし安全弁の逃がし	7.58MP a [gage]以下(4 個)
・ (2) 主然	7.51MP a [gage]以下(3 個)
井(茂) 庇 	7.44MP a [gage]以下(1 個)

2. 6号炉

項目	設 定 値
	8.30MP a [gage]以下 ^{※2} (4 個)
(1) 主蒸気逃がし安全弁の安全弁	8.23MP a [gage]以下 ^{※2} (4 個)
機能	8. 16M P a [gage]以下 ^{※2} (4 個)
1茂日上	8. 10M P a [gage]以下 ^{※2} (4 個)
	7.78MP a [gage]以下 ^{※2} (2 個)
	7.64M P a [gage]以下(4 個)
(2)主蒸気逃がし安全弁の逃がし	7.58MP a [gage]以下(4 個)
弁機能	7.51MP a [gage]以下(4 個)
开 機形	7.44M P a [gage]以下(4 個)
	7.37M P a [gage]以下(2 個)

※2:公称値

表 30-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1 弁以上の主蒸気逃がし安全弁	A1. 主蒸気逃がし安全弁を動作可能な	10 日間
が動作不能の場合	状態に復旧する。	
B. 条件Aで要求される措置を完了	B1. 高温停止にする。	24 時間
時間内に達成できない場合	及び	
	B2. 冷温停止にする。	36 時間

(格納容器内の原子炉冷却材漏えい率)

第31条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は,表31-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の原子炉 冷却材漏えい率を24時間に1回確認する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されている漏えいが発生した場合には、原子炉冷却材の漏えいがないことを格納容器冷却器ドレン流量計で24時間に1回及び格納容器内雰囲気微粒子モニタ又は雰囲気ガス監視装置で毎日1回確認する。ただし、原子炉冷却材の漏えいと判断される有意な変化があった場合には、格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の全量を不明確な箇所からの漏えい率とみなす。
- (3) 計装設備GMは、必要に応じて、格納容器床排水サンプ出口流量計及び格納容器機器 排水サンプ出口流量計の点検を行う。
- 3. 当直長は、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 31-2の措置を講じる。また、格納容器床排水サンプ出口流量計又は格納容器機器排水サンプ出口流量計の故障のために第2項で定める確認が実施できないと判断した場合は、表 31-3の措置を講じる。

表 31-1

項目	運転上の制限
格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	(1)格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率(以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。)が 0.23m³/h以下であること。 (2)格納容器床排水サンプ出口流量計と格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計(以下「総漏えい率」という。)が 5.93m³/h(1日平均)以下であること。

表 31-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 不明確な箇所からの漏えい率が制限	A1. 当該漏えい率を制限値以内に	4時間
値を満足していないと判断した場合	復旧する。	
又は		
総漏えい率が制限値を満足していな		
いと判断した場合		
B. 条件Aで要求される措置を完了時間	B1. 高温停止にする。	24 時間
内に達成できない場合	及び	
	B2. 冷温停止にする。	36 時間

表 31-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器機器排水サンプ	A1. 不明確な箇所からの漏えい率が	速やかに
出口流量計による監視不	0.23 m ³ / h を超えていないこ	その後24時間に1回
能の場合	とを確認する。	
	及び	
	A2. 原子炉再循環ポンプの運転状態	速やかに
	を確認する。	その後毎日1回
B. 格納容器床排水サンプ出	B1. 格納容器冷却器ドレン流量計に	速やかに
口流量計による監視不能	よる確認を行う。	その後24時間に1回
の場合	及び	
	B2. 格納容器内雰囲気微粒子モニタ	速やかに
	又は雰囲気ガス監視装置による	その後毎日1回
	確認を行う。	
	及び	
	B3. 格納容器機器排水サンプ出口流	速やかに
	量計によって測定される漏えい	その後24時間に1回
	率が 5.70m³/hを超えていない	
	ことを確認する。	
C. 条件A又はBで要求され	C1. 高温停止にする。	24 時間
る措置を完了時間内に達	及び	
成できない場合	C2. 冷温停止にする。	36 時間
又は		
条件A又はBで要求され		
る措置を実施中に,原子炉		
冷却材圧力バウンダリか		
らの漏えいを示す有意な		
変化がある場合		

(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第32条

原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心 冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表 32-1で定める事項を運転上の制限とす る。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後4時間 以内を除く。

- 2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1)機械GMは、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を当直 長に通知する。
- (2)当直長は,原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において, 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ 月に1回確認する。
- 3. 当直長は、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。

表 32-1

項目	運転上の制限
- 現 日	連転上の制限
非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと
冷却系の系統圧力	

表 32-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足してい	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを	4時間
ないと判断した場合	停止させる措置を講じる。なお、講じた措	
	置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	
B. 条件Aで要求される措置を	B1. 高温停止にする。	24 時間
完了時間内に達成できない	及び	
場合	B2. 冷温停止にする。	36 時間

(原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度)

第33条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において,原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度は、表 33-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1)分析評価GMは,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において,原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度を1週間に1回測定し,その結果を当直長に通知する。
- 3. 当直長は、原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 33-2 の措置を講じる。

表 33-1

1. 5 号炉

項目	運転上の制限
原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度	7.7×10³Bq/g以下

2. 6 号炉

項目	運転上の制限
原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度	4.6×10³Bq/g以下

表 33-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度	A1. 原子炉冷却材中のよう素 131 の	2日間
が制限値を満足していないと判断し	濃度を制限値以内に復旧する。	
た場合		
B. 条件Aで要求される措置を完了時間	B1. 高温停止にする。	24 時間
内に達成できない場合	及び	
	B2. 冷温停止にする。	36 時間

(原子炉停止時冷却系その1)

第34条

原子炉の状態が高温停止であって原子炉圧力が付表 34 の条件において,原子炉停止時冷却系は,表 34-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,原子炉停止時冷却系起動準備のための操作期間中は除く。

- 2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、 次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が高温停止であって、原子炉圧力が付表 34 の条件に適合したら、速やかに原子炉停止時冷却系 2 系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。
- 3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2の措置を講じる。

表 34-1

項目	運転上の制限
原子炉停止時冷却系	2系列*1が動作可能であること

※1:2系列とは、ポンプ2台、熱交換器1基(6号炉は2基)及び必要な弁並びに 配管をいう。以下、第35条及び第36条において同じ。

付表 34

1. 5号炉

項目	条件
原子炉圧力	0.517MPa[gage]以下

2. 6号炉

項目	条件
原子炉圧力	0.93MPa[gage]以下

表 34-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉停止時冷却系 1 系列	A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能な状態に	速やかに
が動作不能の場合	復旧させる措置を開始する。	
	及び	
	A2. 冷温停止とする操作を開始する。	速やかに
B. 原子炉停止時冷却系 2 系列	B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能な状態に	速やかに
が動作不能の場合	復旧させる措置を開始する。	
	及び	
	B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持で	速やかに
	きる手段が確保されていることを確認す	その後
	る。	毎日1回

(原子炉停止時冷却系その2)

第35条

原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系は、表 35-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)又は(2)の場合は除く。

- (1) 原子炉停止時冷却系起動準備時
- (2) 原子炉の昇温を伴う検査時※1
- 2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の(1)又は(2)を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系1系列が運転中であることを12時間に1回確認する。また、原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日1回管理的手段により確認する。
- (2) 各GMは、原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合、停止期間中の原子炉 冷却材温度を評価し、当直長に通知する。当直長は、100℃未満であることを 12 時間に 1回確認する。
- 3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表35-2の措置を講じる。

表 35-1

項目	運転上の制限
原子炉停止時冷却系	(1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで ^{※2} , さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること又は (2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても,原子炉冷却材温度を100℃未満に保つことができること

表 35-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足	A1. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持で	速やかに
していないと判断し	きる手段が確保されていることを確認す	その後毎日1回
た場合	る。	

- ※1:原子炉の昇温を伴う検査時とは、原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。
- ※2:安全管理GMはあらかじめその期間を評価し、原子炉主任技術者の確認を得て、 当直長に通知する。

(原子炉停止時冷却系その3)

第36条

原子炉の状態が燃料交換において、原子炉停止時冷却系は、表 36-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉内から全燃料が取出された場合を除く。

- 2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の(1)又は(2)を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が燃料交換において、原子炉停止時冷却系1系列が運転中であることを12時間に1回確認する。また、原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日1回管理的手段により確認する。
- (2) 各GMは、原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合、停止期間中の原子炉 冷却材温度を評価し、当直長に通知する。当直長は、65℃以下であることを 12 時間に 1回確認する。
- 3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断 した場合、表36-2の措置を講じる。

表 36-1

項目	運転上の制限
	(1) 1系列が運転中であること及び原子炉水位がオーバーフロー 水位となるまでの期間は、さらに1系列の原子炉停止時冷却系
原子炉停止時冷却系	が動作可能であること
	又は
	(2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても,原子炉冷却
	材温度を 65℃以下に保つことができること

表 36-2

	条件	要求される措置	完了時間
Α.	運転上の制限を	A1. 原子炉水位を維持するための注水手段が確保されている	速やかに
	満足していない	ことを確認する。	その後
	と判断した場合		毎日1回
		及び	
		A2. 原子炉圧力容器への照射された燃料の装荷を中止する。	速やかに
		ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	
		及び	
		A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の	速やかに
		各々において,少なくとも1つの閉鎖状態を確保するた	
		めの措置を開始する。	
		及び	
		A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開	速やかに
		始する。	
		及び	
		A5. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための	速やかに
		措置を開始する。	

(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)

第 37 条

原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表 37-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が28℃以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度*1と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。
- (1) 技術GMは、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の ぜい性遷移温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求 めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、原子炉 主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て当直長に通知する。
- (2) 当直長は、次の事項を確認する。
 - ①原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は、原子炉冷却材温度が(1)に定める値以上であることを1時間に1回確認する。
 - ②原子炉の状態が起動,高温停止及び冷温停止(65℃以上)において,原子炉冷却材温度変化率が,55℃/h以下であることを1時間に1回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは,原子炉冷却材温度の1時間毎の差分をいう。
- 3. 当直長は、原子炉冷却材温度又は原子炉冷却材温度変化率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。
 - ※1:供用中の漏えい又は水圧検査時は、原子炉圧力容器温度とする。

表 37-1

項目	運転上の制限
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減の
/// 1 /8 113 54×1/2 1mm/X	ために必要な値以上で運用されていること
原子炉冷却材温度変化率	55℃/h以下

表 37-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 供用中の漏えい又は水圧検査におい	A1. 加圧を停止する。	速やかに
て、原子炉冷却材温度が制限値を満足	及び	
していないと判断した場合	A2. 温度を上昇する又は圧力を低下	速やかに
	する操作を開始する。	
B. 原子炉の状態が起動, 高温停止及び冷	B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限	1時間
温停止(65℃以上)において,原子炉	値以内に復旧する。	
冷却材温度変化率が制限値を満足し		
ていないと判断した場合		
C. 条件Bで要求される措置を完了時間	C1. 高温停止にする。	24 時間
内に達成できない場合	及び	
	C2. 冷温停止にする。	36 時間

(原子炉圧力)

第38条

原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉圧力は、表 38-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の圧力変動を除く。

- 2. 原子炉圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉圧力を24時間に1回確認する。
- 3. 当直長は、原子炉圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 38-2 の措置を講じる。

表 38-1

項目	運転上の制限
原子炉圧力	7.03MPa[gage] 以下

表 38-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉圧力が制限値を満足してい	A1. 原子炉圧力を制限値以内に復旧する。	15 分間
ないと判断した場合		
B. 条件Aで要求される措置を完了時	B1. 高温停止にする。	24 時間
間内に達成できない場合		

(非常用炉心冷却系その1)

第39条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止(自動減圧系については,原子炉圧力が5号炉は0.78MPa[gage]以上,6号炉は0.84MPa[gage]以上,高圧注水系については,原子炉圧力が5号炉は1.04MPa[gage]以上)において,非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系(格納容器スプレイ系)の動作不能とはみなさない。

- 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1)技術GMは、定検停止時に、炉心スプレイ系(6号炉は低圧炉心スプレイ系)、低圧 注水系及び高圧炉心スプレイ系(6号炉)が模擬信号で作動すること並びに格納容器 スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。さらに、 定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、高圧注水系(5号炉) が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。
 - (2) 技術GMは、定検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その 結果を当直長に通知する。
 - (3) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に表 39-2 (6号炉 項目7) に定める事項 並びに炉心スプレイ系 (6号炉は低圧炉心スプレイ系)、低圧注水系 (格納容器スプレイ系)、高圧注水系 (5号炉) 及び高圧炉心スプレイ系 (6号炉) の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であること及び主要配管が満水であることを確認する**1。
- (4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(自動減圧系については、原子炉圧力が5号炉は0.78MPa[gage]以上、6号炉は0.84MPa[gage]以上、高圧注水系については、原子炉圧力が5号炉は1.04MPa[gage]以上)において、表39-2(6号炉 項目7を除く)に定める事項を確認する。
- 3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 39-3-1 又は表 39-3-2 の措置を講じる。
 - ※1:主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源(サプレッションプール又は復水貯蔵タンク)からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器(格納容器スプレイヘッダ)までの注入配管(格納容器スプレイ配管)並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管(高圧注水系のみ)を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配

管(格納容器スプレイ配管を除く)の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 39-1

1. 5号炉

		運転上の制限
	項 目	(動作可能で
		あるべき系列数)
	炉心スプレイ系	2*2
	低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	2 * 3 (2 * 4)
非常用炉心冷	自動減圧系 (原子炉圧力が 0.78M P a [gage]以上の	6 ^{% 6}
却系	とき)	0 %
	高圧注水系	1 *2
	(原子炉圧力が 1.04MPa[gage] 以上のとき)	1 ~2

2. 6 号炉

		運転上の制限
	項 目	(動作可能で
		あるべき系列数)
非常用炉心冷却系	低圧炉心スプレイ系	1 ** 2
	低圧注水系(格納容器スプレイ系)	3*2 (2*5)
	自動減圧系(原子炉圧力が 0.84M P a [gage] 以上	7 % 6
	のとき)	7
	高圧炉心スプレイ系	1 * 2

※2:1系列とは、ポンプ1台及び必要な弁並びに主要配管をいう。 ※3:1系列とは、ポンプ2台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

%4:1系列とは、ポンプ2台、熱交換器1基及び必要な弁並びに主要配管をいう。 %5:1系列とは、ポンプ1台、熱交換器1基及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※6:自動減圧系の系列数は、1系列に相当する弁数をいう。

表 39-2

1. 5号炉

項 目	頻度
1. 炉心スプレイポンプの流量が 1,073 t/h 以上で,全揚程が 191m以上であるこ	1ヶ月に1回
とを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用し	
た弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
2. 炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。	1ヶ月に1回
また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満	
水であることを確認する。	
3. 残留熱除去系ポンプの流量が 3,500 t / h 以上 *7 で,全揚程が 121 m以上 *7 であ	1ヶ月に1回
ることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使	
用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
4. 低圧注水系における注入弁及び試験可能逆止弁, 格納容器スプレイ弁 (外側弁),	1ヶ月に1回
サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開す	
ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状	
態及び主要配管が満水であることを確認する。	
5. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.83MP a [gage] 以上であることを確認す	1ヶ月に1回
る。	
6. 高圧注水系ポンプの流量が 965 t/hで,全揚程が運転確認時の原子炉圧力に	1ヶ月に1回
加えて 64m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの	
運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であ	
ることを確認する。	
さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また,動作確認後,	
動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを	
確認する。	
7. 原子炉圧力が 1.04MP a [gage]相当**8において, 高圧注水系ポンプの流量が	定検停止後の原
965 t/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 54m以上であること	子炉起動中に1
を確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した	回
弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また,動作確認後,	
動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを	
確認する。	

2. 6 号炉

項目	頻度
1. 低圧炉心スプレイポンプの流量が $4011/s$ 以上で,全揚程が $195m$ 以上である	1ヶ月に1回
ことを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用	
した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
2. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認す	1ヶ月に1回
る。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管	
が満水であることを確認する。	
3. 残留熱除去系ポンプの流量が 4461/s以上で,全揚程が 85m以上であること	1ヶ月に1回
を確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した	
弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
4. 低圧注水系における注入弁及び試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレ	1ヶ月に1回
ッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを	
確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主	
要配管が満水であることを確認する。	
5. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.86MP a [gage] 以上であることを確認す	1ヶ月に1回
る。	
6. 高圧炉心スプレイポンプの流量が $4011/s$ 以上で、全揚程が $255m$ 以上である	1ヶ月に1回
ことを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用	
した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	
7. 高圧炉心スプレイポンプの流量が $1051/s$ 以上で,全揚程が $815m$ 以上である	定検停止後の
ことを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用	原子炉起動前
した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	に1回
8. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認す	1ヶ月に1回
る。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管	
が満水であることを確認する。	

※7:ポンプ2台分の流量をいう。

※8: 主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

表 39-3-1

1. 5号炉

条件	要求される措置	完了時間
A. 炉心スプレイ系1系列が動作不	A1. 炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
能の場合	及び	
	A2. 残りの炉心スプレイ系1系列及び低圧注水系1系	速やかに
	列について、動作可能であることを確認する。	
B. 低圧注水系 1 系列が動作不能の	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
場合※9	及び	
	B2. 残りの低圧注水系1系列について,動作可能である	速やかに
	ことを確認する。	
C. 自動減圧系の弁1個が動作不能	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
の場合	及び	
	C2. 高圧注水系(原子炉圧力が 1.04MPa[gage]以上	速やかに
	の場合)及び原子炉隔離時冷却系(原子炉圧力が 1.04	
	MPa[gage]以上の場合)について,動作可能である	
	ことを確認する。	
D. 高圧注水系が動作不能の場合	D1. 高圧注水系を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
	及び	
	D2. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.83M P a	速やかに
	[gage]以上であることを確認する。	
	及び	
	D3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であること	速やかに
	を確認する。	
E. 非常用炉心冷却	E1. 高温停止にする。	24 時間
系(自動減圧系を除く) 2 系列	及び	
以上が動作不能の場合	E2. 冷温停止にする。	36 時間
又は	なお、高圧注水系が動作不能の場合は、原子炉圧	
非常用炉心冷却	力を,1.04MPa[gage]未満にし,自動減圧系が	
系(自動減圧系を除く) 1 系列	動作不能の場合は,原子炉圧力を 0.78M P a	
及び自動減圧系の弁1個が動作	[gage]未満にする。	
不能の場合		
又は		
自動減圧系の弁2個以上が動作		
不能の場合		
又は		
条件A~Dのいずれかの要求さ		
れる措置を完了時間内に達成で		
きない場合		

2. 6 号炉

2.6号炉		
条件	要求される措置	完了時間
A. 低圧炉心スプレイ系が動	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
作不能の場合	及び	
	A2. 低圧注水系3系列について,動作可能であることを確認	速やかに
	する。	
B. 低圧注水系1系列が動作	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
不能の場合※9	及び	
	B2. 残りの低圧注水系2系列について、動作可能であること	速やかに
	を確認する。	
C. 自動減圧系の弁1個が動	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
作不能の場合	及び	
	C2. 高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系(原子炉圧	速やかに
	力が 1.04MPa[gage] 以上の場合)について,動作可	
	能であることを確認する。	
D. 高圧炉心スプレイ系が動	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
作不能の場合	及び	
	D2. 自動減圧系(原子炉圧力が 0.84M P a [gage]以上の場合)	速やかに
	の窒素ガス供給圧力が 0.86MP a [gage]以上であること	
	を確認する。	
	及び	速やかに
	D3. 原子炉隔離時冷却系(原子炉圧力が 1.04M P a [gage]以	
	上の場合)について動作可能であることを確認する。	
E. 非常用炉心冷却系(自動	E1. 高温停止にする。	24 時間
減圧系を除く) 2 系列以	及び	
上が動作不能の場合	E2. 冷温停止にする。	
又は	なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を	36 時間
非常用炉心冷却系(自動	0.84MP a [gage]未満にする。	
減圧系を除く) 1 系列及		
び自動減圧系の弁1個が		
動作不能の場合		
又は		
自動減圧系の弁2個以上		
が動作不能の場合		
又は		
条件A~Dのいずれか		
の要求される措置を完		
了時間内に達成できな		
い場合		
L		

表 39 - 3 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器スプレ	A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
イ系1系列が動	及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について,動作可能であることを確	
作不能の場合※9	A2. 残りの俗称谷品へノレイ示について、動下可能であることを確認する。	速やかに
B. 格納容器スプレ	B1. 高温停止にする。	24 時間
イ系2系列が動	及び	
作不能の場合 ^{※9}	B2. 冷温停止にする。	0.0 11-1111
又は		36 時間
条件Aで要求さ		
れる措置を完了		
時間内に達成で		
きない場合		

※9:残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器スプレイ系の動作 不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。 (非常用炉心冷却系その2)

第 40 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用炉心冷却系は表 40-1 で定める 事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 また原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系の動作 不能とはみなさない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合
- 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、 次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、表 40-2 に定める事項を確認する。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用されない。
 - ①原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 - ②原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合
- 3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断 した場合、表 40-3の措置を講じる。

表 40-1

石 日	運転上の制限	
項目	(動作可能であるべき系列数) **1	
	(1) 非常用炉心冷却系(自動減圧系及び高圧注水系を	
非常用炉心冷却系	除く)2系列	
	又は	
	(2) 非常用炉心冷却系(自動減圧系及び高圧注水系を	
	除く) 1 系列	
	及び復水補給水系1系列	

※1:本条における非常用炉心冷却系1系列とは、ポンプ1台及び必要な弁並びに主要 配管をいい、復水補給水系1系列とは、ポンプ1台及び注水に必要な弁並びに配 管をいう。

表 40-2

1. 5号炉

項目	頻度
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッ	12時間に1回
ションプール水位が-156 c m以上あることを確認する。	
又は	
動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク	12時間に1回
水位が炉心スプレイ系を確保する場合は22%(タンク底部から332 c m)以上,	
復水補給水系を確保する場合は37%(タンク底部から532 c m)以上あることを	
確認する。	
2. 動作可能であるべき炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水で	1ヶ月に1回
あることを確認する *2 。ただし,第 39 条第 2 項(1)で定める確認時を除く。	
3. 動作可能であるべき炉心スプレイ系,低圧注水系及び復水補給水系について,注	1ヶ月に1回
水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	
4. 動作可能であるべき炉心スプレイ系及び低圧注水系について動作可能であること	待機状態となる
を管理的手段により確認する。	前に1回
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回

2. 6 号炉

項目	頻度
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッ	12時間に1回
ションプール水位が -407 c m以上あることを確認する。	
又は	
動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、高圧炉心スプレ	12時間に1回
イ系を確保する場合は177 c m (タンク底部から207 c m) 以上,復水補給水系を	
確保する場合は437cm(タンク底部から467cm)以上あることを確認する。	
2. 動作可能であるべき低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び高圧炉心スプレイ系に	1ヶ月に1回
ついて、主要配管が満水であることを確認する※2。ただし、第39条第2項(1)	
で定める確認時を除く。	
3. 動作可能であるべき低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、高圧炉心スプレイ系及び	1ヶ月に1回
復水補給水系について,注水するための系統構成が可能となっていることを管理	
的手段により確認する。	
4. 動作可能であるべき低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び高圧炉心スプレイ系に	待機状態となる
ついて動作可能であることを管理的手段により確認する。	前に1回
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回

※2:主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源(サプレッションプール又は復水貯蔵タンク)からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉 圧力容器までの注入配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水は、 当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 40-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1系列が動作不能の場合	A1. 動作可能な状態に復旧する。	4時間
B. 条件Aで要求される措置を完	B1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接	速やかに
了時間内に達成できない場合	続している配管について,原子炉冷却材圧力バウ	
	ンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	
C. 2系列が動作不能の場合	C1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接	速やかに
	続している配管について,原子炉冷却材圧力バウ	
	ンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	
	及び	
	C2. 1 系列を動作可能な状態に復旧する。	4時間
D. 条件Cで要求される措置を完	D1. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二	速やかに
了時間内に達成できない場合	重扉の各々において,少なくとも1つの閉鎖状態	
	を確保するための措置を開始する。	
	及び	
	D2. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための	速やかに
	措置を開始する。	
	及び	
	D3. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とす	速やかに
	るための措置を開始する。	

(原子炉隔離時冷却系)

第 41 条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止(原子炉圧力が 1.04MP a [gage] 以上)において,原子炉隔離時冷却系は表 41-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、 次の各号を実施する。
 - (1) 技術GMは、定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、原子 炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。
 - (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であること及び主要配管が満水であることを確認する※1。
 - (3) 当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止(原子炉圧力が 1.04MP a [gage] 以上)において,表 41-2に定める事項を確認する。
- 3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表41-3の措置を講じる。
 - ※1:主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源 (サプレッションプール又は復水貯蔵タンク)からポンプまでの吸込配管とポン プから原子炉圧力容器までの注入配管並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配 管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管 上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。 なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の 圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 41-1

項目	運転上の制限	
原子炉隔離時冷却系	科 佐司化べもファ l.	
(原子炉圧力が 1.04MPa[gage] 以上のとき)	動作可能であること	

表 41-2

項目	頻	度
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が5号炉は90.8t/h及び6号炉は37.91/	1ヶ月に	. 1回
s で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて66m以上であることを確認		
する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が		
待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。		
さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認		
後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であること		
を確認する。		
2. 原子炉圧力が1.04M P a [gage]相当*2において,原子炉隔離時冷却系ポンプ	定検停」	上後の
の流量が5号炉は90.8 t/h及び6号炉は37.91/sで,全揚程が運転確認時	原子炉起	🛾 動 中
の原子炉圧力に加えて5号炉は54m以上及び6号炉は80m以上であることを	に1回	
確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した		
弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。		
さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認		
後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であること		
を確認する。		

※2:主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

表 41-3

-		
条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉隔離時冷却	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
系が動作不能の場	系が動作不能の場 及び	
合	A2. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が5号炉は 0.83MPa	速やかに
	[gage] 以上及び6号炉は 0.86MPa[gage] 以上であるこ	
	とを確認する。	
	及び	
	A3. 高圧注水系(6 号炉は高圧炉心スプレイ系)について動作可	速やかに
	能であることを確認する。	
B. 条件Aで要求され	B1. 高温停止にする。	24 時間
る措置を完了時間	及び	
内に達成できない	B2.原子炉圧力を 1.04MPa[gage]未満にする。	36 時間
場合		

(主蒸気隔離弁)

第 42 条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,主蒸気隔離弁は,表 42-1 で定める 事項を運転上の制限とする。

- 2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の 各号を実施する。
- (1)技術GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表 42-2 に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。
- (2) 機械GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表 42-2 に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。
- 3. 当直長は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-3の措置を講じる。

表 42-1

項目	運転上の制限
主蒸気隔離弁	動作可能であること

表 42-2

項目	判定値
主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下
主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉圧力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下

表 42-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合	A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気	8 時間
	管上の主蒸気隔離弁を全閉する。	
B. 条件Aで要求される措置を完了	B1. 高温停止にする。	24 時間
時間内に達成できない場合	及び	
	B2. 冷温停止にする。	36 時間

(格納容器及び格納容器隔離弁)

第 43 条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,格納容器及び格納容器隔離弁は,表 43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエ アロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることがで きるが、この場合は格納容器の機能喪失とはみなさない。

- 2. 格納容器及び格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 技術GMは、定検停止時に、格納容器漏えい率が表 43-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。
- (2) 技術GMは、定検停止時に、表 43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。
- (3) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器 隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。
- 3. 当直長は、格納容器又は格納容器隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 43-4 の措置を講じる。なお、同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には、個々の弁に対して表 43-4 の措置を講じる。

表 43-1

項目	運転上の制限
格納容器	機能が健全であること
格納容器隔離弁	動作可能であること

表 43-2

項目	判定値	
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下	
	(常温,空気,設計圧力において)	

1. 5号炉

項

- (1)主蒸気管ドレン系 主蒸気管内側ドレン弁 主蒸気管外側ドレン弁
- (2)原子炉水サンプリング系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁
- (3)計装用空気系計装用空気隔離弁
- (4)自動減圧装置窒素系 自動減圧系用窒素系隔離弁
- (5)原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系ポンプ 吸込内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系ポンプ 吸込外側隔離弁
- (6) 残留熱除去系

残留熱除去系廃棄物処理系第一隔離弁 残留熱除去系廃棄物処理系第二隔離弁 残留熱除去系熱交(A)

出口電導度計用弁

残留熱除去系熱交(B)

出口電導度計用弁

ヘッドスプレイ内側隔離弁 ヘッドスプレイ外側隔離弁 残留熱除去系ポンプ吸込外側隔離弁 残留熱除去系ポンプ吸込内側隔離弁

(7)不活性ガス系

ドライウェルパージ弁 圧力抑制室パージ弁 圧力抑制室ベント弁 圧力抑制室ベントバイパス弁 ドライウェルベント弁 ドライウェルベントバイパス弁 格納容器窒素供給弁 ドライウェル窒素供給弁 圧力抑制室窒素供給弁 格納容器窒素パージ弁 格納容器空気パージ弁 格納容器パージ排気側ベント弁 格納容器非常用ガス処理系側ベント弁 真空逃がし弁制御空気隔離弁 格納容器ベント弁(PCVベント弁)

(8) 原子炉格納容器ドレン系 格納容器床ドレン第一隔離弁 格納容器床ドレン第二隔離弁 格納容器機器ドレン第一隔離弁 格納容器機器ドレン第二隔離弁

(9) 試料採取系

酸素分析サンプル隔離弁(内側)酸素分析サンプル隔離弁(外側)酸素分析サンプル戻り弁(内側)酸素分析サンプル戻り弁(外側)原子炉水サンプリング第一止め弁原子炉水サンプリング第二止め弁液体サンプリング戻り第一止め弁液体サンプリング戻り第二止め弁残留熱除去系熱交換器出口

サンプリング第一止め弁 残留熱除去系熱交換器出口 サンプリング第二止め弁

- (10) 可燃性ガス濃度制御系 可燃性ガス濃度制御系A入口側隔離弁 可燃性ガス濃度制御系B入口側隔離弁 可燃性ガス濃度制御系A出口側隔離弁 可燃性ガス濃度制御系B出口側隔離弁
- (11)移動式炉心内計装系 玉形弁
- 本形弁
 (12) 格納容器雰囲気モニタ系
 格納容器(ドライウェル)雰囲気
 サンプリング入口第一止め弁
 格納容器(ドライウェル)雰囲気
 サンプリング入口第二止め弁
 格納容器(サプレッションチェンバ)
 雰囲気サンプリング入口第一止め弁
 格納容器(サプレッションチェンバ)
 雰囲気サンプリング入口第二止め弁
 格納容器雰囲気サンプリング戻り
 第一止め弁

第二止め弁

項

- (1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気管ドレン弁 (内側) 主蒸気管ドレン弁 (外側)
- (2) 原子炉水サンプリング系 原子炉水サンプル弁(内側) 原子炉水サンプル弁(外側)
- (3) 廃棄物処理系 格納容器高電導度サンプ隔離弁(外側) 格納容器低電導度サンプ隔離弁(外側)

格納容器高電導度サンプ隔離弁(内側) 格納容器低電導度サンプ隔離弁(内側)

(4) 残留熱除去系

残留熱除去系A系サンプリング弁 (外側)

残留熱除去系B系サンプリング弁 (外側)

残留熱除去系廃棄物処理系弁(内側) 残留熱除去系入口隔離弁(外側) A系シャットダウンクーリング注入弁 (外側)

B系シャットダウンクーリング注入弁 (外側)

残留熱除去系原子炉ヘッドスプレイ弁 残留熱除去系A系サンプリング弁 (内側)

残留熱除去系B系サンプリング弁 (内側)

残留熱除去系廃棄物処理系弁 (外側) 残留熱除去系入口隔離弁 (内側) A系テスタブルチェッキ弁バイパス弁 B系テスタブルチェッキ弁バイパス弁

- (5)原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系隔離弁(外側) 原子炉冷却材浄化系隔離弁(内側)
- (6)移動式炉心内計装系 玉形弁
- (7) 不活性ガス系 外側非常用ガス処理系ベント弁 外側換気系ベント弁 外側エアパージ供給入口弁 外側窒素ガスパージ供給弁 外側窒素ガス補給入口弁 内側格納容器ベント弁 内側サプレッションプールベント弁

内側サプレッションプール ベントバイパス弁

内側格納容器窒素ガス供給弁 内側サプレッションプール

窒素ガス供給弁

内側格納容器パージ弁 内側サプレッションプールパージ弁 格納容器ベント弁 (PCVベント弁)

(8)漏洩検出系

核分裂生成物サンプリング隔離弁 (外側)

核分裂生成物サンプリング隔離弁 (内側)

(9)試料採取系

格納容器酸素サンプル隔離弁(外側) 格納容器酸素サンプル戻り隔離弁 (外側)

格納容器酸素サンプル隔離弁(内側) 格納容器酸素サンプル戻り隔離弁 (内側)

原子炉水サンプリング第一止め弁 原子炉水サンプリング第二止め弁 液体サンプリング戻り第一止め弁 液体サンプリング戻り第二止め弁 残留熱除去系熱交換器

出口サンプリング第一止め弁 残留熱除去系熱交換器

出口サンプリング第二止め弁

(10)格納容器雰囲気モニタ系

格納容器雰囲気サンプリング入口 第一止め弁

格納容器雰囲気サンプリング入口 第二止め弁

格納容器雰囲気サンプリング戻り 第一止め弁

格納容器雰囲気サンプリング戻り 第二止め弁

(11)復水補給水系

ペデスタル注入ライン流量調節弁 ペデスタル注入ライン隔離弁

表 43-4

条件	要求される措置	完了時間
A. 条件B, C又はD以外の場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧す	1 時間
であって,格納容器の機能が	る。	
健全でない場合		
B. 主蒸気隔離弁以外の格納	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配	4時間
容器隔離弁2個を有する	管を隔離する。*1	
配管に適用	及び	
	B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配	1ヶ月に1回
動作不能な格納容器隔離弁1	管が隔離されていることを確認する。	
個を有する配管が1つ以上あ	ただし, 第94条の2第1項に定める区	
る場合	域については管理的手段により確認す	
	ることができる。	
C. (主蒸気隔離弁以外の格納)	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配	1時間
容器隔離弁2個を有する	管を隔離する。*1	
配管に適用	及び	
	C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配	1ヶ月に1回
動作不能な格納容器隔離弁2	管が隔離されていることを確認する。	
個を有する配管が1つ以上あ	ただし, 第94条の2第1項に定める区	
る場合	域については管理的手段により確認す	
	ることができる。	
D. 格納容器隔離弁1個を有	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配	4時間
する配管に適用	管を隔離する。※1	
	及び	
動作不能な格納容器隔離弁1	D2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配	1ヶ月に1回
個を有する配管が1つ以上あ	管が隔離されていることを確認する。	
る場合	ただし, 第 94 条の 2 第 1 項に定める区	
	域については管理的手段により確認す	
	ることができる。	
E. 条件A, B, C又はDで要求	E1. 高温停止にする。	24 時間
される措置を完了時間内に	及び	
達成できない場合	E2. 冷温停止にする。	36 時間

※1:動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離したことにより、当該系統の機能 が喪失した場合は、該当する条文を適用する。 (サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁)

第 44 条

原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁は、表 44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。

- 2. サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 - (1) 機械GMは、定検停止時に、サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空 破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。
- 3. 当直長は、サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表44-2の措置を講じる。

表 44-1

項目	運転上の制限
サプレッション・チェンバからドラ	動作可能であること
イウェルへの真空破壊弁	

表 44-2

要求される措置	完了時間
A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間
B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間
C1. 高温停止にする。	24 時間
及び	
C2. 冷温停止にする。	36 時間
	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。 B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。 C1. 高温停止にする。 及び

(サプレッションプールの平均水温)

第45条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,サプレッションプールの平均水温 *1 は,表 45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,原子炉隔離時冷却系の運転確認等により,サプレッションプールの水温が上昇するような時は,確認開始時から確認終了後 24 時間までを除く。

- 2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サプレッションプールの水温が上昇するような場合、サプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を32℃以下に復旧する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においてサプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。
- 3. 当直長は、サプレッションプールの平均水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 45-2 の措置を講じる。
 - ※1:平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。

表 45-1

項目	運転上の制限
サプレッションプールの平均水温	32℃以下

表 45-2

条件	要求される措置	完了時間
A. サプレッションプールの平均水温	A1.32℃以下に復旧する。	24 時間
が32℃を超えている場合		
B. 条件Aで要求される措置を完了時	B1. 高温停止にする。	24 時間
間内に達成できない場合	及び	
	B2. 冷温停止にする。	36 時間
C. サプレッションプールの平均水温	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに
が 49℃を超えている場合	及び	
	C2. 原子炉減圧を開始する。	1 時間
	及び	
	C3. 冷温停止にする。	36 時間

(サプレッションプールの水位)

第46条

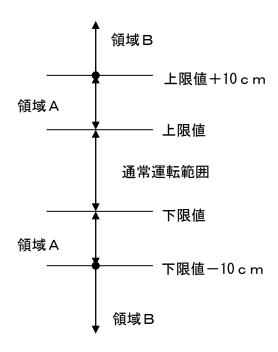
原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サプレッションプールの水位は、表46-1(図 46)で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。

- 2. サプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サプレッションプールの水位を24時間に1回確認する。
- 3. 当直長は、サプレッションプールの水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 46-2の措置を講じる。

表 46-1

項 目 (サプレッションプール水位)	運転上の制限
5 号炉	+16.6cm(上限値)以下 -3.9cm(下限値)以上
6 号炉	+10.4cm(上限値)以下 -10.7cm(下限値)以上





III - 2 - 4 - 148

表 46-2

条件	要求される措置	完了時間
A. サプレッションプールの水位が図 46	A1. サプレッションプールの水	24 時間
の領域Aの場合	位を制限値以内に復旧する。	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内	B1. 高温停止にする。	24 時間
に達成できない場合	及び	
	B2. 冷温停止にする。	36 時間
C. サプレッションプールの水位が図 46	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに
の領域Bの場合		

(可燃性ガス濃度制御系)

第47条

原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表 47-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 技術GMは、定検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系ブロアが起動すること及び可燃性ガス濃度制御系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。
- 3. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと 判断した場合、表 47-2の措置を講じる。

表 47-1

項目	運転上の制限
可燃性ガス濃度制御系	2系列*1が動作可能であること

表 47-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧す	30 日間
作不能の場合	る。	
	及び	
	A2. 他の1系列が動作可能であることを	速やかに
	確認する。	
B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態	速やかに
作不能の場合	に復旧する。	
C. 条件A又はBで要求される措置を	C1. 高温停止にする。	24 時間
完了時間内に達成できない場合		

※1:1系列とはブロア1台,再結合器1基(6号炉はブロア2台,再結合器2基) 及び必要な弁並びに配管をいう。

(格納容器内の酸素濃度)

第48条

原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度は、表 48-1 で定める事項を運転 上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの 24 時間及び原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の 24 時間を除く。

- 2. 格納容器内の酸素濃度が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。
- 3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと 判断した場合、表 48-2の措置を講じる。

表 48-1

項目	運転上の制限
格納容器内の酸素濃度	4%以下

表 48-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を	A1. 酸素濃度を制限値以内に復	24 時間
満足していないと判断した場合	旧する。	
B. 条件Aで要求される措置を完了時	B1. 高温停止にする。	24 時間
間内に達成できない場合	及び	
	B2. 冷温停止にする。	36 時間

(原子炉建屋)

第49条

原子炉の状態が運転,起動,高温停止及び炉心変更時*1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において,原子炉建屋は,表49-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 原子炉建屋が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1)技術GMは、定検停止時に、原子炉建屋を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を 当直長に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時*1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。
- 3. 当直長は、原子炉建屋が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表49-2の措置を講じる。

表 49-1

項目	運転上の制限
原子炉建屋	機能が健全であること

表 49-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温	A1. 原子炉建屋を負圧に保つための必	4時間
停止において,運転上の制限を満足	要な措置を講じる。	
していないと判断した場合		
B. 条件Aで要求される措置を完了時間	B1. 高温停止にする。	24 時間
内で達成できない場合	及び	
	B2. 冷温停止にする。	36 時間
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに
された燃料に係る作業時において、	及び	
運転上の制限を満足していないと判	C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に	速やかに
断した場合	係る作業を中止する。	

※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

(原子炉建屋給排気隔離弁)

第50条

原子炉の状態が運転,起動,高温停止及び炉心変更時*1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において,原子炉建屋給排気隔離弁は,表 50-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 技術GMは、定検停止時に、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを 確認し、その結果を当直長に通知する。
- 3. 当直長は、原子炉建屋給排気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していない と判断した場合、表50-2の措置を講じる。

表 50-1

項目	運転上の制限
原子炉建屋給排気隔離弁	動作可能であること

表 50-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離	A1. 全閉不能な隔離弁を有するライン	速やかに
弁1個を有するラインが1つ以上	の動作可能な原子炉建屋給排気隔	
ある場合(ただし、当該ラインが	離弁の動作確認を行い,全閉可能	
隔離されている場合を除く)	であることを確認する。	
	及び	
	A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離	10 日間
	弁を動作可能な状態に復旧する。	
B. 原子炉の状態が運転, 起動及び高	B1. 高温停止にする。	24 時間
温停止において、全閉不能な原子	及び	
炉建屋給排気隔離弁2個を有する	B2. 冷温停止にする。	36 時間
ラインが1つ以上ある場合		
又は		
原子炉の状態が運転、起動及び高		
温停止において、条件Aで要求さ		
れる措置を完了時間内に達成でき		
ない場合		
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに
射された燃料に係る作業時におい	及び	
て、全閉不能な原子炉建屋給排気	C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に	速やかに
隔離弁2個を有するラインが1つ	係る作業を中止する。	
以上ある場合		
又は		
炉心変更時又は原子炉建屋内で照		
射された燃料に係る作業時におい		
て、条件Aで要求される措置を完		
了時間内に達成できない場合		

※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

(非常用ガス処理系)

第51条

原子炉の状態が運転,起動,高温停止及び炉心変更時*1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において,非常用ガス処理系は表 51-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、 次の各号を実施する。
- (1)技術GMは,定検停止時に,非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し, その結果を当直長に通知する。
- (2) 分析評価GMは、定検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表 51-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。
- (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時*1又は原子炉建屋 内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系排風機が起動すること 及び非常用ガス処理系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。
- 3. 当直長は、非常用ガス処理系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断 した場合、表51-3の措置を講じる。

表 51-1

項目	運転上の制限
非常用ガス処理系	2系列*2が動作可能であること

表 51-2

1. 5 号炉

項目	判定値
総合除去効率	97%以上

2. 6号炉

項目	判定値
総合除去効率	99%以上

※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2:1系列とは、排風機1台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。

表 51-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ガス処理系1系列が動	A1. 当該系列を動作可能な状態に	10 日間
作不能の場合	復旧する。	
	及び	
	A2.他の1系列について動作可能	速やかに
	であることを確認する。	
B. 原子炉の状態が運転, 起動及び	B1. 高温停止にする。	24 時間
高温停止において、条件Aで	及び	
要求される措置を完了時間内	B2. 冷温停止にする。	36 時間
に達成できない場合		
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに
で照射された燃料に係る作業	及び	
時において,条件Aで要求さ	C2. 原子炉建屋内で照射された燃	速やかに
れる措置を完了時間内に達成	料に係る作業を中止する。	
できない場合		
D. 原子炉の状態が運転, 起動及び	D1. 高温停止にする。	24 時間
高温停止において、非常用ガ	及び	
ス処理系2系列が動作不能の	D2. 冷温停止にする。	36 時間
場合		
E. 炉心変更時又は原子炉建屋内	E1. 炉心変更を中止する。	速やかに
で照射された燃料に係る作業	及び	
時において,非常用ガス処理	E2. 原子炉建屋内で照射された燃	速やかに
系2系列が動作不能の場合	料に係る作業を中止する。	

(非常用冷却海水系)

第52条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,非常用冷却海水系^{※1}は,表 52-1で 定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 非常用冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 技術GMは、定検停止時に、非常用冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。
- (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、非常用冷却海水系の主要な手動弁と電動 弁の開閉状態を確認する。**²
- (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、表 52-2 に定める事項を確認する。
- 3. 当直長は、非常用冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断 した場合、表 52-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しな い。

※1:非常用冷却海水系とは、残留熱除去海水系を示す。

※2:非常用冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能 を達成するための非常用冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁及び 電動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁及び電動弁のうち当該系統の機 能を維持するために必要な一次弁をいう。

表 52-1

項目	運転上の制限
非常用冷却海水系	2系列*3が動作可能であること

表 52-2

項 目	頻 度
非常用冷却海水系ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの	1ヶ月に1回
運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあるこ	
とを確認する。	

※3:1系列とはポンプ2台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表 52-3

At til	- LO - H. III	
条 件	要求される措置	完了時間
A. 1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧す	10 日間
	る。	
	及び	
	A2. 他の1系列について,動作可能であ	速やかに
	ることを確認する。	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間	B1. 高温停止にする。	24 時間
内に達成できない場合	及び	
又は	B2.1. 冷温停止とする。	36 時間
2系列が動作不能の場合	又は	
又は	B2.2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に	冷温停止
条件Aにおいて,さらに異なる区分の	維持できる手段が確保されてい	となる
ディーゼル発電設備冷却系又は高圧	ることを確認する。	まで
炉心スプレイ系ディーゼル発電設備		毎日1回
冷却海水系 (6号炉) が動作不能の		
場合		

(非常用ディーゼル発電設備冷却系)

第53条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,非常用ディーゼル発電設備冷却系^{*1}は,表53-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 非常用ディーゼル発電設備冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 技術GMは、定検停止時に、非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプが模擬信号で 作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。
- (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプ の主要な手動弁の開閉状態を確認する**2。なお、非常用ディーゼル発電設備補機冷却 系については、主要配管の満水**3も確認する。
- (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。
- 3. 当直長は、非常用ディーゼル発電設備冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 53-2の措置を講じる。ただし、この場合第 39 条及び第 60 条は適用しない。なお、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系空気冷却器ファンが 2 台以上動作不能となった場合において、冷水温度を 38℃付近に維持可能なときは、運転上の制限を逸脱していないものとする。
 - ※1:非常用ディーゼル発電設備冷却系とは、5号炉については、非常用ディーゼル発電設備冷却海水系をいい、6号炉については、非常用ディーゼル発電設備冷却海水系1系列*4及び非常用ディーゼル発電設備補機冷却系1系列*4をいう。
 - ※2:非常用ディーゼル発電設備冷却系の主要な手動弁とは、非常用ディーゼル発電設備冷却海水系にあっては、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいい、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系にあっては、主要配管※3上の手動弁並びに主要配管に接続する配管上の手動弁のうち主要配管の満水※3を維持するために必要な一次弁をいう。
 - ※3:非常用ディーゼル発電設備補機冷却系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備補機冷却系空気冷却器とポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水とは、当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 53-1

200 1		
項 目	運転上の制限	
非常用ディーゼル発電設備冷却系	2系列※4が動作可能であること	

※4:非常用ディーゼル発電設備冷却海水系1系列とは、海水ポンプ1台及び必要な弁並びに配管をいい、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系1系列とは、冷水ポンプ1台、空気冷却器ファン5台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表 53-2

1. 5号炉

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電設備冷却系1	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧す	10 日間
系列が動作不能の場合	る。	
	及び	
	A2.他の1系列について動作可能である	速やかに
	ことを確認する。	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内	B1. 高温停止にする。	24 時間
に達成できない場合	及び	
又は	B2.1.冷温停止とする。	36 時間
非常用ディーゼル発電設備冷却系2系	又は	
列が動作不能の場合	B2.2.原子炉水位を有効燃料頂部以上に	冷温停止
又は	維持できる手段が確保されている	となる
条件Aにおいてさらに異なる区分の非	ことを確認する。	まで
常用冷却海水系が動作不能の場合		毎日1回

2. 6号炉

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電設備冷却系1	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧す	10 日間
系列が動作不能の場合	る。	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内	B1. 高温停止にする。	24 時間
に達成できない場合	及び	
又は	B2.1. 冷温停止とする。	36 時間
非常用ディーゼル発電設備冷却系2系	又は	
列が動作不能の場合	B2.2.原子炉水位を有効燃料頂部以上に	冷温停止
又は	維持できる手段が確保されている	となる
条件Aにおいてさらに異なる区分の	ことを確認する。	まで
非常用冷却海水系又は高圧炉心スプ		毎日1回
レイ系ディーゼル発電設備冷却海水		
系が動作不能の場合		

(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系)

第54条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系は,表 54-1 で定める事項を運転上の制限とする。なお,本条文は6号炉のみ適用される。

- 2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 技術GMは、定検停止時に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。
- (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 冷却海水系の主要な手動弁の開閉状態を確認する。**1
- (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。
- 3. 当直長は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 54-2の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しない。
 - ※1: 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。

表 54-1

項目	運転上の制限
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海 水系	1系列*2が動作可能であること

表 54-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電	A1. 当該系列を動作可能な状態に復	10 日間
設備冷却海水系が動作不能の場合	旧する。	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間	B1. 高温停止とする。	24 時間
内に達成できない場合	及び	
又は	B2.1. 冷温停止とする。	36 時間
条件Aにおいてさらに非常用冷却海	又は	
水系又は非常用ディーゼル発電設備	B2.2.原子炉水位を有効燃料頂部以	冷温停止
冷却系が動作不能の場合	上に維持できる手段が確保さ	となる
	れていることを確認する。	まで
		毎日1回

※2:1系列とは、ポンプ1台及び主要な手動弁並びに配管をいう。

(使用済燃料プールの水位及び水温)

第55条

使用済燃料プールの水位及び水温は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料プールの水温が 65℃以下であることを毎日1回確認する。
- 3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表55-2の措置を講じる。

表 55-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65℃以下

表 55-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プ	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段	速やかに
ールが運転上	が確保されていることを確認する。	その後
の制限を満足		毎日1回
していないと	及び	
判断した場合	A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業	速やかに
	を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移	
	動する。	
	及び	
	A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の	速やかに
	各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保する	
	ための措置を開始する。	
	及び	
	A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を	速やかに
	開始する。	
	及び	
	A5. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするため	速やかに
	の措置を開始する。	

(燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位)

第56条

原子炉の状態が燃料交換において、原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合、原子炉水位は、表 56-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 原子炉水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が燃料交換において、原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合、原子炉水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。
- 3. 当直長は、原子炉水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 56-2 の措置を講じる。

表 56-1

項目	運転上の制限
燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	オーバーフロー水位付近にあること

表 56-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足して	A1. 燃料又は制御棒の移動を中止する。ただし、	速やかに
いないと判断した場合	移動中の燃料又は制御棒は所定の場所に移	
	動する。	
	及び	
	A2. 原子炉水位を回復する操作を開始する。	速やかに

(中央制御室非常用換気空調系)

第 57 条

原子炉の状態が運転,起動,高温停止及び炉心変更時*1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において,中央制御室非常用換気空調系は表 57-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 技術GMは、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。
- (2) 分析評価GMは、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表 57-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。
- 3. 当直長は、中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-3の措置を講じる。
 - ※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

表 57-1

項目	運転上の制限
中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列*2が動作可能であること

表 57-2

項目	判 定 値
総合除去効率	30%以上

表 57-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用換気空	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	30 日間
調系1系列が動作不能の	及び	
場合	A2. 他の1系列が動作可能であることを管	
	理的手段により確認する。	速やかに
B. 中央制御室非常用換気空	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に	10 日間
調系2系列が動作不能の	復旧する。	
場合		
C. 原子炉の状態が運転, 起動	C1. 高温停止にする。	24 時間
及び高温停止において,条	及び	
件A又はBで要求される	C2. 冷温停止にする。	36 時間
措置を完了時間内に達成		
できない場合		
D. 炉心変更時又は原子炉建	D1. 炉心変更を中止する。	速やかに
屋内で照射された燃料に	及び	
係る作業時において,条件	D2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る	速やかに
A又はBで要求される措	作業を中止する。	
置を完了時間内に達成で		
きない場合		

※2:2系列とはファン2台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。

(外部電源その1)

第58条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,外部電源*1は表 58-1 で定める事項 を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。

- 2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。
- 3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 58-2 の措置を講じる。
 - ※1:外部電源とは、電力系統又は主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を第65条及び第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。以下、第59条及び第60条において同じ。

表 58-1

項目	運転上の制限
外部電源	2系列*2が動作可能であること

※2:外部電源の系列数は、非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数(当該原子炉の主発電機を除く)の合計数とし、各々の非常用交流高圧電源母線について求められる。以下、第59条及び第60条において同じ。

表 58-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能である外部電源が1系列の みの場合	A1. 外部電源を2系列動作可能な状態に 復旧する。	10 日間
B. 動作可能である外部電源が1系列の みの場合(高圧炉心スプレイ系母線を 除く)		12 時間
及び 非常用ディーゼル発電機1台が動作 不能の場合(高圧炉心スプレイ系非常 用ディーゼル発電機を除く)	B2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作 可能な状態に復旧する。	12 時間
C. 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作 可能である外部電源が1系列のみ又 は1系列もない場合		10 日間
及び 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼ ル発電機が動作不能の場合	C1.2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び	10 日間
	C2. 自動減圧系(原子炉圧力が 0.84MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。及び	速やかに
	C3. 原子炉隔離時冷却系について,動作 可能であることを確認する。**3	速やかに
D. 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作 可能である外部電源が1系列もない 場合		10 日間
<i>"</i>	D2. 自動減圧系(原子炉圧力が 0. 84MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 及び	速やかに
	D3. 原子炉隔離時冷却系について,動作可能であることを確認する。**3	速やかに
E. 動作可能である外部電源が1系列も ない場合(高圧炉心スプレイ系母線を		24 時間
除く) 又は 条件A,B,C又はDで要求される措	E2. 冷温停止とする。	36 時間
置を完了時間内に達成できない場合		

※3:原子炉圧力が 1.04M P a [gage] 以上の場合に実施する。

(外部電源その2)

第59条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、外部電源は表 59-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。

- 2. 外部電源が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、外部電源の電圧が確立 していることを1週間に1回確認する。
- 3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 59-2の措置を講じる。

表 59-1

項目	運転上の制限
外部電源	1 系列が動作可能であること

表 59-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足	A1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する。	速やかに
していないと判断	及び	
した場合	A2. 炉心変更を中止する。	速やかに
	及び	
	A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中	速やかに
	止する。	
	及び	
	A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接	速やかに
	続している配管について, 原子炉冷却材圧力バウ	
	ンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	

(非常用ディーゼル発電機その1)

第60条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,非常用ディーゼル発電機は表 60-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 技術GMは、定検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを 確認し、その結果を当直長に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、次の事項を確認する。
 - ①非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V及び周波数が 50±1H z であること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを1ヶ月に1回確認する。
 - ②A系及びB系のデイタンクレベル及び高圧炉心スプレイ系デイタンクレベル (6号炉) が表 60-2 に定める値を満足していることを1 ヶ月に1 回確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2 日間を除く。
- 3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していない と判断した場合、表60-3の措置を講じる。

表 60-1

項目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機	2台*1の非常用ディーゼル発電機(6号炉は3台*2の非
	常用ディーゼル発電機)が動作可能であること

表 60-2

項目	5 号炉	5 号炉	6 号炉	6 号炉	6 号炉
	A系	B系	A系	B系	HPCS
非常用ディーゼル発電	3,430mm	3,430mm	2,829mm	2, 299mm	1,598mm
機デイタンクレベル	以上	以上	以上	以上	以上

表60-3

表 60-3		
条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電機1台	A1. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧	10 日間
が動作不能の場合	する。	
	及び	
	A2. 残り1台(6号炉は2台)の非常用ディーゼル発電	速やかに
	機について、動作可能であることを確認する。	
	及び	
	A3. 原子炉隔離時冷却系について, 動作可能であること	速やかに
	を確認する。**3	~_ ~ ~ ~ ~ ~
	C PERU. / 00	
B. 条件A (A1 の措置) で要求さ	B1. 動作可能な非常用ディーゼル発電機を運転状態と	速やかに
れる措置(非常用ディーゼル	する。	
発電機の復旧措置)を完了時	及び	
間内に達成できない場合	B2. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧	30 日間
	する。	
ロ 北帝田立, ビュを影響すた		10 F±BB
	C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復	12 時間
が動作不能の場合(高圧炉心ス	旧する。	
プレイ系非常用ディーゼル発		
電機を除く)	C2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。	12 時間
及び		
動作可能である外部電源が1		
系列のみの場合(高圧炉心スプ		
レイ系母線を除く)		
D. 高圧炉心スプレイ系非常用デ	D1.1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に	10 日間
ィーゼル発電機が動作不能の	復旧する。	
場合	又は	
及び	D1.2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。	10 日間
高圧炉心スプレイ系母線に対	及び	
し動作可能である外部電源が	D2. 自動減圧系(原子炉圧が0.84MPa[gage]以上の場合)	速やかに
1系列のみ又は1系列もない	の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であるこ	
場合	とを確認する。	
	及び	
	D3. 原子炉隔離時冷却系について, 動作可能であることを	速やかに
	確認する。 ^{**3}	
E. 条件A (A1 の措置を除く),	E1. 高温停止とする。	24 時間
B, C又はDで要求される措		• • • •
置を完了時間内に達成でき		36 時間
ない場合		41114
又は		
非常用ディーゼル発電機2台		
以上が動作不能の場合		
シエル・野川ドル・肥り物口		

※1:2台とは、A系及びB系をいう。

※2:3台とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。※3:原子炉圧力が1.04MPa [gage] 以上の場合に実施する。

(非常用ディーゼル発電機その2)

第61条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用ディーゼル発電機*1*2 は表 61-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認する ため,次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機が運転可能であることを次の事項により確認する。
 - ①非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V及び周波数が 50±1Hz であること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを1ヶ月に1回確認する。
 - ②表 61-1 で要求されるディーゼル発電機のデイタンクレベルが表 61-2 に定める値 を満足していることを 1ヶ月に1回確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が 運転中及び運転終了後2日間を除く。
- 3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していない と判断した場合、表 61-3の措置を講じる。
- ※1:非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系(6号炉)の非常用ディーゼル発電機をいう。
- ※2: 当直長は、非常用ディーゼル発電機を待機除外にする場合には、1/2/3/4号 炉の当直長に通知する。

表 61-1

項目	運転上の制限
交流電源	第 66 条で要求される当該非常用交流高圧電源母線に接続
	する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備
	*3が動作可能であること

※3:非常用発電設備とは、非常用ディーゼル発電機及び必要な電力供給が可能な非常用 発電機をいう。なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。

表 61-2

項目	5号炉	5号炉	6号炉	6 号炉	6 号炉
	A系	B系	A系	B系	HPCS
非常用ディーゼル発電	3, 430mm	3, 430mm	2,829mm	2, 299mm	1,598mm
機デイタンクレベル	以上	以上	以上	以上	以上

表61-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに
していないと判断し	及び	
た場合	A2. 炉心変更を中止する。	速やかに
	及び	
	A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止	速やかに
	する。	
	及び	
	A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続	速やかに
	している配管について,原子炉冷却材圧力バウンダ	
	リを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	

(非常用ディーゼル発電機燃料油等)

第62条

ディーゼル燃料油,潤滑油及び起動用空気は,表 62-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし,非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。

- 2. ディーゼル燃料油,潤滑油及び起動用空気が,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が第 60 条及び第 61 条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを、付表 62-1、付表 62-2 及び付表 62-3 で 1 ヶ月に 1 回確認する。
- 3. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油又は起動用空気が第1項で定める運転上の制限 を満足していないと判断した場合、表62-2の措置を講じる。

表62-1

項目	運転上の制限
ディーゼル燃料油,	第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディー
潤滑油及び	ゼル発電機に対し必要量確保されていること
起動用空気	

付表 62-1

項目	No. 3	No. 6
ディーゼル燃料油(軽油	2,180mm以上	1,291mm以上
タンクレベル)	(1,490mm ^{※1} 以上)	

付表 62-2

万 日	5号炉	5号炉	6号炉	6 号炉	6 号炉
項目	A系	B系	A系	B系	HPCS
潤滑油(サンプタンク	1,8151	1,8151	2, 300 1	1,9001	2, 300 1
貯油量)	以上	以上	以上	以上	以上

※1:6号炉A系ディーゼル発電機が要求されない場合

付表 62-3

1. 5号炉

項目	5号炉A系	5号炉B系
起動用空気	2. 16MP a [gage]	2.16MP a [gage]
(自動用空気	以上	以上
貯槽圧力)		

2. 6 号炉

項目	6号炉A系	6号炉B系	6号炉HPCS
起動用空気	2.16MP a [gage]	2.16MP a [gage]	2. 16M P a [gage]
(自動用空気	以上	以上	以上
貯槽圧力)			

表62-2

夕 44	西去されて世界	ウマは明
条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タ	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間
ンクレベルが付表62-1を満足しない		
場合		
B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油	B1. 制限値以内に復旧する。	2日間
貯油量が付表62-2を満足しない場合		
C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間
空気貯槽圧力が付表62-3を満足しな		
い場合		
D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達	D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作	速やかに
成できない場合	不能とみなす。ただし、6号炉にお	
	いては、軽油タンク1基から非常用	
	ディーゼル発電機2台以上に供給し	
	ている場合は,原子炉停止時冷却系	
	に電源を供給する非常用ディーゼル	
	発電機を動作不能とみなす。	
E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作	速やかに
内に達成できない場合	不能とみなす。	

(直流電源その1)

第63条

原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において,直流電源は表 63-1 で定める事項を 運転上の制限とする。

- 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 技術GMは,定検停止時に,直流電源(蓄電池及び充電器*1)の機能を確認し,その結果を当直長に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、2系列*2 (6号炉は3系列*3)の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。
- 3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 63-2 の措置を講じる。

※1: 充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。以下、第64条において同じ。

※2:2系列とは、A系及びB系をいう。

※3:3系列とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。

表 63-1

項目	運転上の制限
直流電源	2系列*2 (6号炉は3系列*3) が動作可能であること

表63-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 直流電源 1 系列の蓄電	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
池又は充電器が動作不	及び	
能の場合	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確	速やかに
	認する。	
B. 直流電源 1 系列の蓄電	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに
池及び充電器が動作不		
能の場合		
C. 条件A又はBで要求さ	C1. 高温停止とする。	24 時間
れる措置を完了時間内	及び	
に達成できない場合	C2. 冷温停止とする。	36 時間

(直流電源その2)

第64条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において,直流電源は表 64-1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。
- 3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 64-2の措置を講じる。

表64-1

項目	運転上の制限
直流電源	第66条で要求される直流電源が動作可能であること

表64-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 要求される直流電源	A1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に	速やかに
の蓄電池又は充電器	復旧する措置を開始する。	
が動作不能の場合	及び	
	A2. 炉心変更を中止する。	速やかに
	及び	
	A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止	速やかに
	する。	
	及び	
	A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続	速やかに
	している配管について,原子炉冷却材圧力バウン	
	ダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	

(所内電源系統その1)

第65条

原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、所内電源系統は表 65-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。

- 2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。
- 3. 当直長は、所内電源系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-2の措置を講じる。

表 65-1

	項目	運転上の制限
		(受電されている系統数)
	(1) 非常用交流高圧電源母線	2系統*1 (6号炉は3系統*2)
所内電源系統	(2)原子炉保護系母線	2系統**1
	(3) 直流電源母線	2系統*1 (6号炉は3系統*2)

表65-2

夕 14	亜土されて世界	ウマ吐明
条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用交流高圧電源母線の1系統が電源喪失	A1. 非常用交流高圧電源母線を受	8 時間
の場合(高圧炉心スプレイ系母線を除く)	電可能な状態に復旧する。	
B. 原子炉保護系母線の1系統が電源喪失の場合	B1. 原子炉保護系母線を受電可能	2時間
	な状態に復旧する。	
C. 直流電源母線の1系統が電源喪失の場合(高	C1. 直流電源母線を受電可能な状	2 時間
圧炉心スプレイ系母線を除く)	態に復旧する。	
D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不	速やかに
線又は高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が	能とみなす。	
電源喪失の場合		
E.条件A, B, C又はDで要求される措置を完	E1. 高温停止とする。	24 時間
了時間内に達成できない場合	及び	
	E2. 冷温停止とする。	36 時間
F. 非常用交流高圧電源母線,原子炉保護系母線	F1. 高温停止とする。	24 時間
又は直流電源母線の2系統以上が電源喪失の	及び	
場合	F2. 冷温停止とする。	36 時間

※1:2系統とは、A系及びB系をいう。

※2:3系統とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。

(所内電源系統その2)

第66条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において,所内電源系統は表 66-1 で定める事項 を運転上の制限とする。ただし,送電線事故等による瞬停時を除く。

- 2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第 27 条、第 35 条、第 36 条及び第 40 条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線及び直流電源母線が受電されていることを 1 週間に 1 回確認する。
- 3. 当直長は、所内電源系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 66-2 の措置を講じる。

表 66-1

項目	運転上の制限	
所内電源系統	第 27 条, 第 35 条, 第 36 条及び第 40 条で要求される設備の	
	維持に必要な非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線及	
	び直流電源母線が受電されていること	

表66-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 要求される非常用交流高 圧電源母線,原子炉保護	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに
系母線又は直流電源母線 が電源喪失の場合	及び A2. 炉心変更を中止する。 及び	速やかに
	A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を 中止する。	速やかに
	及び A4. 要求される原子炉停止時冷却系を動作不能と みなす。	速やかに
	及び A5. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に 接続している配管について,原子炉冷却材圧	速やかに
	カバウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁 止する。	

(原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き)

第67条

原子炉の状態が高温停止,冷温停止及び燃料交換において,1体以上の燃料が装荷されている単一のセルから制御棒1本を引き抜く場合は,表67-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,第84条を適用する場合は除く。

- 2. 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜きを行う場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、制御棒1本の引き抜きを行う場合は、表 67-2 に定める事項を確認する。
- 3. 当直長は、原子炉停止中の制御棒1本の引き抜きを行う場合に、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 67-3の措置を講じる。

表 67-1

項目	運転上の制限
原子炉停止中の制	(1)原子炉モードスイッチが燃料取替位置において,1本制御棒引
御棒1本の引き抜	抜インターロック(引き抜かれた制御棒が1本ある場合には、2
き	本目の引抜対象制御棒が選択できないこと) が作動していること
	(2) 全制御棒の位置を確認していること
	(3) 第27条の原子炉保護系計装に関して,原子炉の状態が燃料交
	換において適用される要素が動作可能であること
	(4) 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていること

表 67-2

項目	頻 度
1. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において, 1 本制御	作業毎※1に、最初の制御棒引
棒引抜インターロックが作動していることを確認する。	き抜き後、速やかに
2. 全制御棒の位置を確認する。	24 時間に1回
3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置に施錠されている	毎日1回
ことを確認する。	
及び	
全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は、制御棒の位置が	制御棒を引き抜く都度
全挿入位置表示でなくなることを確認する。	
及び	
第27条の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃	最初の制御棒引き抜き開始前
料交換において適用される要素が動作可能であることを	
管理的手段により確認する。	
及び	
制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表 22-2に定	最初の制御棒引き抜き前,そ
める値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全	の後1週間に1回
挿入かつ除外されている場合を除く)	
4. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されてい	制御棒の引き抜き開始の都度
ることを確認する。	

※1:作業毎とは、制御棒のフリクションテスト、スクラムの時間測定等それぞれの作業の開始時点において行うことをいう。なお、1本制御棒引抜インターロックの除外又は原子炉モードスイッチの切替を行うために作業を中断する場合は、作業の再開にあたり再度1本制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。

表 67-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満	A1.満足していないと判断した項目を満足させる措置を	速やかに
足していないと	開始する。	
判断した場合	及び	
	A2. 挿入可能な全ての制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
	及び	
	A3. 全挿入位置にある制御棒を引き抜かない。	速やかに

(単一制御棒駆動機構の取り外し)

第68条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、1体以上の燃料が装荷されている単一のセルから引き抜かれた制御棒における制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は、表 68-1で定める事項を運転上の制限とする。この場合、第 27 条の原子炉保護系計装及び第 67 条は適用されない。

- 2. 単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、単一制御棒駆動機構の 取り外しを行う場合は、表 68-2 に定める事項を確認する。
- 3. 当直長は、単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合に、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68-3の措置を講じる。

表 68-1

項目	運転上の制限
単一制御棒駆動機構の取り外し	(1)引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入
	かつ除外されていること
	(2) 停止余裕が確保されていること
	(3)他の炉心変更が行われていないこと

表 68-2

項 目	頻 度
1. 引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入か	制御棒駆動機構の取り外し前
つ除外されていることを確認する。	及びその後毎日1回
2. 停止余裕が確保されていることを管理的手段により確	制御棒駆動機構の取り外し前
認する。	
3. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	制御棒駆動機構の取り外し前
	及びその後毎日1回

表68-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足	A1.制御棒駆動機構の取り外しを中止する。	速やかに
していないと判断し	及び	
た場合	A2.1.全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
	又は	
	A2.2.満足していないと判断した項目を満足させる措	速やかに
	置を開始する。	

(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)

第69条

原子炉の状態が高温停止,冷温停止及び燃料交換において,原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は,表 69-1 で定める事項を運転上の制限とする。この時,他の運転上の制限については,原子炉の状態が各々高温停止,冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし,原子炉の状態が起動であるとはみなさない。

- 2. 複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1)燃料管理GMは、制御棒操作を行うにあたり、あらかじめ制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、原子炉モードスイッチを起動位置にして、制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合又は制御棒操作手順に従って複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は、表 69-2 に定める事項を確認する。
- 3. 当直長は、複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-3の措置を講じる。

表 69-1

項目	運転上の制限
複数の制御棒引き抜きを伴う検査	あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがっ
	て実施すること

表 69-2

1. 5号炉

項目	頻 度
1. 下記の原子炉保護系計装及び起動領域モニタ計装の要素が動	最初の制御棒引き抜き開始前
作不能でないことを管理的手段により確認する。	
・起動領域モニタ	
(1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合	
計数率高	
機器動作不能	
(2) 原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合	
計数率高	
機器動作不能	
又は	
原子炉周期(ペリオド)短	
中性子東高	
機器動作不能	
・平均出力領域モニタ	
(原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合)	
中性子東高	
機器動作不能	
・スクラム・ディスチャージボリューム水位高	
・地震加速度大	
・原子炉モードスイッチ「停止」位置	
・スクラム(手動)	
2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前
又は	
制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は、制御棒を操作する	制御棒操作の都度
運転員の他に、少なくとも1名の運転員が、制御棒操作手順に	
従って操作がなされていることを確認する。	
又は	
制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合は,第 14 条に定	制御棒操作の都度
めた手順に従った操作がなされていることを確認する。	
3. 制御棒と制御棒駆動機構の結合状態を確認する。	制御棒を全引抜位置にする都
	度
4. 制御棒の引き抜き操作は、制御棒操作手順において連続操作を	制御棒操作の都度
定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。	
5. 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表 22-2 に定める	最初の制御棒引き抜き開始前
値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全挿入かつ	
除外されている場合を除く)	
6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前

2. 6 号炉

2.6号炉 項目	頻 度
動作不能でないことを管理的手段により確認する。	政(D)*/同时时代(D) C D(D) [10]
・起動領域モニタ	
(1)原子炉の状態が燃料交換での検査の場合	
計数率高	
機器動作不能	
(2)原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合	
計数率高	
機器動作不能	
又は	
原子炉周期(ペリオド)短	
機器動作不能	
・平均出力領域モニタ	
(原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合)	
中性子東高	
機器動作不能	
・スクラム・ディスチャージボリューム水位高	
・地震加速度大	
・原子炉モードスイッチ「停止」位置	
・スクラム (手動)	
2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前
又は	
制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は、制御棒を操作す	制御棒操作の都度
る運転員の他に、少なくとも1名の運転員が、制御棒操作手	
順に従って操作がなされていることを確認する。	
又は	
制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合は,第 14 条に	制御棒操作の都度
定めた手順に従った操作がなされていることを確認する。	
3. 制御棒と制御棒駆動機構の結合状態を確認する。	制御棒を全引抜位置にする都度
4. 制御棒の引き抜き操作は、制御棒操作手順において連続操作	制御棒操作の都度
を定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。	
5. 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表 22-2 に定め	最初の制御棒引き抜き開始前
る値であることを確認する。(ただし、当該制御棒が全挿入	
かつ除外されている場合を除く)	
6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前

表69-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限	A1. 引き抜き制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
を満足してい	(制御棒挿入に際しては, 必要に応じて制御棒価値ミニマ	
ないと判断し	イザをバイパスできる。)	
た場合	及び	
	A2. 原子炉モードスイッチを燃料取替位置又は停止位置とす	全制御棒全挿
	る。	入完了後

(原子炉の昇温を伴う検査)

第70条

原子炉の状態が冷温停止において、原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が100℃以上となる場合は、表 70-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が冷温停止であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が高温停止であるとはみなさない。また、本条を適用している間は、第 35 条を適用しない。

- 2. 原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が 100℃以上となる場合に, 前項で定める 運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。
- (1) 当直長は、原子炉冷却材の昇温開始から 100℃となる前に次の各項目を管理的手段で確認する。
 - ①第27条(計測及び制御設備)の原子炉建屋隔離系計装の機能
 - ②第49条 (原子炉建屋) の機能
 - ③第50条(原子炉建屋給排気隔離弁)の機能
 - ④第51条(非常用ガス処理系)の機能
- 3. 当直長は、原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が 100℃以上となる場合に、第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 70-2 の措置を講じる。

表 70-1

項目	運転上の制限
原子炉の昇温を伴う	第27条の原子炉建屋隔離系計装,第49条の原子炉建屋,第50条
検査	の原子炉建屋給排気隔離弁及び第 51 条の非常用ガス処理系の機
	能が確保されていること

表 70-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足	A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措	速やかに
していないと判断し	置を開始する。	
た場合	又は	
	A2.1.温度又は圧力を上昇する操作を中止する。	速やかに
	及び	
	A2. 2. 原子炉冷却材温度を 100℃未満にする。	24 時間

(原子炉モードスイッチの切替を伴う検査)

第71条

原子炉の状態が高温停止,冷温停止及び燃料交換において,第69条の適用時を除いて原子炉モードスイッチを運転位置又は起動位置にする場合は,表71-1で定める事項を運転上の制限とする。この時,他の運転上の制限については,原子炉の状態が各々高温停止,冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし,原子炉の状態が運転又は起動であるとはみなさない。

- 2. 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、表 71-2 に定める事項を確認する。
- 3. 当直長は、原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-3の措置を講じる。

表 71-1

項目	運転上の制限	
原子炉モードスイッチの切替を	1体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入さ	
伴う検査	れていること及び炉心変更が行われていないこと	

表 71-2

項目	頻 度
1.1体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が	原子炉モードスイッチの切替直前
全挿入されていること	
2. 炉心変更が行われてないこと	原子炉モードスイッチの切替直前

表 71-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足	A1. 検査を中止する。	速やかに
していないと判断し	及び	
た場合	A2. 原子炉モードスイッチを停止位置又は燃	速やかに
	料取替位置にする。	

(運転上の制限の確認)

第72条

各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項※1で確認する。

- 2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該 措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することがで きる^{※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、 定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。
- 3. 各GMは,第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかった場合,運転上の制限を満足していないと判断するが,この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく,判断した時点から速やかに当該事項を実施し,運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果,運転上の制限を満足していないと判断した場合は,この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。
- 4. 各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。
- 5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。
- 6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。

※1:第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。

※2:第2節で定められた頻度も適用される。

表 72

頻 度		(# 1 /2	
保安規定で定める頻度	延長できる時間	備 考	
1時間に1回	15 分	分単位の間隔で確認する。	
12 時間に 1 回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	
24 時間に1回	6 時間	同上	
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。	
1週間に1回	2 日	日単位の間隔で確認する。	
1ヶ月に1回	7 日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。	
1,000MW d / t に 1 回	250MW d / t		

(運転上の制限を満足しない場合)

第73条

運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。

- 2. 各GMは, 第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても, 運転上の制限に関係する事象が発見された場合は, 運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。
- 3. 各GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求 される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していな いと判断しなくてもよい。
- 4. 各GMは,運転上の制限を満足していないと判断した場合,5・6号/共通設備運転管理部長に報告し,5・6号/共通設備運転管理部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。
- 5. 各GMは,運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。なお,運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、表 73 の例に準拠する。
- 6. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、5・6号/共通設備運転管理部長に報告し、5・6号/共通設備運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。
- 7. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への 移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては、原子炉主任技術者の確認を得る。
- 8. 各GMは、次の各号を適用することができる。
- (1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。
- (2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。
- (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。
- (4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第 2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。

表 73

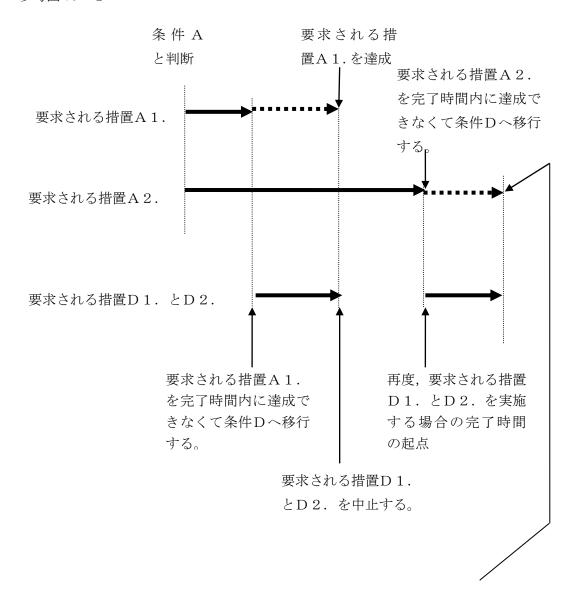
条件	要求される措置	完了時間	
A. 機能Xが確認できない場合	A1. 機能 X の代替機能を確	1時間,その後8時間に1回	
	認する。		
	及び		
	A2.機能Xを確認する。	3 日間	
B. 機能Yが確認できない場合	B1.機能Yを確認する。	8 時間	
	又は		
	B2. 原子炉熱出力を 30%未	8 時間	
	満にする。		
C.機能Xが確認できない場合	C1.機能Xを確認する。	1 時間	
及び	又は		
機能Yが確認できない場合	C2.機能Yを確認する。	1 時間	
D. 条件A, B又はCで要求される	D1. 高温停止にする。	24 時間	
措置を完了時間内に達成でき	及び		
ない場合	D2. 冷温停止にする。	36 時間	

- (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合に、該当する条件がない場合は、要求される措置としては13時間以内に原子炉の状態を起動にする、25時間以内に高温停止にする及び37時間以内に冷温停止にする。ただし、この要求される措置を実施中に運転上の制限が適用される状態でなくなった場合又は運転上の制限を満足していると判断した場合は、この限りでない。
- (2) 要求される措置 A1. と A2. (又は要求される措置 B1. と B2.) の完了時間の起点は、いずれも条件A(又は条件B)であると判断した時点(運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ)である。また、要求される措置 C1. と C2. 並びに D1. と D2. の完了時間の起点は、いずれも条件C又はDに移行した時点である。
- (3)条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合,要求される措置 B1. 又は B2. を実施するが,いずれの措置も8時間以内に達成することは困難と判断した場合は,8時間を待たずに条件Dに移行することができる。このとき,要求される措置 D1.と D2.の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。
- (4) 要求される措置 A1. を 1 時間以内に達成できない場合又はその後の 8 時間毎の確認ができない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置 D1. と D2. の実施と並行して要求される措置 A1. と A2. を実施し、要求される措置 A1. が要求される措置 A2. の完了時間である 3 日間以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置 D1. と D2. の実施要求はなく、また、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置 A2. を 3 日間以内(起点は最初に条件Aで

あると判断した時点)に達成させる。(参考図73-1参照)

- (5)(4)において、要求される措置 A2.を3日間以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。このときの要求される措置 D1.と D2.の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。(参考図 73 -1 参照)
- (6)条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置 A1.と A2.を実施中に条件B (機能Yが確認できない場合)であると判断した場合,条件Cに移行し、要求される措置 C2.(又は要求される措置 C1.)を 1 時間以内に達成すると,条件Cから条件A(又は条件B)に移行する。このとき再度、条件A(又は条件B)の要求される措置 A1.と A2.(又は要求される措置 B1.と B2.)を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件A(又は条件B)であると判断した時点である。(参考図 73-2参照)
- (7)条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置 A1.と A2.を実施中に条件B (機能Yが確認できない場合)であると判断した場合,条件Cに移行するが,要求される措置 C2.(又は要求される措置 C1.)の完了時間より前に条件Aの完了時間が来るときは,条件Aの完了時間が優先する。このとき,実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり,要求される措置 A1.と A2.が条件Aの完了時間内に達成できれば,自動的に条件Cの要求される措置は達成され,条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点を起点とする完了時間となる。また,要求される措置 A1.と A2.が条件Aの完了時間内に達成できなければ,条件Cの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Dへ移行する。(参考図 73-3 参照)

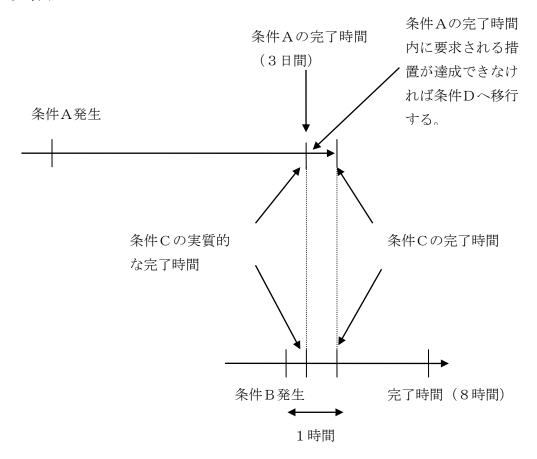
参考図 73-1



要求される措置A 2. が達成できた場合(機能Xが確認できた場合) とは、運転上の制限を満足していることが確認できた場合であり、 全ての要求される措置を中止し、運転上の制限を満足していないと 判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復 帰を行うことができる。

条件A発生 完了時間(3日間) 条件B発生 完了時間(8時間) 1時間

条件Cの完了時間内に機能X又は機能Yが確認できれば 条件A又は条件Bの本来の完了時間に戻る。



条件Aの完了時間内に機能Xが確認できれば, 条件Bの本来の完了時間に戻る。 (予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)

第74条

各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置*1を要求される完了時間の範囲内で実施する。

- 2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置*1を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。
- 3. 第1項及び第2項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。
- 4. 各GMは,第1項又は第2項に基づく保全作業を行う場合,関係GMと協議し実施する。
- 5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に 対する完了時間の起点とする。
- 6. 各GMは,第1項を実施する場合,運転上の制限外に移行する前に,要求される措置** ²を順次実施し,すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。
- 7. 各GMは、第1項又は第2項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。
- 8. 第1項及び第2項において、要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合、 各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。
- 9. 各GMは,第2項を実施し,当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は, 5・6号/共通設備運転管理部長に報告し,5・6号/共通設備運転管理部長は原子炉 主任技術者に報告する。
- ※1:第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項 においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。
- ※2:保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ 移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の 実施については除く。

(運転上の制限に関する記録)

第75条

当直長は,原子炉の状態を変更した場合は,引継日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。

- 2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合又は燃料管理GMから 運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録 する。
- (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻
- (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保全作業を含む)
- (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻
- 3. 当直長は、自ら第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した場合又は各GMから第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。
- (1) 第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容
- (2) 要求される措置又は安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果
- (3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻

(異常発生時の基本的な対応)

第76条

当直長は、次の各号に示す場合、5・6号/共通設備運転管理部長に報告する。

- (1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合※1
- (2) 原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動 スクラム信号が発信しない場合
- (3) 原子炉を手動スクラムした場合※1
- 2. 当直長は、操作を行っていない制御棒が動作した場合、5・6号/共通設備運転管理 部長に報告するとともに、速やかに当該制御棒を、当初の管理位置*2に適合させる又は 全挿入するための措置を講じる。ただし、炉心から全燃料が取り出されている場合を除 く。なお、本節でいう操作を行っていない制御棒が動作した場合*3とは次に定めるもの をいう。
- (1) 挿入又は引抜きの操作を行っていない制御棒が当初の管理位置**2から他の位置**4に 動作したとき
- (2)全挿入位置にある制御棒であって挿入又は引抜きの操作を行っていない制御棒が全 挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき
- 3. 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると 判断した場合には、5・6号/共通設備運転管理部長に報告するとともに、それを抑制 するために、原子炉建屋の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。
- 4.5・6号/共通設備運転管理部長及び各GMは,第1項,第2項又は第3項について 次に示す必要な措置を講じる。
- (1) 5・6号/共通設備運転管理部長は、各GMに異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに、異常が発生したことを所長及び原子炉主任技術者に報告する。
- (2) 各GMは、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応 措置について5・6号/共通設備運転管理部長に報告する。
- (3) 5・6号/共通設備運転管理部長は、異常の原因及び対応措置を所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡する。
- (4) 異常の原因が, 第78条第3項に該当する場合は, 本項(1), (2)及び(3)を省略することができる。
- ※1:予定された検査による場合、ハーフスクラムした場合又は自動スクラム信号発信前から制御棒が全挿入している場合を除く。
- ※2:「管理位置」とは、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。
- ※3:制御棒の動作が、スクラム信号による動作である場合は除く。ただし、第2項 (1)又は(2)の動作後にスクラム信号が発生し、制御棒が動作した場合は、 操作を行っていない制御棒が動作した場合に該当する。
- ※4:「他の位置」とは、当初の管理位置から1ノッチ以上離れた位置をいう。

(異常時の措置)

第77条

当直長は、第76条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。

- 2. 当直長は、前項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施する。
- 3. 第76条第1項の異常が発生してから当直長が異常の収束を判断するまでの期間は、第3節運転上の制限は適用されない。
- 4. 当直長は、第3項の判断を行うにあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。
- 5. 第 76 条第1項の異常の原因が, 第 78 条第3項に該当する場合は, 第4項を省略する ことができる。

(異常収束後の措置)

第78条

当直長は、第76条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。

- 2. 当直長は, 第76条第1項の異常収束後, 原子炉を再起動する場合は, 原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。
- 3. 当直長は、第76条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)又は(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。
- (1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合又は波及防止の措置として原子炉をスクラムさせた場合。
- (2) 第17条第3項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。

附 則

附則(

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

附則(平成30年3月26日 原規規発第1803266号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条については、大型機器除染設備の運用を開始した時点から適用することとし、 それまでの間は従前の例による。

附則(平成30年3月13日 原規規発第1803131号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条, 第90条及び第102条については, 放射能・化学分析機器の管理業務が移管された時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則(平成30年1月26日 原規規発第1801264号)

(施行期日)

第1条

2. 添付2(管理区域図)の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第9棟の管理区域図面並びに添付2-1(管理対象区域図)の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第9棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成29年3月7日 原規規発第1703071号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用 することとし、それまでの間は従前の例による。

附則 (平成 2 7年 9月 7日 原規規発第 1509071 号) (施行期日)

第1条

2. 添付 2-1 (管理対象区域図)の免震重要棟 2 階他の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成25年8月14日 原規福発第1308142号)

(施行期日)

第1条

第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。